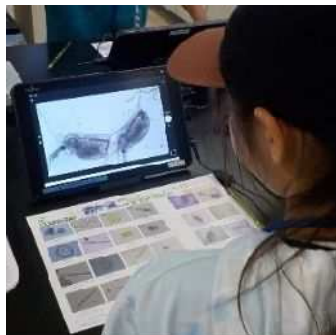


令和 8 年度

越谷市環境白書

越谷市環境管理計画年次報告書



はじめに

越谷市は、5本の一級河川が流れ、水によってかたちづくられた自然を基盤に、美しいまちなみが広がる都市と自然が調和したまちです。

本市では、公害の防止や、自然資源・快適環境の保全・創造を図るため、昭和58年に、全国の自治体に先駆けて「越谷市環境管理計画」を策定し、先導的に環境政策に取り組んでまいりました。

令和3年4月には、昨今の脱炭素をはじめ、プラスチック廃棄物処理、気候変動による気象災害などの課題に対応するため、令和12年度までを計画期間とする第4期の「越谷市環境管理計画」を策定したほか、埼玉県東南部地域5市1町（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町）による「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行い、圏域内における「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指すことといたしました。

令和7年度には、第4期計画の策定から5年が経過し、環境を取り巻く状況の変化などを踏まえて、計画の中間見直しを行いました。

今後も、国・県のみならず、世界の動向も注視しながら、「越谷市環境管理計画」に基づき、市民・事業者・行政の協働により、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

この「越谷市環境白書」は、このような環境分野全般の取組みについて、令和7年度の実績をまとめるとともに、「越谷市環境管理計画」の年次報告書として、本市の環境施策の進捗状況を掲載しております。

本書が、多くの皆様に広く活用され、身近な環境に対してさらに関心を深めていただくとともに、環境に配慮した行動を実践する一助となれば幸いです。

令和8年10月

越谷市長 福田 晃



目 次

第1章 越谷市の環境の概況

第1節 越谷市の概要	2
1. 位置・面積・地勢	2
2. 人口	2
3. 土地利用	3
4. 産業	3
5. 気候	3
6. 交通	4
7. 都市公園	4
第2節 環境行政のあらまし	5
1. 環境行政の体制	5
2. 環境関連計画	8

第2章 環境の現状と対策

第1節 環境関連計画の進捗状況	14
1. 越谷市環境管理計画	14
2. 一般廃棄物処理基本計画	15
第2節 基本目標別の現状と対策	16
(基本目標1) 脱炭素社会の構築	
1. 地球温暖化対策	16
2. 再生可能エネルギー	24
3. 省エネルギー	33
4. 二酸化炭素吸収源の拡大	35
(基本目標2) 気候変動影響への適応	
1. 気候変動適応	40
(基本目標3) 資源循環型の地域形成	
1. ごみ処理の概要	44
2. ごみの排出状況	46
3. し尿処理の概要	47
4. ごみ処理に関する経費	48
5. 4Rとごみ・資源の分別徹底	49
6. 廃棄物適正処理	55

(基本目標4) 生物多様性の保全と回復

1. 環境保全区域	64
2. 希少動植物	66
3. 生きものが暮らす環境	68
4. いきもの調査・自然観察	72
5. 有害鳥獣・特定外来生物対策	75

(基本目標5) 安全で安心な生活環境の形成

1. 大気	80
2. 水質	89
3. 騒音・振動	96
4. 化学物質	101
5. 悪臭・地盤沈下・土壌	109
6. 景観	111
7. その他	111

(基本目標6) 人づくり、参加・協働

1. 環境・SDGs教育	112
2. 環境・SDGs活動	114

資料編

第1節 関連条例・規則	122
第2節 越谷市環境年表	123
1. 環境保全行政のあゆみ	123
2. 廃棄物行政のあゆみ	125
第3節 生活環境基準等	126
1. 大気	126
2. 水質	128
3. 騒音・振動	131
4. 化学物質等	136
5. 悪臭	139
第4節 用語解説	143

第1章

越谷市の環境の概況



非電動型生ごみ処理器 「越谷キエーロ」

第1章 越谷市の環境の概況

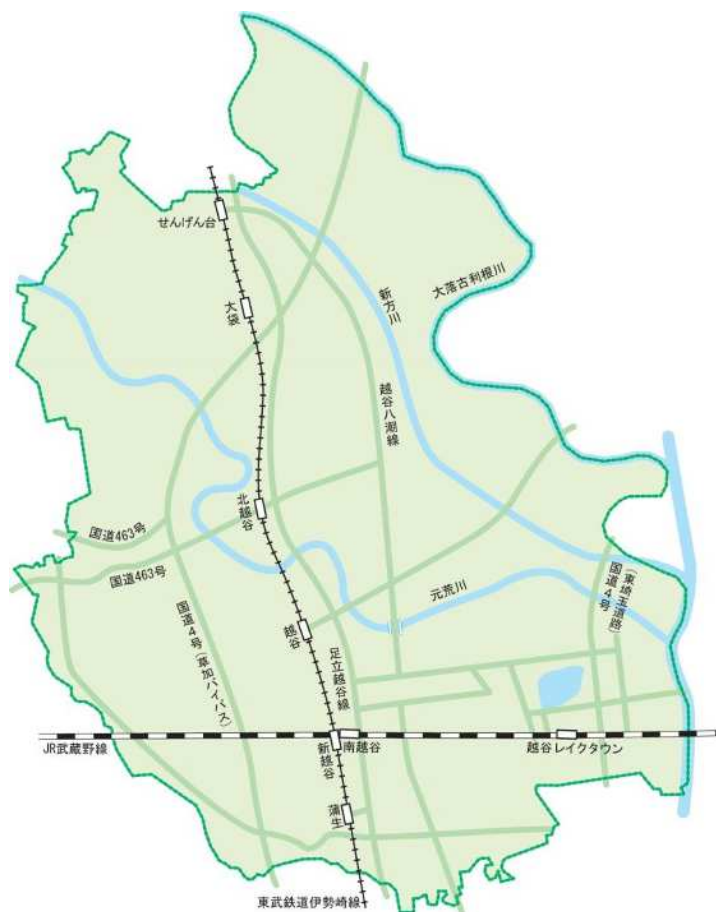
第1節 越谷市の概要

1. 位置・面積・地勢

本市は、埼玉県の一部に位置し、東京都心から北へ25kmという地理的環境にあります。市域は、東西に8.6km、南北に11.5kmで、面積は60.24km²（平成26年10月1日 国土地理院計測）があります。

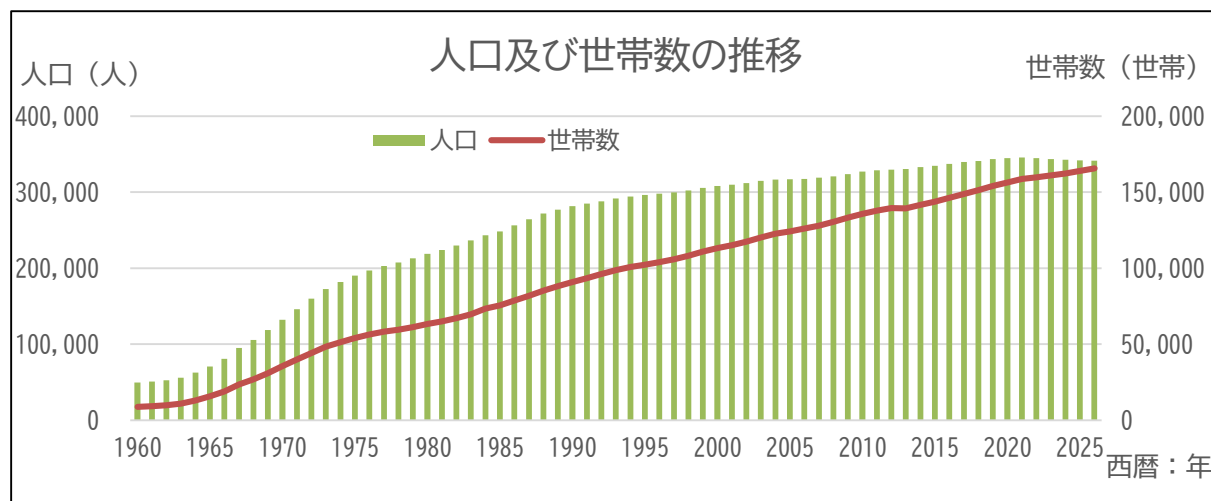
本市の地勢は、大宮台地と下総台地にはさまれた中川流域の沖積平野に位置しており、高低差の少ない、平坦な地形となっています。また、元荒川、大落古利根川、綾瀬川、新方川、中川の一級河川や、葛西用水、末田大用水、谷古田用水など多くの河川・用水が流れ、古くから「水郷こしがや」と呼ばれてきました。

鉄道は東西にJR武蔵野線、南北に東武鉄道伊勢崎線（愛称：東武スカイツリーライン）が走り、道路は国道4号と国道463号の2本の国道が走っています。



2. 人口

本市は、昭和37年（1962年）に地下鉄日比谷線が北越谷駅まで相互乗り入れを開始後、人口が急激に上昇し、昭和42年（1967年）には人口増加率のピークを迎えました。昭和48年（1973年）までは年間1万人の増加が続き、その後は緩やかな増加傾向となっていました。令和4年（2022年）から減少傾向に転じています。また、世帯数は継続して増加している一方、1世帯当たりの人数は減少傾向が続いており、令和7年（2025年）4月1日現在、人口は341,992人、世帯数は163,985世帯、1世帯当たりの人数は約2.08人でしたが、令和8年（2026年）4月1日現在、人口は341,379人、世帯数は165,748世帯、1世帯当たりの人数は約2.06人となっています。

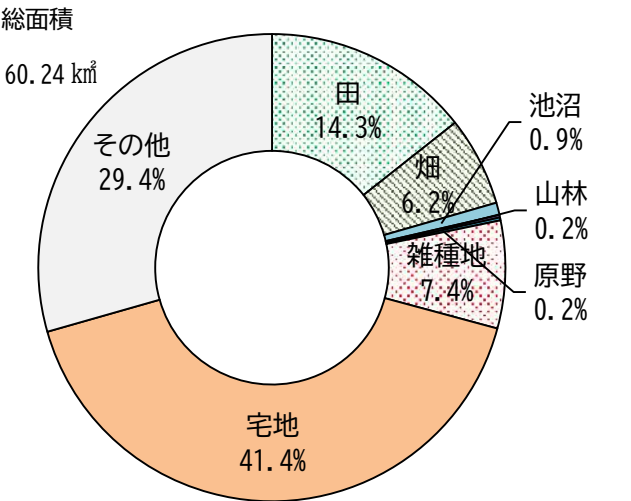


3. 土地利用

本市は、市域の全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域が28.72㎢（市域の47.6%）、市街化調整区域は31.59㎢（市域の52.4%）となっています。

地目別土地面積は、約50年前と比較すると、約7割を占めていた田畑の面積が大幅に減少し、宅地の面積が12.9%から41.4%に増加しています。

出典：「越谷市統計年報」の1-11及び1-12



4. 産業

「令和3年経済センサス-活動調査」によると、越谷市の事業所数は10,579事業所となっています。産業分類別にみると、「卸売業、小売業」がもっとも多く、2,721事業所、次いで「宿泊業、飲食サービス業」1,217事業所、「生活関連サービス業、娯楽業」1,072事業所と続いています。

（注）本調査において個人経営の農・林・漁業、国又は地方公共団体の機関は除かれる。

出典：「令和3年経済センサス-活動調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

産業大分類	令和3年	
	事業所数	従業者数
総数	10,579	112,120
農林漁業	18	104
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	1,015	7,828
製造業	888	11,759
電気・ガス・熱供給・水道業	4	6
情報通信業	88	533
運輸業、郵便業	345	10,602
卸売業、小売業	2,721	27,641
金融業、保険業	160	2,373
不動産業、物品賃貸業	679	3,852
学術研究、専門・技術サービス業	424	2,183
宿泊業、飲食サービス業	1,217	11,311
生活関連サービス業、娯楽業	1,072	5,635
教育、学習支援業	425	4,536
医療、福祉	973	17,252
複合サービス事業	28	249
サービス業(他に分類されないもの)	522	6,256

5. 気候

本市を含む埼玉県の気候は、太平洋側気候に属しています。冬は北西の季節風が強く、晴天の日が多くて空気が乾燥します。夏は日中かなりの高温になり、雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴です。また、県東南部の平野に位置することから、海洋性の特徴も見られます。

過去5年間の越谷市の気象データ

年	天気日報					気温(℃)			平均湿度(%)	総降雨量(mm)	平均風速(m)	最多風向
	快晴	晴	曇り	雨	その他	最高	最低	平均				
R3	95	121	105	44	0	37.4	-4.4	16.4	64.9	1,520.5	1.9	北北西
R4	57	152	119	36	1	39.2	-4.2	16.2	67.6	1,177.0	1.9	北北西
R5	57	182	88	37	1	39.4	-3.1	17.5	66.0	1,120.0	2.0	北北西
R6	48	157	116	43	2	40.1	-2.3	17.5	69.1	1,248.0	2.0	北北西
R7	59	164	109	32	1	39.4	-1.5	17.2	68.6	1,058.5	2.0	北西

資料：消防局・指令課

6. 交通

本市の鉄道は、東武鉄道伊勢崎線が市の中央を南北に、ＪＲ武蔵野線が市の南部を東西に運行しており、市内に８駅が立地しています。市内鉄道駅の１日平均乗車人数の合計は令和６年で264,430人となっています。

また、令和７年１２月時点で、バス路線は民間バス事業者６社によって78系統が運行されており、令和６年度の１日平均利用者数の合計は、31,059人となっています。

公共交通の１日利用者数の推移 (単位：人)

年	市内鉄道駅１日平均乗車人員	市内路線バス１日平均利用者数
R2	207,680	23,812
R3	229,599	27,245
R4	246,869	28,778
R5	256,567	30,209
R6	264,430	31,059

7. 都市公園

本市には、越谷総合公園、出羽公園などの都市公園や、越谷梅林公園、大吉調節池親水公園など数多くの公園が立地しています。都市公園は113箇所、面積の合計は97.704haとなっています（令和７年４月時点）。

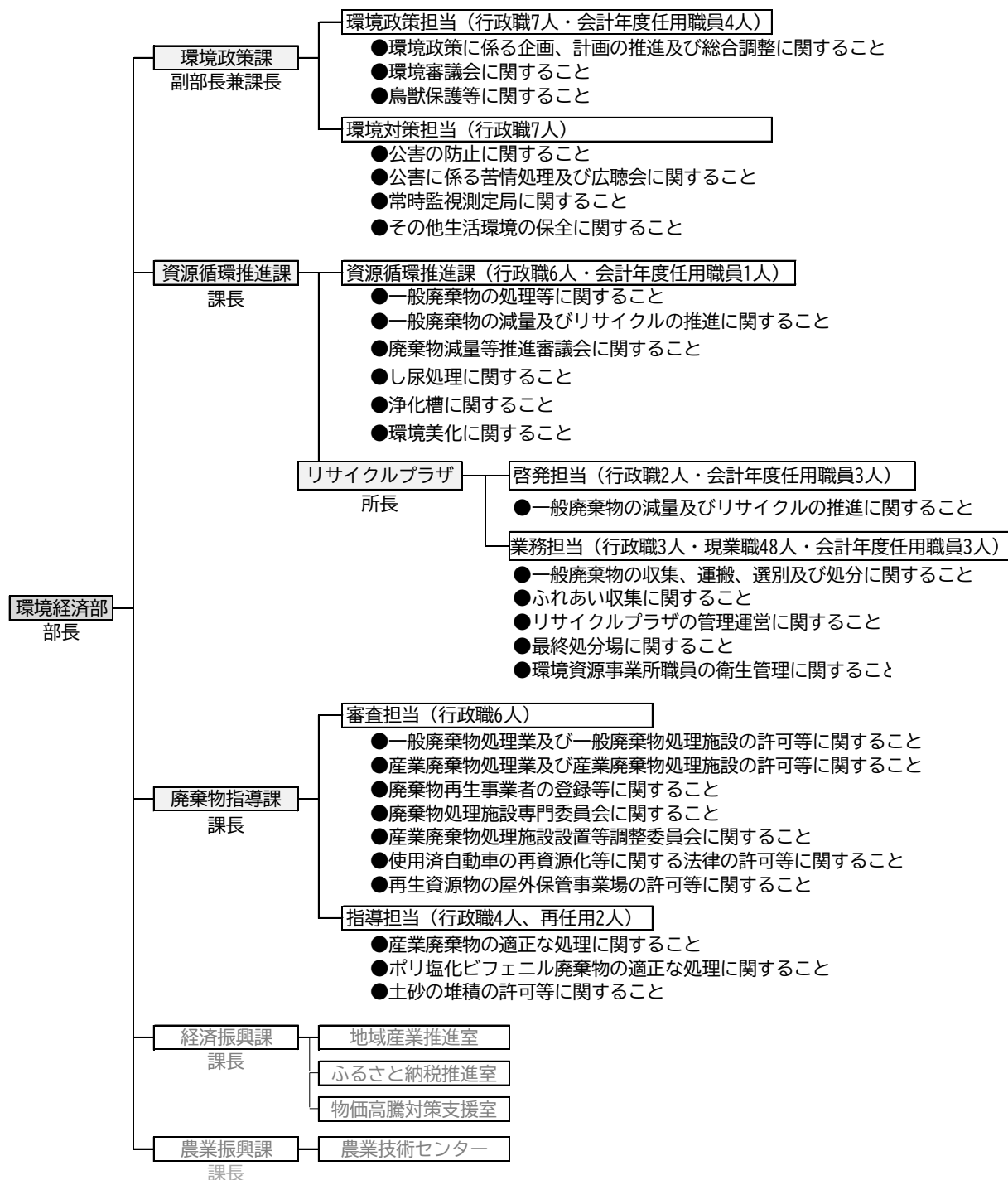
緑地・都市公園の分布



第2節 環境行政のあらまし

1. 環境行政の体制

1-1 環境行政組織図（令和8年4月1日現在）



1-2 附属機関（審議会等）

（ア）環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、越谷市環境条例第25条に基づき、設置されています。

大 熊 正 行	越谷商工会議所 常議員
関 根 隆 裕	東京電力パワーグリッド株式会社 川口支社 越谷事務所長
吉 田 将 光	越谷青年会議所 理事長
渋谷 喜代治	越谷市農業団体連合会顧問
○藤 野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
船 山 智 代	文教大学 教育学部 教授
◎浜 本 光 紹	獨協大学 経済学部 経済学科 教授
永 島 達 也	国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域 副領域長
大 澤 千恵子	埼玉県環境科学国際センター 担当部長
宮 山 清 司	特定非営利活動法人越谷ふるさとプロジェクト 理事
石 井 秀 夫	埼玉県生態系保護協会 越谷支部 支部長
星 野 智 子	一般社団法人環境パートナーシップ会議 代表理事
久 保 信 一	公募市民
小 松 幸 彦	公募市民
前 田 恵 子	公募市民

◎：会長 ○：副会長 （令和8年4月1日現在） （敬称略）

（イ）廃棄物減量等推進審議会

総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条に基づき、設置されています。

濱 口 洋	公募市民
林 幸 一	公募市民
須 田 勲	公募市民
増 澤 一 朗	公募市民
○浅 見 昭 一	越谷市自治会連合会 理事
内 田 泰 代	越谷市コミュニティ推進協議会 理事
佐 藤 誠	埼玉県環境部資源循環推進課
◎浅 井 勇一郎	獨協大学 経済学部 国際環境経済学科 特任助手
長 森 正 尚	埼玉県環境科学国際センター資源循環・廃棄物担当部長
足 立 夏 子	特定非営利活動法人 持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
草 場 澄 江	特定非営利活動法人 埼玉フードパントリーネットワーク 理事長
並 木 潤 太	越谷商工会議所 工業部会 副部長
公 文 正 人	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 アドバイザー
中 田 広 一	公益財団法人古紙再生促進センター業務部長
嘉 指 久美子	越谷市環境事業協同組合

◎：会長 ○：副会長 （令和8年4月1日現在） （敬称略）

(ウ)廃棄物処理施設専門委員会

廃棄物処理施設の設置許可に当たり、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に適正な配慮がなされたものであるかどうかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 17 条の 2 に基づき、設置されています。

荒 井 喜久雄	(元) 公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
河 村 清 史	(元) 埼玉大学大学院 理工学研究科教授
川 本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科教授
藤 吉 秀 昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 常勤顧問
松 本 泰 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科教授

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(敬称略)

(エ)産業廃棄物処理施設設置等調整委員会

産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査、審議するため、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第 23 条に基づき、設置されています。

江 原 智	江原総合法律事務所 弁護士
篠 崎 淳	篠崎法律事務所 弁護士
川 本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科教授
松 本 泰 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科教授

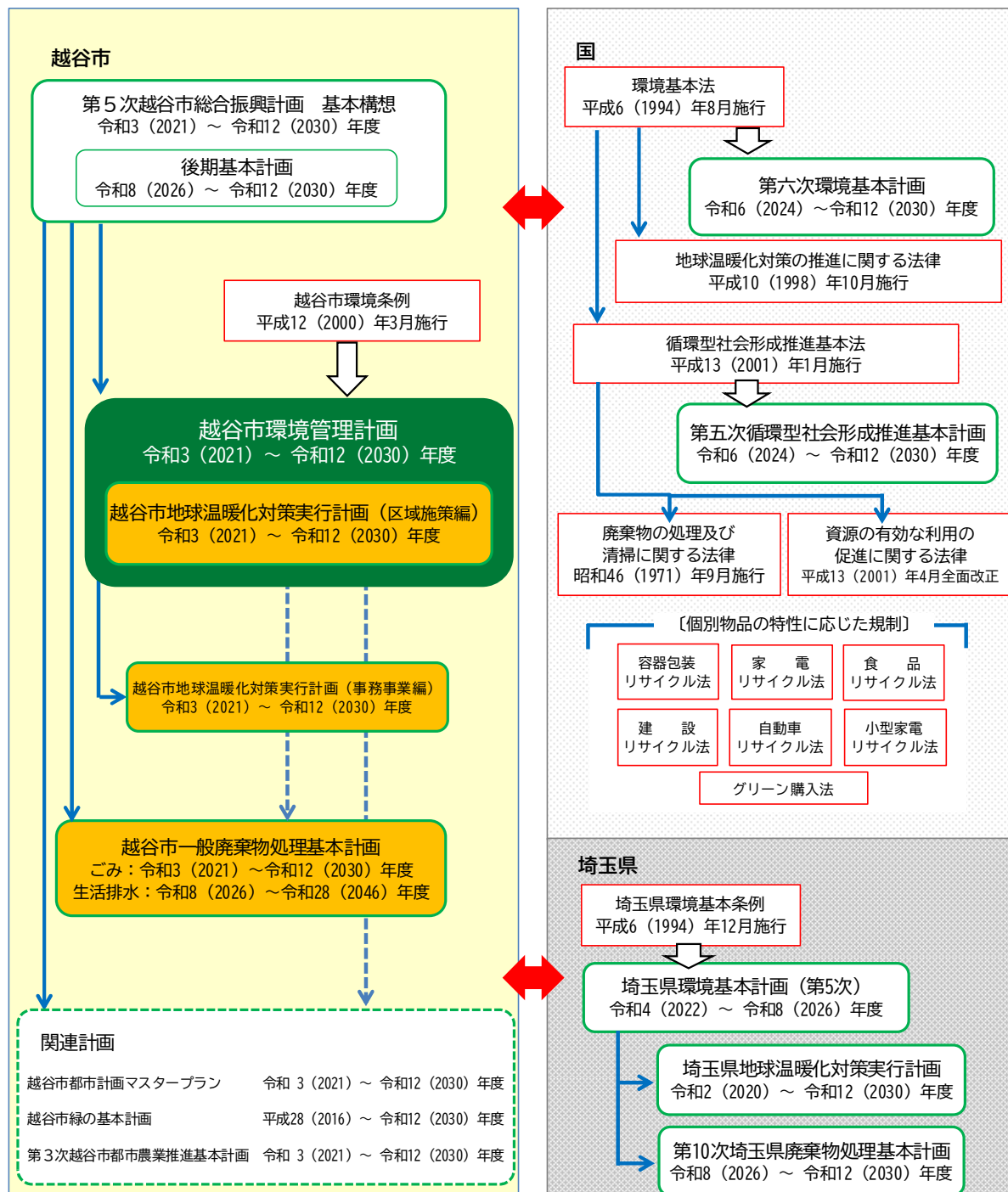
(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(敬称略)

2. 環境関連計画

2-1 主要な計画の位置付け

※令和8年度現在



2-2 主要な計画の概要

(ア) 越谷市環境管理計画

越谷市環境条例の理念を具現化し、環境の保全に関する施策を長期的な観点から総合的、体系的に推進する計画です。市の環境に係る総ての施策の基本的な方向を示し、取り組みを誘導する役割を担っています。

環境に関する状況や課題を地域レベルから世界レベルまでの確に把握し、SDGsの考え方を取り入れるとともに、世界・国・県の計画や方向性、本市の関連計画との整合性を踏まえながら、今後の本市の環境施策を総合的・体系的に推進するため、令和3年4月に改定を行い、令和3年度～令和12年度を計画期間としています。なお、本計画では、策定から5年が経過する令和8年度に、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、5年間の取組の進捗状況等を勘案し、中間見直しを行っています。

○越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の実行計画であり、越谷市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に推進するものです。令和3年4月に策定しました令和3年度～令和12年度を計画期間とした越谷市環境管理計画の中に含む形で新たに策定しています。

【温室効果ガス排出量の削減目標の改定について】

越谷市環境管理計画の温室効果ガス排出量の削減目標については、国や県の目標と足並みを合わせるため、国や埼玉県と同値である「令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26%削減」に合わせて設定していました。しかし令和3年10月、国の削減目標が「46%削減」に見直されました。また、埼玉県においても、令和4年度中に「46%削減」に見直しをすることが示されました。本市においても、ゼロカーボンシティ実現に向け、率先的に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すため、令和5年2月、現行の「26%削減」から「46%以上削減」への改定を行いました。また、指標に利用している埼玉県の算定方法についても見直しがあったため、環境指標の現状値を「8.6%減」から「10.6%減」へ変更しました。

○環境施策の展開方向

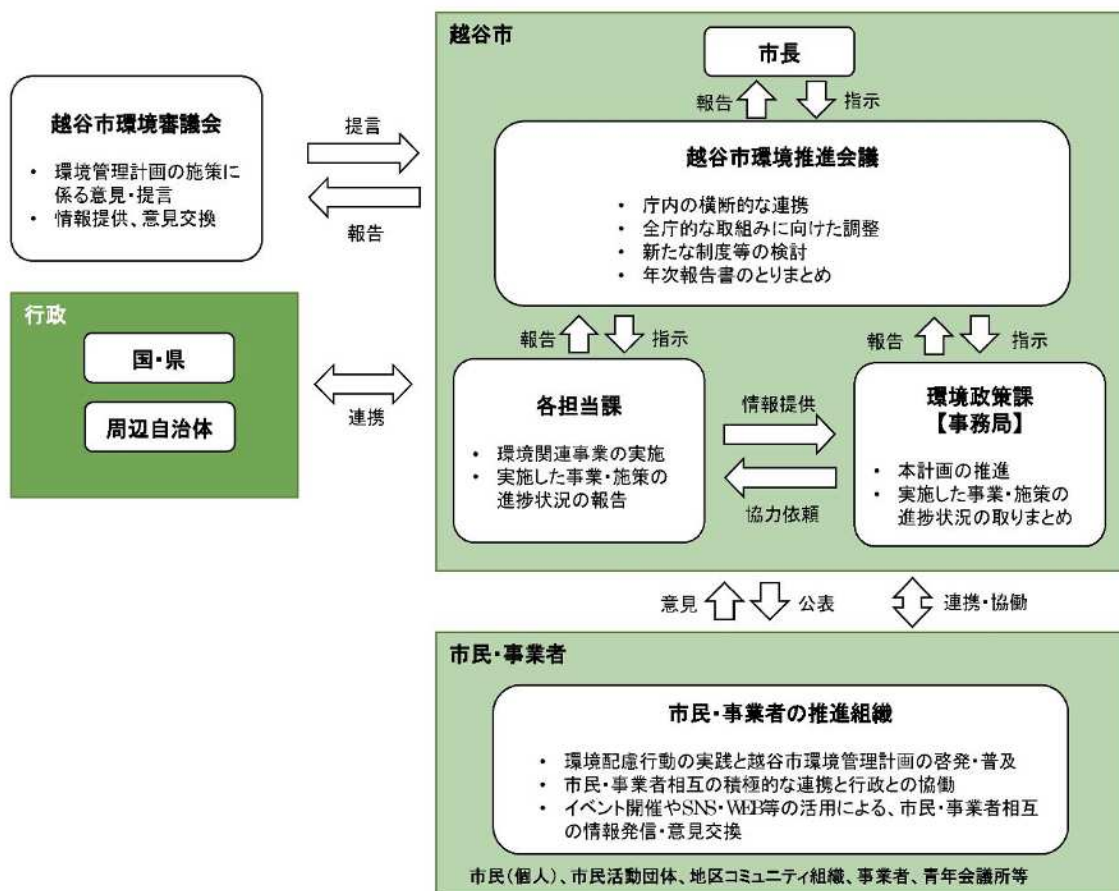
市の望ましい環境像「みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」を実現するため、施策を展開していきます。



○推進体制

市の組織である「越谷市環境推進会議」により施策の推進・調整を図るとともに、市民・事業者の推進組織（市民活動団体、地区コミュニティ組織、青年会議所等）との協働により取組みを進めています。また、これらの進捗状況について、毎年度環境審議会に報告し、意見・提言を受けています。

推進体制



(イ) 越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減を図るため「越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を令和 3 年 12 月に策定し、令和 12 年度までを計画期間としています。

○令和 12 年度（2030 年度）に向けた重点的な取組

令和 7 年 3 月には、市の事務事業に係る脱炭素をさらに加速させるため、「政府の事務事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のための実行すべき措置(政府実行計画)」を踏まえて、再生可能エネルギーの導入拡大や再生可能エネルギー電力への転換など、令和 12 年度に向けた重点的な取組を位置付けました。

5 つの重点的な取組

第5章 2030年度に向けた重点的な取組

< 5 つのアクション >

① 公共施設のLED	公共施設のLED照明の導入割合を100%とする
② 新築公共施設のZEB	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す
③ 太陽光エネルギー設備	設置可能な公共施設※1の約50%以上に太陽光発電の設置を目指す
④ 再生可能エネルギー電力	調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする
⑤ 電動車※2	新規に導入する公用車は、代替可能な電動車 ※2がない場合を除き、100%電動車※2とする

※1 設置可能な公共施設は、昭和56年以前に建築した施設や、越谷市公共施設等総合管理計画「第一次アクションプラン」に「建替え」「大規模改修」と位置付けられた施設等を除いた公共施設とする

※2 電動車は、EV、PHV、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車とする

(ウ)一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画に位置づけられ、上位計画である「第 5 次越谷市総合振興計画」、「越谷市環境管理計画」で掲げている一般廃棄物処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す計画です。

なお、ごみ処理基本計画は令和 3 年に策定し令和 12 年度までを、生活排水処理基本計画は令和 8 年に策定し令和 28 年度までを計画期間としています。

第2章

環境の現状と対策



大相模調節池生物調査

第2章 環境の現状と対策

第1節 環境関連計画の進捗状況

1. 越谷市環境管理計画

指標項目		指標の説明	単位	現況値 R1（2019）	目標値 R12（2030）	実績値 R7（2025）
基本目標 1 脱炭素社会の構築						
環境 指標	市域からの温室効果ガス排出量	市域からの温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素（CO ₂ ）とメタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）の排出量	千t-CO2 (2013年度比) %	1,386 (2017年) -10.6%	837 (2030年) -46%	1252 -19.3%
	地球温暖化・COOL CHOICE普及取組年間参加者数（市民・事業者）	地球温暖化やCOOL CHOICEに関する学習会等の参加人数	人	146	500	775
	建築物省エネ法に基づく届出等件数（総振）	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出件数及び適合性判定件数の合計値	件	211	980	541
	市の事業・支援による太陽光発電設備の発電容量（総振）	公共施設に設置または市の補助等により設置した太陽光発電設備の発電容量	kW	7,423	11,000	10,592
	市の事業・支援による蓄電池の蓄電容量（EV含む）	公共施設に設置または市の補助等により設置した蓄電池の蓄電容量	kWh	621.5	6,700	6,820
	1-5 永続性の高い緑地面積	二酸化炭素吸収源として、市域で確保した緑地面積の合計値	ha	1,420	1,445	1,397
	1-6 乗合交通利用圏域のカバー率（総振）	市の面積に対する公共交通利用圏域（鉄道駅1km圏内、バス停300m圏内の圏域および乗合タクシーなどの新たな公共交通利用圏域）の面積の割合	%	70.5	R7（2025） 76.5	70
	1-7 リサイクル率（総振）	市内で排出される廃棄物のリサイクル率	%	17.7	25	16.6
	1-8 革新的な取組の反映件数	温室効果ガス排出量の大幅削減に資する革新的な取組の反映件数	件	—	5	1
基本目標 2 気候変動影響への適応						
2-1	気候変動適応に関する市民への情報発信回数	気候変動の影響や被害を回避・軽減する「気候変動適応」に関する講演・勉強会の開催や周知啓発等の回数	回	—	3	12
2-2	気候変動適応に関する庁内連携の取組件数	行政計画への気候変動適応の考え方・施策の反映件数や研修・資料提供等による情報提供件数	件	—	5	5
2-3	猛暑日回数当たりの熱中症搬送数	猛暑日（35℃以上）における、回数当たりの熱中症搬送人数	人/日	9.16	9.0	6.4
2-4	まるとまちごとハザードマップ設置実施率（総振）	浸水深や避難所等の知識の普及等を図る洪水ハザード看板及び避難所誘導標識の設置実施率	%	—	R7（2025） 100	100
2-5	市の事業・支援による雨水貯留施設貯留量	公共施設に設置または市の補助等により設置した雨水貯留施設の貯留量	m ³	5,310	5,440	5,348
2-6	気候変動適応に関する事業者への情報提供・支援などの取組件数	産業分野等における取組情報の収集・提供件数や助言件数	件	—	10	2
基本目標 3 資源循環型の地域形成						
環境 指標	1人1日当たりごみ排出量	市民1人1日当たりが排出するごみの量	g/人・日	795	690	717
3-1	リサイクル率（総振）【再掲】	市内で排出される廃棄物のリサイクル率	%	17.7	25	16.6
3-2	家庭から排出される食品ロス量	家庭から排出される、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の総量	t/年	8,047	6,000	5,129
3-3	集団資源回収実施団体登録件数	市内における自主的に資源回収を行う団体の登録件数	団体	464	500	401
3-4	事業系ごみ排出量	市内の事業者から排出されるごみの量	t	26,143	21,000	23,338
3-5	排出事業者及び収集運搬許可業者を対象とした説明会実施回数	排出事業者及び収集運搬許可業者を対象とした説明会実施回数	回	1	2	2
3-6	ふれあい収集の登録件数（総振）	自らごみ集積所へ排出することが困難な65歳以上の高齢者のみの世帯および障がい者のみの世帯に対して行う戸別訪問収集の登録件数	件	472	800	663
3-7	電子マニフェスト普及率（総振）	産業廃棄物の適正な処理の流れを把握するためのマニフェスト交付状況における電子マニフェストの利用率	%	76	90	81
3-8	地場農産物の学校給食使用品目数	地場農産物の地元消費拡大や食の重要性及び農業への理解を深めることを目的とした市内小中学校の学校給食で使用する地場農産物の品目数	品目	12	12	10

基本目標 4 生物多様性の保全と回復						
4-1	希少植物の栽培・補植活動実施面積	コシガヤホシクサ、フジバカマ、ウマノスズクサなどの栽培や野生復帰実験等の実施面積	m ²	109	135	120
4-2	保存・樹林・樹木地区の指定箇所数（総振）	生き物が暮らす環境の保全として、保存・樹林・樹木地区の指定数	か所	—	R7（2025） 10	0
4-3	生物の生息・生育に配慮した区域の面積（総振）	公共施設ビオトープ、環境保全区域、ふるさと米圃場、調節池ビオトープゾーン、平方自然観察林などの合計面積	ha	32.4	34	34.2
4-4	合併処理浄化槽普及率（総振）	市内における合併浄化槽の普及率	%	37	50	46
4-5	排水基準適合率（総振）	水質汚濁防止法における規制対象事業所（日平均排水量が10m ³ 以上）の排水基準に適合した割合	%	100	R7（2025） 100	99
4-6	農地利用集積地域数（総振）	農地の保全・有効活用を目的として実施した農地利用の集積・集約化が行われた地域数	地域	4	6	5
4-7	生物多様性子ども調査実施学校数	環境の現状について理解を図り、生き物にとってやさしい街づくりについて考えることを目的とした調査に取り組んだ学校数	校	30	30	30
基本目標 5 安全で安心な生活環境の形成						
5-1	排水基準適合率（総振）【再掲】	水質汚濁防止法における規制対象事業所（日平均排水量が10m ³ 以上）の排水基準に適合した割合	%	100	R7（2025） 100	99
5-2	合併処理浄化槽普及率（総振）【再掲】	市内における合併浄化槽の普及率	%	37	50	46
5-3	人口1000人あたりの騒音による苦情件数（SDGsローカル指標）	自治体におけるSDGsの取組の進捗状況を計測する際に使用される騒音に関する指標	人	0.15	0.15	0.28
5-4	空間放射線量・給食放射性物質の目標達成率	放射線対策基本方針で定められている目標値	%	100	100	100
5-5	人口1000人あたりの悪臭による苦情件数（SDGsローカル指標）	自治体におけるSDGsの取組の進捗状況を計測する際に使用される悪臭に関する指標	人	0.06	0.06	0.08
5-6	「こしがや景観資源」の登録件数（総振）（累計）	「こしがや景観資源」の登録件数	件	65	R7（2025） 240	302
5-7	景観の満足度（総振）	市政世論調査における「住んでいる地区の景観（風景）に満足しているか」という項目で、「満足している」「十分とはいえないが、概ね満足している」と回答した割合	%	66.7	R7（2025） 70	69.4
5-8	自治会清掃回収件数	各自治会が行った清掃活動により集められたごみの回収件数	件	372	400	320
5-9	市の事業・支援による蓄電池の蓄電容量（EV含む）【再掲】	公共施設に設置または市の補助等により設置した蓄電池の発電容量	kWh	621.5	6,700	6,820
5-10	多面的機能に関する情報発信件数	農地の多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に係る団体へ啓発及び支援を行った件数	件	4	6	12
基本目標 6 人づくり、参加・協働						
6-1	環境・SDGs学習の実施校数	環境教育を教育課程に位置づけている学校数	校	45	45	45
6-2	環境・SDGsに関する取組件数（総振）	市民・事業者等との協働による環境教育、環境活動、SDGs等に関する取組件数	件	24	R7（2025） 30	30
6-3	環境・SDGsイベント参加者数	市や市民・事業者等との協働による環境教育、環境活動、SDGs等に関する取組参加者数	人	5,232	10,000	5,298
6-4	市民・事業者によるSDGs宣言世帯数・事業所数（総振）	「（仮称）越谷市SDGs宣言」へ登録している世帯数及び事業所数	件	—	R7（2025） 1,000	236
6-5	連携取組における発表事例数	市や市民・事業者等との協働による環境教育、環境活動、SDGs等に関する取組事例の発表件数	事例/年	—	10	6
6-6	市民のエシカル消費に向けた関連施策の実施件数	リーフレット配布や出張講座等によるエシカル消費の普及啓発件数及びCOOL CHOICEなど関連施策実施件数の合計値	件	2	10	17

※環境管理計画「基本目標 1 脱炭素社会の構築」は、「越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けています。

2. 一般廃棄物処理基本計画

	目標	現況値 (H21)	令和6年度 実績値	令和7年度 実績値	評価	目標値	
						短期(R7)	中期 (R12)
目標1 ごみ排出量の削減目標	1人1日当たりのごみ排出量を690g/人/日に削減する	865g/人/日	727g/人/日	717g/人/日	◎	740g/人/日	690g/人/日
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440g/人/日に削減する	645g/人/日	539g/人/日	530g/人/日	○	490g/人/日	440g/人/日
	事業系ごみ排出量を21,000t/年に削減する	26,093t/年	23,480t/年	23,338t/年	◎	24,000t/年	21,000t/年
目標2 再生利用の目標	分別の徹底により、リサイクル率を25.0%に引き上げる	18.2%	17.5%	16.6%	×	20.0%	25.0%
目標3 最終処分量の削減目標	最終処分量を6,500t/年に削減する	9,957t/年	6,667t/年	6,742t/年	×	7,100t/年	6,500t/年

※リサイクル率＝（資源化量合計＋資源回収量）÷（ごみ処理量＋資源回収量）

第2節 基本目標別の現状と対策

（基本目標1）脱炭素社会の構築

1. 地球温暖化対策

1-1 温室効果ガス排出量

本市では、令和3年4月に「越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を「越谷市環境管理計画」に内包する形で策定し、地球温暖化対策を進めています。この計画は、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、温室効果ガスの削減目標を設定し、本市の自然的、社会的特性を踏まえ、具体的な取組を設定しています。

		温室効果ガス排出量の推移							単位：千 t-CO ₂				
		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R12 (2030)
排出部門		基準年				現況年							目標年
産業部門	農林水産業	4.9	6.4	7.0	8.0	7.0	6.4	6.5	4.7	4.4	3.4	4.5	
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建設業	15	16	17	15	15	12	11	12	15	12	12	
	製造業	163	158	168	143	139	142	132	132	140	125	123	
	小計	183	180	192	166	161	161	150	149	159	140	139	
業務その他部門		430	388	412	371	361	353	330	314	359	345	338	
家庭部門		503	443	450	402	442	423	374	400	370	363	382	
運輸部門	乗用車	221	211	211	211	211	208	203	181	177	188	185	
	バス	7	7	7	6	6	6	6	5	5	5	6	
	二輪車	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2	2	
	トラック	142	143	144	143	144	144	143	138	142	143	143	
	旅客鉄道	23	22	21	21	20	19	18	18	19	18	17	
	貨物鉄道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	小計	395	385	386	384	383	379	373	345	345	356	353	
エネルギー起源CO ₂ 排出量		1,511	1,396	1,440	1,324	1,348	1,317	1,227	1,207	1,232	1,203	1,212	
工業プロセス		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水田		3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
一般廃棄物の焼却		35	37	36	36	35	36	36	36	36	35	36	
生活・商業排水処理		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
非エネルギー起源温室効果ガス排出量		39	41	40	40	39	40	39	39	40	39	40	
温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ）		1,550	1,437	1,480	1,364	1,386	1,356	1,267	1,247	1,272	1,242	1,252	837
基準年度比（％）			-7.3%	-4.5%	-12.0%	-10.6%	-12.5%	-18.3%	-19.6%	-18.0%	-19.8%	-19.3%	-46.0%

出典：埼玉県環境科学国際センター「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果」

※温室効果ガス排出量は令和8年3月に発表された算出式による数値

※算定に用いる埼玉県「市町村における温室効果ガス排出量の状況」が集計の都合上2年程度遅れて公表されることを踏まえ、こちらの数値についても2年程度のずれが生じます。

1－2 市の事務・事業から排出される温室効果ガス

本市では、市自らが事業者として環境負荷を低減する取組を率先して実行するため、平成 13 年度に「地球環境にやさしい越谷市率先実行計画（第一次計画）」を策定し、その後、第二次計画を経て、第三次計画として平成 25 年 3 月に令和 2 年度を目標年度とする「ストップ温暖化【越谷市率先実行計画】＜越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）＞」を策定し、市の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

さらに、ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民や事業者、関連自治体などとのパートナーシップにより温室効果ガス排出量の削減を進めていく中で、市自らの事務・事業における温室効果ガス排出量の削減を図るため、令和 3 年 12 月に「越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

本計画は、市自らが行う事務・事業について、市内の大規模事業者として、温室効果ガスの削減に向けた取組を実行し、2050 年ゼロカーボンシティ実現に向けて、市域から排出される温室効果ガスの削減を図ることを目的としています。

【計画期間】

令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間

【温室効果ガス排出量の削減目標】

平成 25 年度（2013 年度）を基準年度として、51%以上削減を目標

【対象範囲】

市庁舎をはじめとする公共施設等におけるすべての事務・事業を対象

※外部への委託等により実施する事務・事業については、指定管理者施設の運営に係るものを除き、計画の対象外とする。ただし、委託業務を行う受託者等に対し、業務上の環境配慮を要請する。

越谷市地球温暖化対策実行計画 目標達成状況

項 目	削減目標 令和2年度 (2020年度) 比	目標値 令和12年度 (2030年度)	単位	基準年 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	前年比	基準年比
電 気	35%以上 削減	18,423,972	kwh	28,344,573	38,481,017	38,862,790	39,265,295	39,424,823	37,580,981	-4.7%	32.6%
A重油	20%以上 削減	460,054	%	575,068	562,486	563,685	551,753	554,594	490,081	-11.6%	-14.8%
灯 油	20%以上 削減	131,128	%	163,910	181,099	164,147	157,469	163,275	151,108	-7.5%	-7.8%
都市ガス	15%以上 削減	1,469,949	m³	1,729,352	1,812,896	1,842,286	1,845,865	1,925,328	1,944,515	1.0%	12.4%
L Pガス	10%以上 削減	43,902	k g	48,780	62,549	64,716	66,593	66,803	66,251	-0.8%	35.8%
ガソリン	10%以上 削減	109,273	%	121,415	161,371	173,291	168,025	173,810	163,402	-6.0%	34.6%
軽 油	10%以上 削減	73,949	%	82,166	115,113	114,969	118,105	124,932	114,385	-8.4%	39.2%
プラスチック回収量※1	—	—	k g	—	22,946	44,400	20,830	35,049	21,810	-37.8%	—
可燃物排出量	10%以上 削減	750,276	k g	833,640	839,130	834,440	727,810	702,660	682,170	-2.9%	-18.2%
用紙購入量	10%以上 削減	279,549	k g	310,611	324,626	298,752	278,637	274,565	266,269	-3.0%	-14.3%
コピー・プリント枚数	10%以上 削減	21,843,798	枚	24,270,887	23,087,103	21,977,444	22,889,409	22,119,017	22,399,054	1.3%	-7.7%
申請・届出手続の オンライン化率※2	—	80	%	4	14	19	49	63	94	31pt	90pt
公共施設での太陽光発電量	40%以上 増加	357,107	kWh	255,077	279,948	270,260	284,160	277,584	288,404	3.9%	13.1%
公共施設建物内照明 (小中学校除く) LED化率	—	100	%	27.3	25.4	25.6	29.4	30.6	34.4	3.8pt	7.1pt
小中学校 教室 LED化率				1	1	5	18	33	56	23pt	55pt
小中学校 体育館(アリーナ) LED化率				24	24	24	24	47	62	15pt	38pt
電動車(EV/PHV) 導入台数	—	13	台	0	1	1	1	1	1	0.0%	—
グリーン購入 達成率	—	90	%	80.2	83.7	82.3	77.8	82.1	84.3	2.2pt	4.1pt

項目	削減目標 平成25年度 (2013) 比	目標値 令和12年度 (2030)	単位	基準年 平成25年度 (2013)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	前年比	基準年比
二酸化炭素排出量	51%減	12,261	t-CO ₂	24,825	22,954	22,450	15,353	13,405	13,856	3.4%	-44.2%
メタン排出量※3 (二酸化炭素換算値)			t-CO ₂	1.39	11.56	11.17	11.96	12.42	12.33	-0.7%	787.1%
一酸化二窒素排出量※3 (二酸化炭素換算値)			t-CO ₂	198	33.3	33.4	27.8	27.9	25.6	-8.2%	-87.1%
温室効果ガス合計			t-CO ₂	25,024	22,999	22,494	15,393	13,445	13,894	3.3%	-44.5%

※第3次計画(平成25年度～令和2年度)で、集計対象外であった平成23年度以降に新設した施設(保健所、ひのき荘、旧東方村中村家住宅、公園、ポンプ場、街路灯、防災備蓄倉庫、防災無線、学童保育室、大相模安安全心ステーション)についても、本計画では集計対象としています。

※プラスチック類回収量は、令和3年度から集計を開始します。

※申請・届出手続のオンライン化率の目標年度は、令和7年度(2025年度)となります。

※メタン及び一酸化二窒素排出量は、二酸化炭素換算値を使用しています。

○ゼロカーボン推進チームの設置

「越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の本計画の推進体制の中で、2050 年ゼロカーボンシティ実現に向けた施策を検討する「ゼロカーボン推進チーム」を令和 4 年 2 月に設置しました。全庁的な温室効果ガス削減策の検討を進めるため、施設管理部門を中心に担当者を選出し組織します。

ゼロカーボン推進チームメンバー

危機管理室	行政デジタル推進課	政策課	南越谷にぎわい推進室	財政課
公共施設マネジメント推進課	総務課	庁舎管理課	市民活動支援課	地域共生推進課
保育施設課	地域医療課	環境政策課	資源循環推進課リサイクルプラザ	経済振興課
農業振興課	下水道事業課	営繕課	都市計画課	市街地整備課
公園緑地課	市立病院庶務課	スポーツ振興課	学校管理課	給食課

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

【令和 7 年度第 1 回ミーティング】

ゼロカーボン推進チームによるミーティングを開催しました。

公共施設のゼロカーボン化を目指すにあたり、今後想定される施策等についての改めての説明や、公共施設の LED 化に向けた工事手法の検討などを実施しました。

日 時：令和 7 年 6 月 27 日（水）14 時から 15 時まで

場 所：越谷市役所第三庁舎 3 階エントランス棟会議室 3-3

参加者：ゼロカーボン推進チーム及び事務局 28 名

○こしがや脱炭素コンソーシアムの設立

2050 年ゼロカーボンシティの実現に向け、多様な知見やノウハウを有している事業者、金融機関、大学と連携し、越谷市域の脱炭素を推進するため、令和 6 年 7 月 25 日に「こしがや脱炭素コンソーシアム」を設立しました。活動内容や会員の構成は以下のとおりです。

【活動内容】

- ①温室効果ガス排出量目標達成に向けた具体的な取組の検討
- ②脱炭素の取組を通じた地域課題の同時解決を図るための施策実施・展開の検討
- ③脱炭素に関する情報共有及び意見交換、情報発信
- ④その他コンソーシアムの目的達成に必要なこと

【会員】

AZ-COM 丸和ホールディングス株式会社、イオンモール株式会社、株式会社イハシ、コスモエネルギーソリューションズ株式会社、株式会社埼玉りそな銀行越谷支店、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻地域循環共生システム研究室、N T T 東日本株式会社 埼玉南支店、株式会社 FOMM、ボラス株式会社、レイクアンドピース株式会社、越谷市

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

【アドバイザー】

環境省関東地方環境事務所、埼玉県環境部温暖化対策課



設立総会の様子

【令和7年度活動内容】

日付	内容	
令和7年5月21日	・総会	1 議事 (1)会長の選出 (2)令和6年度事業報告(案)について (3)令和7年度事業計画(案)について
令和7年7月29日	・第1回再エネ・省エネ導入検討WG・パイロットWG	1 議事 (1)事業の進捗状況の共有 ●再エネ・省エネ導入検討WG ①市内中小企業の脱炭素に向けた取組 ●パイロットWG ①可搬型バッテリーを搭載した電気自動車を活用した実証事業 ②災害時における可搬型バッテリーを搭載した電気自動車からの電力供給に関する検討 (2)新規事業の検討 ①令和7年度に事業内容を検討する予定の3事業の内容について
令和7年10月27日	・第2回再エネ・省エネ導入検討WG・パイロットWG	1 議事 (1)事業の進捗状況の共有 ●再エネ・省エネ導入検討WG ①市内中小企業の脱炭素に向けた取組 ●パイロットWG ①災害時における電気自動車搭載可搬型バッテリーを活用した電力供給に関する協定の締結について ②可搬型バッテリーを搭載した電気自動車を活用した実証事業について (2)新規事業の検討 ①令和8年度の事業実施に向けた検討の進捗状況について
令和8年2月17日	・第3回再エネ・省エネ導入検討WG・パイロットWG	1 議事 (1)事業の進捗状況の共有 ●パイロットWG ①越谷市総合防災訓練における災害時電力供給の実践について (2)新規事業の検討 ①令和8年度の事業実施に向けた検討の進捗状況について ②新規提案アイデアについて

1-3 普及啓発事業

(ア)「ゼロカーボンシティ」共同宣言

本市では、令和3年4月26日に、埼玉県東南部地域5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行い、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。



○埼玉県東南部地域ゼロカーボンシティ推進協議会の設置

令和3年6月2日に、越谷市環境政策課を事務局とした「埼玉県東南部地域ゼロカーボンシティ推進協議会」を設置しました。5市1町の温暖化対策、廃棄物担当課（合計8課）職員により構成し、共同取組の検討・実施、共同取組の実績及び圏域からの温室効果ガス排出量等の集計・公表、各市町個別施策の情報共有、その他「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に向けた活動などを行います。また、再生可能エネルギーの利用推進、廃棄物の削減、普及啓発などの共同取組を検討し、進捗管理等を行います。

【協議会開催実績】

日付	内容
令和7年5月22日	・令和6年度協議会活動実績のとりまとめ ・令和7年度の共同取組検討
令和7年10月29日	・各市町個別施策の情報共有 ・先進事例の調査・研究（春日部市環境政策課） ・試験的取組、リユースまつりについて
令和8年2月16日	・各市町個別施策の情報共有 ・先進事例の調査・研究（環境省関東地方環境事務所 地域脱炭素創生室） ・試験的取組、リユースまつりの報告

【共同取組の実績】

①東埼玉資源環境組合の電力活用の可能性に係る検討

電力活用の可能性に係る方向性について意見交換を実施。

②太陽光補助金共同PR

各市町で実施している太陽光発電設備補助の相互PRを実施。

③九都県市事業の広報

九都県市が主催するキャンペーンについて、ポスター掲示やチラシ配布による周知を実施。

④第30回リユースまつり出展

東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設において開催された「第30回リユースまつり」にて、ゼロカーボンシティ共同宣言書及び太陽光発電設備補助金のパネル展示を実施。

【各市町個別施策の情報共有】

以下の4項目について、各市町の取組状況の情報共有・意見交換を実施。

- ①公共施設への太陽光発電設備導入について
- ②公共施設への再エネ電力供給について
- ③公共施設へのLED照明導入について
- ④脱炭素を推進するための民間事業者との協定等について

【先進事例の調査・研究】

先進的な取組を行っている春日部市の地域脱炭素に関する取組や、環境省関東地方環境事務所地域脱炭素創生室による国動向や補助事業について、研究及び情報共有を実施。

【その他、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に向けた活動等の実績】

①試験的取組の実施

将来的な東埼玉資源環境組合の廃棄物発電による電力活用の可能性を検討するため、東埼玉資源環境組合第一工場の電力売買に係る特記仕様書に、協議会が希望する1施設の記載検討を東埼玉資源環境組合事務局長宛てに依頼。この「試験的取組」の結果として、カナデビア株式会社と吉川市が契約を締結（電力供給開始：令和8年4月1日～）。

（イ）デコ活

デコ活とは「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。



本市では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」に4市1町（草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）とともに賛同し、令和5年12月1日に「デコ活宣言」を行いました。

「デコ活宣言」の内容

宣言①	脱炭素につながる製品、サービス、取組展開を通じて国民の彩り豊かな暮らし（デコ活）を後押しします！
宣言②	日々の生活・仕事の中で、デコ活（脱炭素につながる豊かな暮らし）を実践します！

【エコドライブ研修会】

令和7年度は、本市職員83名が埼玉県職員による講義を受講し、エコドライブサポーター証を受領しました。

(ウ) グリーン購入

市では、平成 26 年 4 月に「越谷市グリーン購入推進に関する基本方針」を策定しました。この基本方針は、市が物品等を購入する際、環境に配慮した商品の選択（グリーン購入）を推進し、市の業務活動に伴って発生する温室効果ガスの抑制を図るとともに、環境負荷の少ない持続可能な地域社会を形成することを目的としています。

グリーン購入実績表

年 度	重点調達品目※		
	該当件数	適合件数	グリーン購入適合率
R3	7,157	5,987	83.7%
R4	6,692	5,507	82.3%
R5	6,244	4,858	77.8%
R6	6,497	5,335	82.1%
R7	6,026	5,080	84.3%

※重点調達品目とは、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で規定する「特定調達品目」のうち、市が指定する品目としています。

2. 再生可能エネルギー

2-1 太陽光発電（こしがやソーラーシティ構想）

本市では、「太陽エネルギーの活用促進」を加速するためのアクションプランとして平成 25 年 10 月に、「こしがやソーラーシティ構想」を策定し、市民・事業者・行政の協働により、平成 27 年度末までに市内でメガソーラー発電所 5 基分相当の 5 メガワットの発電を目指しました。

この事業は、地球温暖化対策実行計画の推進、市域からの温室効果ガス排出抑制、都市部における太陽光発電普及促進モデルの確立、太陽光発電設備と防災拠点機能の有機的連携、環境共生型コミュニティの形成を目的としており、次の 3 つのプロジェクトによって進められました。

（ア）ソーラーパークプロジェクト：越谷流通業務団地を中心とした民間資本による大規模発電事業

（イ）ソーラーハウスプロジェクト：市民（家庭）レベルの住宅発電事業

（ウ）ソーラーコミュニティプロジェクト：地域資源（公共施設や民間施設の屋根等）を活用した地域発電事業

平成 27 年度以降もプロジェクトを継続し、令和 2 年度までの目標を 7 メガワットとしました。令和 2 年度末での容量は 7,823kW となり、目標を達成しました。

令和 3 年度以降も引き続きプロジェクトを継続し、令和 12 年度までに 11 メガワットを目指します。令和 7 年度末での容量は 10,591.78kW となっています。

（ア）ソーラーパークプロジェクト（大規模発電事業）

平成 25 年度に㈱埼玉県東部流通センターが管理・運営する越谷総合食品卸売市場に 423.25kW の大規模発電設備が設置され、平成 26 年 3 月より稼働しています。

設置場所：越谷総合食品卸売市場

（越谷市流通団地 3-2-1）

設備容量：423.25kW

設置面積：6,000 m²



越谷総合食品卸売市場での大規模太陽光発電

（イ）ソーラーハウスプロジェクト

○家庭用ゼロカーボン推進補助金及び事業者用ゼロカーボン推進補助金

市では再生可能エネルギーの活用推進のため、平成 21 年度より住宅に太陽光発電設備を設置する方を対象に補助金を交付してきました。平成 30 年度からは補助対象項目に蓄電池を、令和 3 年度からは補助対象者に事業者を加え、補助を行ってきました。

そして、更なる地球温暖化対策の推進を図るため、令和 4 年度には「越谷市住宅用太陽光発電設備等設置補助金」を「越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金」に、「越谷市事業者向け太陽光発電設備等設置費補助金」を「越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金」に改正しました。

従来の太陽光発電設備及び蓄電池に加え、家庭用として V2H（電気自動車等充給電設備）、EV（電気自動車）・PHEV（プラグインハイブリッド車）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を、事業者用として EV（電気自動車）・PHEV（プラグインハイブリッド車）を補助対象項目として補助金を交付しています。

越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金制度の補助金額

補助対象項目	補助金額	備考
太陽光発電設備	戸建：1kW あたり 20,000 円	上限 80,000 円 (4kW) 市内業者加算：上限 100,000 円 (5kW)
	マンション：1kW あたり 20,000 円	上限 200,000 円 (10kW)
蓄電池	50,000 円	
V2H（家庭用のみ）	50,000 円	
EV・PHEV	50,000 円	
ZEH（Nearly, Oriented は除く）	200,000 円	太陽光との併用不可、それ以外とは併用可

越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金制度の補助金額

補助対象項目	補助金額	備考
太陽光発電設備	1kW あたり 20,000 円	上限 200,000 円 (10kW)
蓄電池	50,000 円	
EV・PHEV	50,000 円	

越谷市住宅用太陽光発電設備等設置補助制度及び越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助制度の実績値（太陽光）

年度	補助金交付件数（既存・新築別は H23 年度から集計）（件）			最大出力（kW）		設置工事費（円）		※CO ₂ 削減効果(t/年)
	既存	新築	合計	平均	合計	1 件あたりの工事費平均	1kW あたりの工事費平均	合計
H21	—	—	33	3.60	118.80	2,368,761	657,989	58.92
H22	—	—	72	3.77	271.46	2,333,638	618,957	134.64
H23	107	22	129	3.96	510.26	2,246,125	567,848	253.09
H24	121	63	184	4.25	781.12	1,958,733	461,398	387.44
H25	118	74	192	4.30	825.12	1,884,845	438,591	409.26
H26	135	58	193	4.47	863.65	1,956,856	437,299	428.37
H27	123	70	193	4.59	884.99	1,944,065	423,965	438.96
H28	87	39	126	4.93	621.55	1,994,786	404,381	308.29
H29	66	53	119	5.26	626.32	1,904,139	361,784	310.65
H30	74	25	99	5.41	535.64	1,696,835	313,619	265.68
R1	60	28	88	4.88	429.50	1,499,126	307,155	198.43
R2	43	36	79	4.95	390.66	1,358,366	274,691	173.84
R3	46	29	75	5.63	422.01	1,424,606	253,182	182.73
R4	68	18	86	5.60	481.81	1,413,019	252,215	209.11
R5	67	19	86	5.62	483.66	1,520,567	270,389	211.84
R6	59	32	91	6.03	548.39	1,522,951	252,719	231.97
R7	44	35	79	6.22	491.50	1,608,573	286,721	207.90
累計	1,218	601	1,924		9,286.44			4,411.12

越谷市事業者用太陽光発電設備等設置補助制度及び越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金制度の実績値（太陽光）

年度	補助金交付件数（件）			最大出力（kW）		設置工事費（円）		※CO ₂ 削減効果(t/年)
	既存	新築	合計	平均	合計	1件あたりの工事費平均	1kWあたりの工事費平均	合計
R3	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	4	0	4	13.05	52.20	1,866,800	143,050	22.65
R5	0	0	0	0	0	0	0	0
R6	0	0	0	0	0	0	0	0
R7	1	1	2	9.59	19.17	1,455,190	151,820	8.11
累計	5	1	6		71.37			30.76

※排出係数は、毎年環境省が発表する年度ごとの全国平均係数を基に計算しています。

越谷市住宅用太陽光発電設備等設置補助制度及び越谷市ゼロカーボン推進補助金制度の実績値（蓄電池）

年度	補助金交付件数（件）			最大容量（kWh）		設置工事費（円）	
	既存	新築	合計	平均	合計	1件あたりの工事費平均	1kWhあたりの工事費平均
H30	19	6	25	5.90	147.40	1,400,130	237,471
R1	50	9	59	7.22	425.80	1,626,122	225,320
R2	59	20	79	7.09	560.46	1,537,927	216,780
R3	58	16	74	7.44	550.50	1,646,457	221,322
R4	70	11	81	8.24	667.16	1,769,479	214,833
R5	78	15	93	7.88	732.48	1,748,316	221,977
R6	69	28	97	8.15	790.66	1,664,185	204,166
R7	59	25	84	8.76	736.12	1,740,348	198,594
累計	462	130	592		4610.58		

越谷市事業者用太陽光発電設備等設置補助制度及び越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金制度の実績値（蓄電池）

年度	補助金交付件数（件）			最大容量（kWh）		設置工事費（円）	
	既存	新築	合計	平均	合計	1件あたりの工事費平均	1kWhあたりの工事費平均
R3	0	0	0	0	0	0	0
R4	1	0	1	13.50	13.50	1,650,000	122,222
R5	0	0	0	0	0	0	0
R6	0	0	0	0	0	0	0
R7	1	0	1	7.40	7.40	2,022,735	273,343
累計	2	0	2		20.9		

越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金制度の実績値（V2H）

年度	補助金交付件数（件）			設置工事費（円）
	既存	新築	合計	1件あたりの工事費平均
R4	3	1	4	1,268,250
R5	11	0	11	1,592,600
R6	10	0	10	1,463,082
R7	3	1	4	1,715,093
累計	27	2	29	

越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金制度の実績値(EV・PHEV)

年度	補助金交付件数（件）	最大容量（kWh）		購入費（円）	
		平均	合計	1台あたりの購入費平均	1kWhあたりの購入費平均
R4	10	27.62	276.20	3,872,586	140,209
R5	23	31.00	713.03	4,797,385	154,748
R6	18	17.98	323.64	4,647,837	258,500
R7	16	29.67	474.72	5,646,865	190,322
累計	67		1787.59		

越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金制度の実績値(EV・PHEV)

年度	補助金交付件数（件）	最大容量（kWh）		購入費（円）	
		平均	合計	1台あたりの購入費平均	1kWhあたりの購入費平均
R4	3	33.33	100.00	3,206,685	96,201
R5	4	18.58	74.30	7,689,612	413,976
R6	1	29.6	29.6	3,452,310	116,632
R7	3	39.3	117.90	4,760,328	121,128
累計	11		321.8		

越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金制度の実績値(ZEH)

年度	補助金交付件数（件）	最大出力（kW）		工事費（円）		※CO ₂ 削減効果（t/年）
		平均	合計	1件あたりの工事費平均	1kWあたりの工事費平均	合計
R4	7	7.20	49.14	40,380,465	6,320,225	21.33
R5	5	9.89	49.46	53,719,811	6,359,958	21.66
R6	6	10.63	63.79	33,080,755	3,111,530	26.98
R7	12	8.29	99.51	36,618,122	4,415,812	42.09
累計	30		261.90			112.06

(ウ) ソーラーコミュニティプロジェクト（地域発電事業）

① 越谷市市有施設屋根貸し太陽光発電

市内の小中学校 7 校 10 棟で屋根貸し太陽光発電事業の公募を平成 25 年度に行い、平成 26 年 9 月から太陽光発電事業が行われています。なお、屋根貸しの期間は令和 16 年 8 月までの 20 年間の予定です。

発電事業者：イハシライフ株式会社

使用施設：7 校 9 棟 使用面積：1775.230 m²（下表のとおり）

設備容量：234.62kW 使用料：年額 99 万円（税抜き）

越谷市市有施設屋根貸し太陽光発電施設一覧（過去 3 年間）

学校名	使用面積 (m ²)	設備容量 (kW)	令和5年度実績(kWh)	令和6年度実績(kWh)	令和7年度実績(kWh)
南越谷小学校	223.801	29.70	37,442	36,019	35,620
大袋北小学校	156.643	20.79	25,857	25,900	25,126
中央中学校	216.643	28.71	34,320	33,284	31,473
西中学校	268.329	35.64	30,228	30,063	28,856
新栄中学校	164.063	21.78	27,274	14,791	19,969
大相模中学校	372.923	49.00	42,523	43,669	54,037
千間台中学校	372.828	49.00	59,115	59,020	57,065
合計（7校9棟）	1,775.230	234.62	256,759	242,746	252,146

② 市民共同発電

多くの市民が共同で太陽光発電設備を設置することで、市民参加型の太陽光発電所を作る「市民共同発電」は、平成 25 年度に大袋幼稚園に、平成 27 年度に西方小学校に設置され、越谷市内では 2 ヶ所設置されています。

○1 号機 大袋幼稚園

設置者：認定特定非営利法人環境ネットワーク埼玉お日さまクラブ

設置場所：大袋幼稚園（越谷市大竹 822）

設置内容：太陽光発電設備 4.4kW 及びモニター表示板

○2 号機 西方小学校

主催：おひさま発電・こしがやプロジェクト

設置場所：西方小学校（越谷市西方二丁目 12 番地 1）

設置内容：（県補助事業）太陽光発電設備 10.08kW、蓄電池 16.9kWh

（市民参加事業）表示モニター32 インチ、防災グッズ 1 式

③ 公共施設への導入

本市では、公共施設に太陽光発電設備を積極的に導入しています。令和 7 年度末時点で公共施設の総発電能力は 309.82kW、発電実績は 288,404.22kWh/年となり、これによるCO₂削減効果は、年間約 122t になっています。

公共施設での太陽光発電施設設置実績値（過去 3 年間）

NO.	設置年度	施設名	担当課所	発電能力 (kW)	令和5年度実績 (kWh)	令和6年度実績 (kWh)	令和7年度実績 (kWh)
1	H9	農業技術センター	農業振興課	25	0	0	0
2	H12	増林小学校	学校管理課	20	14,000(推定)	14,000(推定)	14,000(推定)
3	H12	科学技術体験センター	科学技術体験センター	10	11,000(推定)	12,873.3(推定)	12029.10
4	H14	ゆりのき荘	地域共生推進課	5	5,776	5,165	5,603
5	H17	リサイクルプラザ工場棟	資源循環推進課	10	9,000(推定)	9,000(推定)	9,000(推定)
6	H18	城ノ上小学校	学校管理課	4	3,200(推定)	3,200(推定)	11,300(推定)
7	H22	市役所第二庁舎屋上	庁舎管理課	20	23,827.85	23,245.60	22,946.80
8	H22	新方保育所	保育施設課	10	0	0	0
9	H22	障害者就労訓練施設しらこぼと	障害福祉課	8.37	10,102.00	10,657.00	6,854.00
10	H22	蒲生小学校	学校管理課	4.84	3,200(推定)	3,200(推定)	3,200(推定)
11	H23	児童館ヒマワリ	児童館ヒマワリ	5	2,319.39	5,380.32	5,249.11
12	H24	大袋保育所	保育施設課	20	20,804	21,540	20,688
13	H24	児童発達支援センター	児童発達支援センター	9.67	0	0	0
14	H25	荻島保育所	保育施設課	20	9,804	9,804	9,037
15	H25	出羽地区センター	出羽地区センター	10	13,681.76(推定)	13,681.76(推定)	13,681.76(推定)
16	H26	保健所	保健総務課	20	30,779.87	24,741.18	30,406.93
17	H27	ひのき荘	地域共生推進課	20	29,416.8(推定)	29,416.8(推定)	29,416.8(推定)
18	H27	西方小学校	学校管理課	10	12,465.17	8,905.01	11,882.32
19	H27	大相模地区センター	大相模地区センター	10	12,900(推定)	12,557.00	11,592.00
20	H27	消防本庁舎	消防総務課	10	12,000(推定)	12,000(推定)	12,000(推定)
21	H29	谷中分署	消防総務課	20	17,497.49	16,814.23	16,000(推定)
22	R1	保健センター	地域医療課	20	30,279.60	29,296.90	28,889.10
23	R3	大相模保育所	保育施設課	10.54	12,106(推定)	12,106(推定)	12,106(推定)
24	R7	東埼玉消防指令センター	消防総務課	7.4			2,522
合 計				309.82	284,159.93	277,584.10	288,404.22

※計器故障の場合に推定値（過去実績より推測）を計上しています。

※農業技術センターは、インバータ内装置故障のため、稼働していません。

※新方保育所は、落雷による発電設備故障のため、稼働していません。

※児童発達支援センターは、発電設備故障のため、令和 3 年より稼働していません。

※障害者就労訓練施設しらこぼとは、発電設備故障のため、令和 8 年 1 月より稼働していません。

※西方小学校、大相模地区センター、消防本庁舎の太陽光発電設備には、それぞれ約 15kWh の蓄電池も設置されています。

越谷・松伏水道企業団の太陽光発電実績（過去 3 年間）

設置年度	施設名	発電能力 (kW)	R5 年度実績 (kWh)	R6 年度実績 (kWh)	R7 年度実績 (kWh)
H22	北部配水場	55	68,845	66,208	64,215

2-2 太陽熱利用

太陽熱とは、太陽の熱によって水を温め、その熱を利用するものです。本市では 2 つの保育所で太陽熱を利用しています。

太陽熱利用施設（温熱源利用）

設置年度	施設名	加熱能力※	用 途	CO ₂ 削減量※
H13	深田保育所	約 36,000kcal/日	厨房等	約 10.2kg/日
H14	増林保育所	約 36,000kcal/日	プール・シャワー	約 10.2kg/日

※ 吸熱能力:3,000kcal/m²・日 パネル面積 20m² 効率約 60%より算定

※ CO₂削減量は、1cal=4.19J、灯油の CO₂排出係数は 0.0678t-CO₂/GJ を使用しています。

2-3 小水力発電

1万キロワット以下の水力発電を一般的に小水力発電と呼んでおり、市内の公共施設では、西部配水場に75kWの水力発電が設置されています。

越谷・松伏水道企業団の小水力発電実績（過去3年間）

設置年度	施設名	発電能力 (kW)	R5 年度実績 (kWh)	R6 年度実績 (kWh)	R7 年度実績 (kWh)
H18	西部配水場	75	622,355	89,664	524,148

※令和6年度は更新工事による発電休止期間があったため、例年より発電量が少なくなっています。

2-4 東埼玉資源環境組合での発電・余熱利用

東埼玉資源環境管理組合第一工場では、ごみの焼却処理の過程で必然的に発生する熱エネルギーを有効利用するためにごみ発電を行っています。また、近隣の施設において余熱及び発電機能を活用しています。

東埼玉資源環境組合での発電量及びいきいき館への電力供給量（過去3年間）

年 度		R5年度	R6年度	R7年度
発電量(kWh)		91,137,340	89,880,160	88,097,330
いきいき館	電力供給量(kWh)	974,110	980,110	962,150
	CO ₂ 換算量(t)	435.2	423.4	407.0

東埼玉資源環境組合での余熱供給量（過去3年間）

(GJ ギガジュール=239,000kcal)

施設名	R5 年度(GJ)	R6 年度(GJ)	R7 年度(GJ)
憩いの里	5,066.4	4,842.5	5,031.1
農業技術センター	771.7	591.4	612.9
いきいき館	8,427.7	8,103.4	8,249.4

2-5 災害時におけるエネルギー確保

平成23年3月に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、これまでの大規模集中型のエネルギーシステムによる電力の供給体制の柔軟性の欠如が浮き彫りとなる一方、これを補完する分散型エネルギーシステムの有効性が認識されました。令和元年に台風15号が上陸した際も長期間の停電が発生した地域があり、日常生活や経済活動に大きな影響を与えました。こうした被害を想定し、市では住宅や公共施設への蓄電池の設置、公用車の電気自動車への転換、事業者との連携などにより、災害時におけるエネルギー確保に努めています。

(ア) 家庭用・事業者用蓄電池、EV・PHEVへの補助（越谷市家庭用・事業者用ゼロカーボン推進補助金）

平成 21 年度から実施していた太陽光発電設備の設置補助金交付に加え、平成 30 年度から、住宅用蓄電池への補助金交付を行っています。また、令和 4 年度に改正を行ったゼロカーボン推進補助制度では、EV・PHEVへの補助金交付も追加しました。（再掲）

事業者用の太陽光発電設備、蓄電池、EV・PHEVについては「災害時電力無償提供登録届出書」の提出も必須とし、災害等により停電が発生した場合には近隣住民に対して携帯電話の充電等に要する電力の無償提供を補助金交付の要件としています。

越谷市災害時電力無償提供事業所登録一覧

NO.	事業所名	登録年月日	事業所所在地	機器の設置等の場所	コンセント位置
1	シャトルサカエ	R4. 7. 29	蒲生4-17-7	蒲生4-17-7	アパート共有部ボックス内
2	株式会社 平吹商会	R4. 8. 29	三野宮631-3	三野宮631-3	ガレージ前の電柱裏
3	アーバンハウス有限会社	R4. 10. 7	向畑958-6	向畑958-6	所有倉庫の住宅分電盤下
4	株式会社イハシ	R4. 11. 18	流通団地1-1-2	流通団地1-1-2	建屋1F 事務所内
5	イハシライフ株式会社	R5. 2. 17	越ヶ谷1-6-5	越ヶ谷1-6-5	イハシ第1ビル2Fフロア
6	社会福祉法人 大吉会	R5. 3. 6	増林5445-1	増林5445-1	大吉会 クローバーホーム 1F事務所
7	株式会社サンエー緑化	R5. 3. 15	七左町8-308-1	七左町8-308-1	分電盤左
8	有限会社トータルプランニング	R5. 6. 26	南越谷1-3-1	南越谷1-3-1	事務室内
9	株式会社マルヨシ	R5. 9. 26	大沢3-19-11	大沢3-19-11	駐車場
10	アイ・ケア株式会社	R5. 11. 7	大成町7-155-1	大成町7-155-1	AIAIレイクタウン 1F事務所内
11	株式会社サンエー緑化	R5. 12. 12	七左町8-308-1	七左町8-308-1	事務所南側駐車場
12	株式会社瀧澤興業	R6. 3. 29	東町3-317-8	東町3-317-8	事務所西側駐車場
13	三宝電業株式会社	R7. 3. 28	蒲生西町2-2-17-1	蒲生西町2-2-17-1	事業所駐車場
14	有限会社ビーアールエンジニアリング	R7. 8. 14	袋山1660-8	袋山1666-1	屋外駐車場
15	鈴木 正彦	R7. 12. 4	相模町1-312-1	相模町1-312-1	事業所駐車場
16	株式会社神谷サンプラス	R8. 2. 10	大成町7-414-9	大成町7-414-9	事務所フロア内
17	住まいるホーム株式会社	R8. 2. 18	東越谷6-26-9	東越谷6-26-9	事業所駐車場
18	株式会社麻の葉動物病院	R8. 3. 10	南越谷5-26-27	南越谷5-26-27	2階スタッフルーム

(イ) 公共施設への蓄電池設置

災害時の防災機能強化を図るため、消防本庁舎・大相模地区センター・西方小学校の 3 施設に、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業）」と、埼玉県が国のグリーンニューディール基金事業を活用し、県内市町村向けに実施する「市町村有施設再生可能エネルギー等導入事業補助金」を活用して、それぞれ約 15kWh の蓄電池を設置しました。

また、令和 5 年度には、城ノ上小学校に 20kWh の蓄電池を設置しました。

災害時には、情報機器などの電源としての活用を見込んでいます。

市内公共施設蓄電池設置状況

設置場所	設置年	容量	活用補助金
消防本庁舎	H27	15.7kWh	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
大相模地区センター	H27	15.0kWh	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
西方小学校	H27	15.0kWh	市町村有施設再生可能エネルギー等導入事業補助金
城ノ上小学校	R5	20.0kWh	—

(ウ) 電動車の導入・普及支援

E VやP H E Vなどの電動車は、温室効果ガス排出量の削減効果はもとより、災害時には移動可能な電源として活用できます。本市では公用車への導入を推進するとともに、これらの普及支援に努めています。

令和3年度には、公用車にP H E Vを導入しています。P H E Vとは、E Vに外部給電機能を加え、電気だけで走れる距離を長くすることができるエコカーです。

2-6 再生可能エネルギー電力の利用促進

電力使用に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、市民や事業者に再生可能エネルギー比率が高い電力会社や電力メニューへの契約転換を促進する取り組みを進めています。

○公共施設への実質再生可能エネルギー由来の電力の導入

市では、令和5年3月から地区センター・公民館や小中学校などの公共施設に実質再生可能エネルギー由来の電力を導入しています。

令和7年度の実質再生可能エネルギー由来の電力使用量は、76の公共施設で約2,317万kWhとなり、市の全公共施設の総電力使用量のうち約57.5%に相当します。温室効果ガスの削減効果は約9,802t-CO₂となります。

また、1世帯あたりの1年間に使用する電力量の平均が3,950kWhであることから、本取組による温室効果ガスの削減量は約5,866世帯分に相当します。

導入施設（令和7年度）

施設種別	地区センター ・公民館	市民会館	交流館	畜場	小中学校	給食セン ター	公園施設	体育館	コミュニテ ィプラザ	合計
施設数	10	2	4	1	44	3	6	5	1	76

3. 省エネルギー

3-1 公共施設LED化

公共施設の省エネルギー化を図るとともに、行政における率先行動として、公共施設の照明のLED改修を進めています。

公共施設LED化率

年度	屋内照明器具数LED化率	誘導灯器具数LED化率
R5	29.4%	44.7%
R6	30.6%	48.9%
R7	34.4%	50.9%

3-2 省エネリフォーム

建築物や機器・設備の省エネルギー化を促進するため、市は市民や事業者に対し普及啓発を行います。これまで市が実施してきた長期優良住宅の普及啓発に加え、近年導入が進んできたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及啓発や、省エネルギー設備・機器などの情報提供を行い、市民や事業者による省エネルギー型建築物や機器・設備の転換を促進します。また、市域の建築物の省エネルギーが進むよう、既存建築物のリフォーム支援なども行います。

（ア）長期優良住宅

平成20年12月5日に良質な住宅を長期にわたって良好な状態で使用されることを普及させ、住生活の向上や環境負荷の低減を図ることを目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年法律第87号）が公布されました。認定基準を満たし市に申請を行うと、長期優良住宅建築等計画の認定を受けることができます。認定された計画に従ってメンテナンスをしていくことで、建物が維持保全されるとともに、税の優遇措置などを受けることができます。（建築住宅課）

長期優良住宅の申請数

単位：件

年度	R3	R4	R5	R6	R7
申請数	248	260	271	374	475

（イ）越谷市住宅店舗改修補助金

市内の施工業者を利用し、一定の目的を持った住宅・店舗の改修工事を行う場合、その工事費の一部を助成しています。省エネルギーの住宅・店舗に改修を行った場合も対象となります。（経済振興課）

3-3 越谷市省エネ家電買換促進補助金

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民の地球温暖化対策への意識啓発を図るとともに、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている方の生活を支援するため、市内の店舗等において省エネエアコン・冷蔵庫への買換えを行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付しました。

事業概要

申請期間	令和7年(2025年)5月26日(月)～6月27日(金)	
補助対象者	①申請書提出時点で越谷市内に住所を有する方。 (1世帯1台まで。1世帯で複数の申請は不可。エアコンと冷蔵庫の同時申請は不可。) ②交付決定後から令和8年2月15日までに補助対象機器を購入及び自らが居住する住宅へ設置する方。 ③市税等(市民税及び県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税)の滞納がない方。	
補助対象機器	・統一省エネルギーラベル多段階評価点3つ星以上のエアコンもしくは冷蔵庫 ・越谷市内の店舗等で購入し買換えにより設置するもの	
補助対象経費	補助対象機器の購入費用 ※消費税相当額・既設機器の処分費・機器を設置する費用・クーポン券・ポイント・プレミアム商品券で支払った額は除く	
補助金の額	補助対象経費の1/2の額(千円未満切り捨て)を補助金	
	市内に本店登記を有する法人等から購入の場合の限度額	70,000円
	上記以外の店舗(市外に本店登記がある家電量販店等)から購入の場合の限度額	40,000円

交付実績

年度	交付決定件数	エアコン	冷蔵庫	中止	取消
R7	504件	249件	228件	17件	10件

※中止の理由:「買換えをやめた」「希望していた型が品切れになってしまった」など

※取消の理由:期限内の実績報告がなかったため

4. 二酸化炭素吸収源の拡大

4-1 森林環境譲与税

森林には、二酸化炭素の吸収のほか、土壌侵食・流出の防止、水源涵養や生物多様性の保全など、様々な機能があり、森林を適切に整備・保全することは、国土や国民の生命を守ることに繋がります。国は、森林の整備や、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発を進めるため、森林環境譲与税を創設し、令和元年度から、都道府県、市町村に配分することとしました。

市内に森林がない本市としては、森林環境譲与税を国産木材利用の促進や森林の持つ多面的な機能の普及・啓発に活用することを基本的な方向とし、森林環境譲与税を効果的・効率的に運用するため、基金を設置し積み立てを行っています。

令和7年度は、40,365,000円が譲与され、615,782円の利子収入がありました。

譲与された金額から執行分を差し引き、前年度分と合わせて62,763,485円を森林環境譲与税基金へ積み立てています。

森林環境譲与税の活用状況

年度	担当課	活用内容	金額	合計
R元	事業なし		-	-
R2	環境政策課	埼玉県産木材使用SDGsピンバッジ購入	294,150円	294,150円
R3	環境政策課	森林環境教育イベント運営委託料	770,000円	770,000円
R4	環境政策課	森林環境教育イベント運営委託料	995,500円	3,556,850円
		こしがやSDGsパートナー木製盾・ピンバッジ、秩父産スギ使用鉛筆購入	1,329,350円	
	保育入所課	5歳児対象の知育教材（積み木）	1,232,000円	
R5	環境政策課	森林環境教育イベント運営委託料	15,246,000円	21,549,000円
		こしがやSDGsパートナー木製盾・ピンバッジ、秩父産スギ使用鉛筆購入	1,452,000円	
	保育入所課	5歳児対象の知育教材（積み木）	2,024,000円	
	庁舎管理課	庁舎管理費・備品購入費（市民協働ゾーン備品）	1,397,000円	
	資源循環推進課（リサイクルプラザ）	修理再生等啓発事業（木製コンポスト「キエーロ」）	1,430,000円	
R6	環境政策課	森林環境教育イベント運営委託料	1,334,280円	47,305,111円
		こしがやSDGsパートナーピンバッジ、秩父産スギ使用鉛筆購入	1,015,850円	
		啓発用リーフレット印刷	99,550円	
		こしがや・おがの交流の森整備事業費負担金	3,332,400円	
	保育入所課	5歳児対象の知育教材（積み木）	2,673,000円	
	保育施設課	緑の森公園保育所の備品（幼児用机・いす、おもちゃ）	19,141,650円	
	公園緑地課	花田苑木製橋改修工事	18,150,000円	
	資源循環推進課（リサイクルプラザ）	修理再生等啓発事業（木製コンポスト「キエーロ」）	1,558,381円	
R7	環境政策課	森林環境教育イベント運営委託料	999,983円	82,413,249円
		啓発用鉛筆（秩父産スギ）、埼玉県産木材を使用した木製はがき、埼玉県産ひのきマグネット購入	1,061,020円	
		森林環境譲与税チラシ印刷	34,760円	
		こしがや・おがの交流の森整備事業費負担金	3,407,800円	
	市民活動支援課	大袋地区センター器具購入費	22,889,240円	
	保育支援課	木育推進事業委託料	1,873,740円	
	資源循環推進課（リサイクルプラザ）	修理再生等啓発事業（木製コンポスト「キエーロ」）	1,590,006円	
	公園緑地課	花田苑木製橋、門扉改修工事	26,600,020円	
	学校管理課	川柳小学校高学年棟校舎机椅子購入	23,956,680円	

○森林環境教育イベント

日 時：令和 7 年 10 月 4 日（土）、5 日（日）

場 所：イオンレイクタウンk a z e 光の広場

内 容：イオンレイクタウンで開催されている参加型環境イベント「レイクタウン・アクト・グリーン・エコウィーク」内でワークショップを委託により開催。

イベント名	対 象	参加人数	内 容
くむんだーワークショップ	5 歳以上の 幼児・児童	2 日間で 106 人	日本の伝統建築の技が体感できる木のジャングルジムの組立&解体
県産(国産)木材を利用した ワークショップ	同上	2 日間で 79 人	ミニプランターづくり



○秩父産スギ使用鉛筆購入

埼玉県山とまちをつなぐサポートセンターのマッチング事業で秩父市とつないでいただき、秩父地域 1 市 4 町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）が「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」のもと、森林の有効活用を通じ、健全な森林の育成と循環型社会の構築、地域経済の発展を目指した取組を推進していくために設立した秩父地域森林林業活性化協議会を通して、秩父産のスギを使用した鉛筆を購入しています。鉛筆は森林環境譲与税の普及啓発のため、イベントなどで配布を行いました。

※埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター：埼玉県が森づくり課内に設置した、埼玉県内の都市部の市町村と山側の市町村が森林環境譲与税を活用し、相互に連携して実施する取組を支援する組織。

年度	購入数
R4	1,000 本
R5	2,000 本
R6	3,000 本
R7	4,000 本



4-2 小鹿野町との森林整備協定

本市は、令和5年5月に小鹿野町と「越谷市と小鹿野町との森林整備の実施に関する協定」を締結しました。

この協定では、小鹿野町が所有する森林の一部を「こしがや・おがの交流の森」（面積：1.5ha）として位置づけています。本市は、森林環境譲与税を活用しこの森の森林整備に取り組み、埼玉県森林CO₂吸収量認証制度に基づくカーボンオフセット事業を実施します。

その他にも越谷市民を対象とした植樹体験、環境学習などに取り組み、森林を活用した自然体験を伴う保健・教育・文化的・観光交流の促進を図ります。

この協定は、埼玉県山とまちをつなぐサポートセンターのマッチング事業により、成立しています。

○交流事業

本市では令和5年5月に締結した「越谷市と小鹿野町との森林整備の実施に関する協定」に基づく交流事業として、森林や身近な緑の大切さについて学び、越谷市民の地球温暖化や森林保全に対する意識の醸成を図るため、毎年小鹿野町との交流事業を行っています。令和7年度も市民参加者とバスで「こしがや・おがの交流の森」に訪問しました。

【交流イベント】

日 時：令和7年11月29日（土）

実施場所：小鹿野町「こしがや・おがの交流の森」、両神温泉薬師の湯

参加人数：越谷市内在住の小学生または中学生を含む親子 7組17名、一般 1組2名

内 容：丸太切り体験とコースター作り、ティッシュケース工作体験

※植樹体験も予定していましたが、全国での相次ぐクマ被害を考慮して、植樹体験は中止としました。



4-3 都市緑化の推進

(ア) 公共施設の緑化促進

本市の一部の公共施設では屋上緑化を行い、夏の日射の軽減の推進を行っています。

屋上緑化の整備状況

NO.	整備年度	施設	面積 (㎡)	植栽の種類
1	H14	消防庁舎	89	マンネングサ (一部改修)
2	H14	ゆりのき荘	600	マツバギク他
3	H14	中央中	240	セダム・ラベンダー・シバ他
4	H15	本庁舎	468	マンネングサ
5	H18	城ノ上小学校	68.4	パンジー・ペコニア
6	H19	リサイクルプラザ啓発棟	397	キチジョウソウ・ヒペリカム他
7※	H19	本庁舎 (一部改修)	419	セダム (全体緑化面積 559 ㎡)
8	H20	大相模地区センター	163	ヘデラ
9	H21	消防署蒲生分署	36	ヘデラ
10	H22	障害者就労訓練施設しらこぼと	362	シバ
11※	H23	本庁舎 (一部改修)	272(改修)	ヒメツルソバ (全体面積 559 ㎡)
12	H24	児童発達支援センター	211	シバ
13	H26	保健所	237	クルマツグ・ササキ・ドウダンツツジ・シバ
14	R6	緑の森公園保育所	34	ハマキ、マサキ、キヌケイ
15	R7	大袋地区センター	19	タマリユ、クサソメ、ヒイギナデシ、シマトリコ

※7、11 は建て替えにより現在はありません

(イ) 持続性の高い緑地面積の確保

都市公園や公共施設緑地などの施設緑地と、生産緑地地区、農用地などは、持続性が高く、市の貴重な緑地となっています。このような都市部の緑地も二酸化炭素吸収源として保全・整備する必要があります。

	R5	R6	R7	目標値 (R12)
市民 1 人当たりの都市公園面積	2.79ha	2.86ha	3.48ha	2.94ha
公園の維持管理を担う市民団体数	80 団体	80 団体	81 団体	90 団体
持続性の高い緑地面積	1,399ha	1,398ha	1,397ha	1,445ha

4-4 分収造林「越谷市ふれあいの森」事業

分収造林「越谷市ふれあいの森」事業は、国の分収造林制度を活用し、子どもたちや市民の皆さんに、市内では味わうことができない自然とのふれあいを通して、自然環境の保全や保護の大切さ、自然との共存を考える機会を提供することを目的とした事業です。

「分収造林」とは、国が森づくりを希望する造林者に国有林を無償で貸与し、造林者が植樹、保育、管理のすべてを手がけ、成木を伐採する際にその収益を造林者と国で分け合う制度です。

本市では、分収造林「越谷市ふれあいの森」づくりとして、昭和 61 年度から平成 17 年度までの 20 年間にわたり、福島県二本松市、会津若松市、浪江町、福島市の 4 地区 20 事業地、約 71ha に、延べ 1 万 692 人の市民参加により、スギやヒノキなど 22 万 8,800 本を植樹してきました。

また、平成 6 年度から平成 30 年度までの 25 年間にわたり、樹木の枝打ちやつる切り作業等を中心とした「ふれあいの森育てる集い」を開催し、延べ 1,079 人の市民の皆さんに参加いただきました。

事業地の現状としては、更なる育成には専門的な技術が必要なことから、市民参加による森林整備から林業事業者への業務委託による間伐等の保育作業に移行し、分収造林整備計画に基づいて最終的な伐採に向けた森林の保育を進めており、森林保全による地球温暖化対策への取り組みの一つとなっ

ています。

また、令和6年度に実施した保護・育成事業について、令和7年6月25日付で福島県の認証制度により二酸化炭素吸収量の認証を受けました。この制度は、正式名を「福島県森林整備活動による二酸化炭素吸収量認証制度」といい、福島県内の森林で社会貢献活動として企業や団体が実施した森林整備活動の成果を二酸化炭素吸収量に換算し、認証する制度です。



「越谷市ふれあいの森」造林地一覧

区分	実施年度	地区	面積 ha	植樹	本数	区分	実施年度	地区	面積 ha	植樹	本数
第1期	S61	二本松 (第1期)	4.25	ヒノキ	14,900	第11期	H8	浪江 (第7期)	4.0639	スギ	12,200
第2期	S62	二本松 (第2期)	2.45	ヒノキ	8,600	第12期	H9	浪江 (第8期)	4.1583	スギ	12,500
第3期	S63	二本松 (第3期)	2.76	ヒノキ	9,700	第13期	H10	福島 (第1期)	1.7036	ヒノキ スギ	1,900 3,500
第4期	H元	会津若松	5.84	スギ ケヤキ	16,900 600	第14期	H11	福島 (第2期)	5.0508	ヒノキ	17,700
第5期	H2	浪江 (第1期)	3.71	スギ ヒノキ	7,700 4,000	第15期	H12	福島 (第3期)	5.5518	ヒノキ スギ	11,300 7,000
第6期	H3	浪江 (第2期)	4.6447	スギ ヒノキ	7,900 7,100	第16期	H13	福島 (第4期)	0.9863	スギ	3,000
第7期	H4	浪江 (第3期)	4.72	ヒノキ	16,500	第17期	H14	福島 (第5期)	1.309	スギ	4,000
第8期	H5	浪江 (第4期)	4.5443	ヒノキ	16,000	第18期	H15	福島 (第6期)	1.1706	ヒノキ	4,100
第9期	H6	浪江 (第5期)	6.1639	スギ	13,585 4,915	第19期	H16	福島 (第7期)	1.5526	スギ	4,700
第10期	H7	浪江 (第6期)	4.0231	スギ	12,100	第20期	H17	福島 (第8期)	2.1436	スギ	6,400
						合 計			70.7965	ヒノキ スギ ケヤキ 合計	111,800 116,400 600 228,800

二酸化炭素吸収量認証実績

認証年度	認証日	認証吸収量	面積	認証内容
令和5年度	令和5年6月29日	35.90t-CO2/年	3.01ha	福島地区1期（令和4年度枝打ち実施） 福島地区5期（令和4年度保育間伐実施）
令和6年度	令和6年7月10日	65.32t-CO2/年	6.22ha	福島地区2期（令和5年度枝打ち実施） 福島地区6期（令和5年度保育間伐実施）
令和7年度	令和7年6月25日	81.25t-CO2/年	7.10ha	福島地区3期（令和6年度枝打ち実施） 福島地区7期（令和6年度保育間伐実施）

(基本目標2) 気候変動影響への適応

1. 気候変動適応

1-1 越谷市気候変動適応計画

本市では、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第7条第2項に基づく「越谷市気候変動適応計画」を越谷市環境管理計画に内包する形で策定し、位置づけています。

気候変動対策には、その原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和策」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する（または温暖化の好影響を増長させる）「適応策」とに大別できます。

これまでの、主に温室効果ガスの発生を抑制することで気候変動自体を抑制する「緩和策」を実施してきましたが、これからは劇的に変化する気候に合わせて私たちの生活や行動、社会を自ら変化させ、安定的に暮らしを持続させる活動を実施する「適応策」を実施する必要があります。

有効な適応策を打ち出すためには、現在どのような影響が起きている、将来はどのような影響を受ける可能性があるか、科学的知見を用いて影響を評価していくことが必要となります。しかし気候変動の影響は、地域の自然環境や社会状況などにより、その影響範囲や程度が地域によってさまざまです。本市では国及び埼玉県の影響評価に加え、社会状況や既存及び将来の影響の有無から、分野ごとの温暖化の影響を評価し、気候変動の影響が大きいと想定され、優先的に取り組む必要のある5つの分野を特定しました。

【優先的取組事項】

- ・ 健康及び国民生活・都市生活分野
(暑熱、暑熱による生活への影響)
- ・ 自然災害分野（水害）
- ・ 水資源分野（渇水）
- ・ 自然生態系分野
- ・ 農業分野

表 本市における気候変動による影響評価結果

				国					越谷市									国					越谷市					
分野	大項目	中項目	小項目	重大性	緊急性	適応性	脆弱性	適応の程度	脆弱性の程度	適応の程度	脆弱性の程度	適応の程度	脆弱性の程度	分野	大項目	中項目	小項目	重大性	緊急性	適応性	脆弱性	適応の程度	脆弱性の程度	適応の程度	脆弱性の程度			
農業・森林・水産業	農業	水産	水産	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	自然環境・都市生活	水害	水害	洪水	●	●	●	●	○	○	○	○			
			農作物・野鳥	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			農畜・水産・遊楽施設	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			農畜・水産	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			農畜・水産	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			農畜・水産	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			農畜・水産	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			農畜・水産	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			農畜・水産	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			農畜・水産	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森林・林業	林業	林業	林業・林業の安全確保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	産業・経済活動	産業・経済活動	産業・経済活動	林業・林業	●	●	●	●	○	○	○	○			
			林業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-	林業・林業	●	●	●	●	○	○	○	○		
			林業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-	林業・林業	●	●	●	●	○	○	○	○		
			林業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-	林業・林業	●	●	●	●	○	○	○	○		
			林業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-	林業・林業	●	●	●	●	○	○	○	○		
			林業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-	林業・林業	●	●	●	●	○	○	○	○		
			林業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-	林業・林業	●	●	●	●	○	○	○	○		
			林業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-	林業・林業	●	●	●	●	○	○	○	○		
			林業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-	林業・林業	●	●	●	●	○	○	○	○		
			林業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-	林業・林業	●	●	●	●	○	○	○	○		
水資源・水環境	水環境	水環境	水環境	●	●	●	●	○	○	○	○	○	自然環境・都市生活	水資源・水環境	水資源・水環境	水資源・水環境	●	●	●	●	○	○	○	○				
			水環境	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			水環境	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			水環境	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			水環境	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			水環境	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			水環境	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			水環境	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			水環境	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			水環境	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自然環境・都市生活	自然環境・都市生活	自然環境・都市生活	自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○	○	自然環境・都市生活	自然環境・都市生活	自然環境・都市生活	自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○				
			自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			自然環境・都市生活	●	●	●	●	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

【凡例】

一：現状では評価できない ×：影響がない（対象活動がない）

国 ●：特に大きい（若しくは高い） ▲：中程度 ◇：「特に大きい」とは言えない

埼玉県 ●：「短期的な影響・被害の発生程度」が「発生の可能性あり」に該当し、かつ「長期的な影響の総合評価」が「大きい」

越谷市 ○：「短期的な影響・被害の発生程度」が「発生の可能性あり」に該当し、かつ「長期的な影響の総合評価」が「中程度」

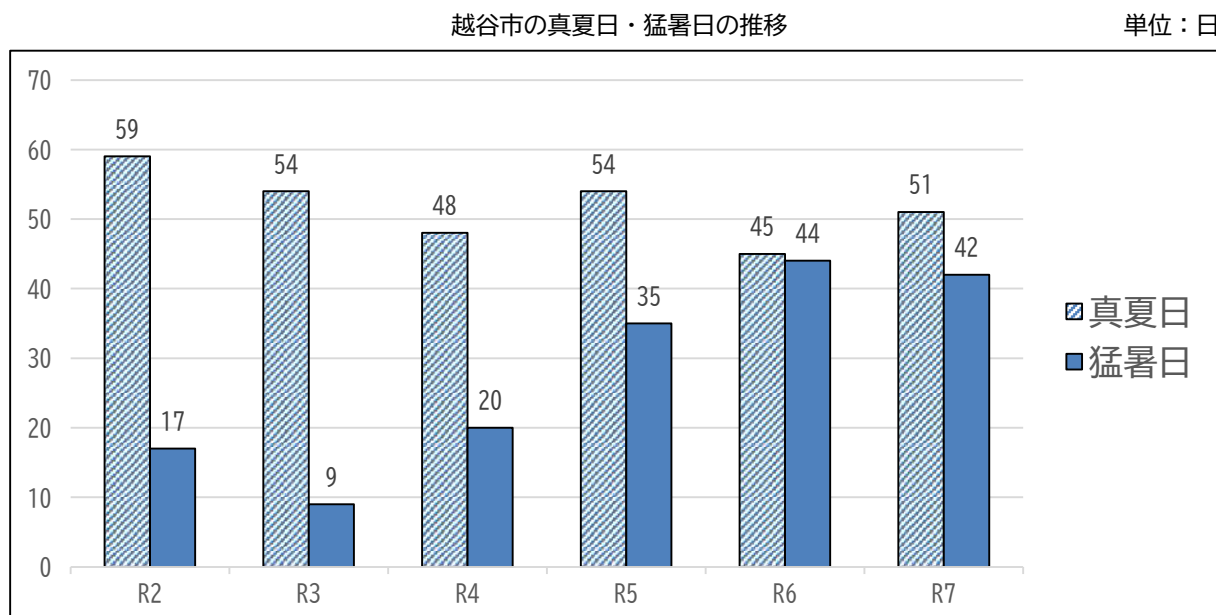
【対象活動の有無】 ○：対象活動が有る △：対象活動がほとんどない

【現在・将来の影響】 ○：影響あり △：影響ややあり

出典：「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」（平成27年（2015年）3月、中央環境審議会）、「地球温暖化対策（適応策）の方向性」（令和2年（2020年）3月、埼玉県）、本市における影響評価は、市域に関する文献と担当課への聞き取りを基に環境政策課が作成し、越谷市環境審議会特別部会にて協議しました。

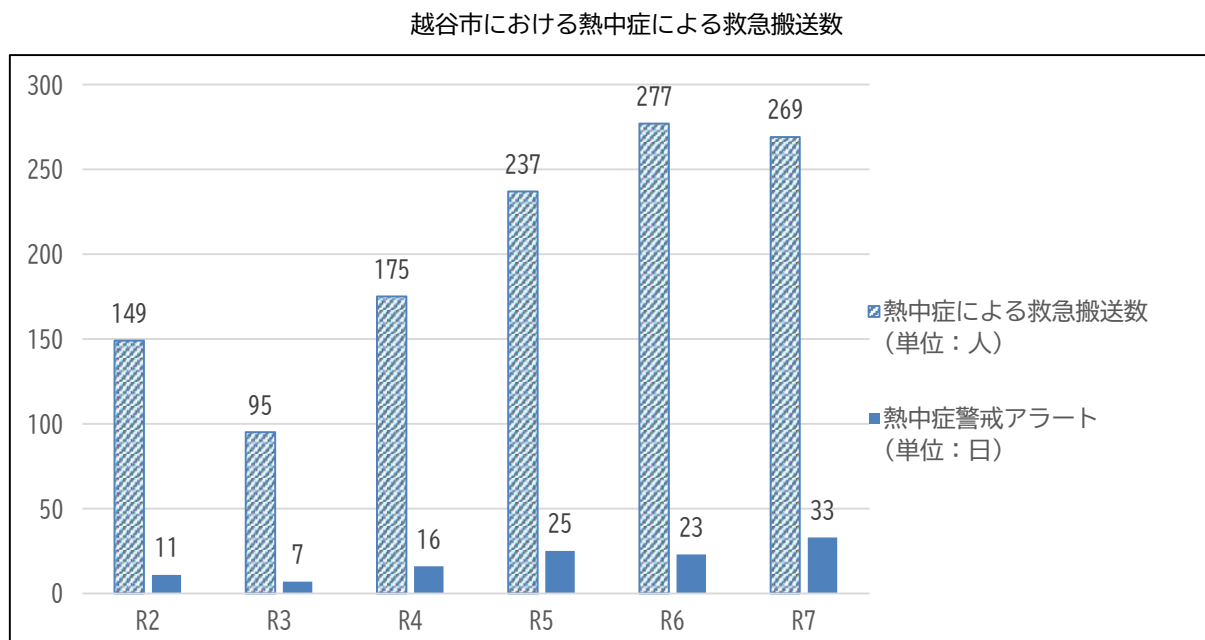
1-2 真夏日・猛暑日の推移

最高気温が35度以上の日を猛暑日、30度以上の日を真夏日と言います。



1-3 熱中症の救急搬送数

熱中症による救急搬送は、真夏日になると発生し始め、猛暑日になると急激に増加すると言われています。



○熱中症警戒アラート

「熱中症警戒アラート」とは、都道府県等の地域ごとに発表され、暑さ指数（WBGT）が33以上になると気象庁と環境省が発表する熱中症警戒情報です。令和2年7月1日に全国に先駆けて関東甲信地方を対象に試行され、令和3年4月28日より全国で運用を開始しました。また、令和5年の気候変動適応法の改正により、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されました。同法の改正は令和6年4月より全面施行され、環境省は従前から運用してきた「熱中症警戒アラート」に加え、暑さ指数（WBGT）が35以上に達する場合は「熱中症特別警戒アラート」の運用を開始し、さらに強い警戒（最大級の警戒）を呼びかけることとしています。「暑さ指数」とは、人体と外気と熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。暑さ指数（WBGT）が28（厳重警戒）を超えると熱中症患者が著しく増加すると言われています。



暑さ指数（WBGT）の算出式

屋外での算出式	$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$
屋内での算出式	$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度}$

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35度以上	31 以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31度以上 35度未満	28 以上 31 未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が 上昇しやすい運動は避ける。 10～20 分おきに休憩をとり、水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人（体力の低い人、肥満の人、暑さに慣れていな い人など）は運動を軽減または中止。
28度以上 31度未満	25 以上 28 未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり、適宜、水分・ 塩分を補給する。 激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
24度以上 28度未満	21 以上 25 未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水 分・塩分を補給する。
24度未満	21 未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必 要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので 注意。

参考：（公財）日本スポーツ協会ホームページ

1-4 公共施設の雨水貯留システム

市内の公共施設では、雨水貯留システムを設置し、トイレ洗浄水等に使用することによって、気候変動に伴う渇水対策や水道水の節約など、環境負荷の低減を行っています。

公共施設における雨水貯留システム設置状況

設置年度	施設名	集雨場所	集水面積 (㎡)	容量 (m ³)	用途
S62	総合体育館	建物屋根	—	260	トイレ洗浄水
H7	荻島小学校体育館	建物屋根	570	106	トイレ洗浄水
H10	蒲生地区センター	建物屋根	414	32	トイレ洗浄水
H10	農業技術センター	建物屋根	468	96	防火水槽
H10	出羽小学校	建物屋根 中庭コート	1,950	365	トイレ洗浄水、校庭散水
H11	新方地区センター	建物屋根	468	25	トイレ洗浄水
H11	市役所第二庁舎	建物屋根	675	122	トイレ洗浄水
H12	科学技術センター	建物屋根	690	118	トイレ洗浄水
H12	桜井地区センター	建物屋根	780	145	トイレ洗浄水
H13・H14	南越谷地区センター	建物屋根	153	110	ビオトープの散水
H13・H14	中央中学校	建物屋根	240	42	トイレの洗浄水
H13・H14	消防本庁舎	建物屋根	137	50	トイレの洗浄水
H13・H14	ゆりのき荘	建物屋根	604	150	トイレ洗浄水、植栽散水
H15	間久里分署	建物屋根	310	7	植栽散水
H17	リサイクルプラザ工場棟	建物屋根	680	16	トイレ洗浄水
H17	荻島地区センター	建物屋根	984	22	トイレ洗浄水
H17	大袋分署	建物屋根	552	57	トイレ洗浄水
H17	大袋東小学校 (2基)	建物屋根	—	4	植栽散水
H17	斎場	建物屋根	10,900	1,540	トイレ洗浄水、植栽散水
H18	城ノ上小学校	建物屋根	3,900	340	トイレ洗浄水、校庭散水
H18	増林地区センター・ 教育センター	建物屋根	543	51	トイレ洗浄水
H19	リサイクルプラザ啓発棟	建物屋根	887	44	トイレ洗浄水
H20	大相模地区センター	建物屋根	383	30	トイレ洗浄水
H21	蒲生分署	建物屋根	241	15	トイレ洗浄水
H22	障害者就労訓練施設 しらこぼと	建物屋根	790	13	トイレ洗浄水
H25	出羽地区センター・公民館	建物屋根	636	35	トイレ洗浄水
H25	越谷いちごタウン	建物屋根	10,272	320	防火水槽
H26	保健所	建物屋上	204	22.8	トイレ洗浄水、植栽散水
H26	市役所第三庁舎	建物屋上	960	130	トイレ洗浄水
H27	ひのき荘	建物屋上	1,287	57.7	トイレ洗浄水
H29	谷中分署	建物屋上	1,393	30	トイレ洗浄水、植栽散水
R元	保健センター	建物屋上	506	57	トイレ洗浄水、植栽散水
R6	地域スポーツセンター	地中埋没	—	6.0	トイレ洗浄水
R7	大袋地区センター	建物屋上	487	30	トイレ洗浄水
合 計			43,064	4,448.5	

※本庁舎は雨水貯留システムに替えて、井水設備を設置。

（基本目標３）資源循環型の地域形成

１．ごみ処理の概要

家庭系ごみの収集品目は燃えるごみ、燃えないごみ、古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙、牛乳パック）、ペットボトル、缶、びん、古着類、白色トレイ、危険ごみ、粗大ごみの 14 品目としています。

家庭系ごみの収集は、ステーション方式により燃えるごみは週 2 回、燃えないごみと資源ごみ（古紙類、ペットボトル、缶、びん、古着類、白色トレイ、危険ごみ）は隔週、直営または委託業者による収集を行っています。粗大ごみは、申込制により委託業者による戸別収集と、越谷市リサイクルプラザへの直接搬入を受け付けています。せん定枝・刈草については、申込制により東埼玉資源環境組合への直接搬入を受け付けています。

事業系ごみについては、許可業者による直接搬入としています。

燃えるごみについては、組合の第一工場ごみ処理施設で焼却し、発電や熱供給などを行っています。せん定枝・刈草については、組合の堆肥化施設において資源化しています。

燃えないごみ、缶、びん、危険ごみ、粗大ごみについては、越谷市リサイクルプラザにおいて、破碎・選別等の資源化処理を行っています。その他の資源ごみ（古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイ）については、再生事業者に引き渡して資源化しています。

収集区分と収集運搬体制

項目				収集方式	排出形態	収集回数
家庭系ごみ	収集	燃えるごみ		ステーション	袋	週 2 回
		燃えないごみ		ステーション	カゴ	隔週
		古紙類	新聞	ステーション	ひも結束	隔週
			雑誌			
			段ボール			
			雑紙			
			紙パック			
		ペットボトル		ステーション	カゴ	隔週
		缶		ステーション	カゴ	隔週
		びん		ステーション	カゴ	隔週
		古着類		ステーション	袋	隔週
		白色トレイ		ステーション	カゴ	隔週
		危険ごみ		ステーション	カゴ	隔週
		粗大ごみ		戸別	－	随時（申込制）
	直接搬入	粗大ごみ、せん定枝・刈草		－	－	随時（申込制）
事業系ごみ	許可業者	燃えるごみ、せん定枝・刈草		－	－	－
	許可業者・直接搬入	燃えないごみ		－	－	－
		資源物		－	－	－

家庭ごみの分け方・出し方

燃えるごみ 透明又は半透明の袋に入れてください 	一辺が50cm未満のもの 台所の生ごみ 台所の生ごみはよく水を切る 	ゴム、皮革類 	落ち葉、雑草 	枝は50cm未満 直径10cm以下に切る 	プラスチック製品 
燃えないごみ 黄色のカゴに入れてください 	一辺が50cm未満のもの 割れたものなどは新聞紙などに包み「品物名」を明記 	金属類 	小型電化製品・ノートパソコン(デスクトップ型は除く) 電気コードは切って「危険ごみ」へ 	リチウムイオン電池 内蔵製品 	
古紙類 品目ごとにむでしてはってください 	新聞紙(チラシ含む) 雑誌(書籍含む) 段ボール 	雑紙 	牛乳パック (洗って乾かしてください) 	収集しないもの ・汚れが落ちない紙類や香水、洗剤などのにおいのついたもの ・紙コップ、写真、カーボン紙、防水加工されたもの ⇒「燃えるごみ」 	
ペットボトル 黄色のカゴに入れてネットを掛けてください 	PET このマークが印字です 	出し方 ①キャップとラベルを外す ②すすいで ③つぶす ※黄色透明なもの(醤油、みりん、料理酒を含む)は裏に「品物名」を明記 ※ビニール袋から出してカゴに入れてください 	収集しないもの ・シャンプーや食用油などのプラスチック容器 ・色つきのペットボトル ⇒「燃えるごみ」 		
缶 黄緑色のカゴに入れてください 	缶のふた 飲料、食品用、のり、お菓子、粉ミルクなどの缶類 	出し方 ①中身を空にしてください ②すすいでください ※ビニール袋から出してカゴに入れてください 	収集しないもの ・スプレー缶、カセットボンベ ⇒「危険ごみ」 ・汚れが落ちない缶 ⇒「燃えないごみ」 		
びん 青色のカゴに入れてください 	割れたびんもびんとして出してください 飲料、食品用、醤油、酒、家庭用常備薬、ドリンク剤などのガラスびん 	出し方 ①中身を空にして ②キャップを外してプラスチック製⇒「燃えるごみ」 金属製⇒「燃えないごみ」 ※ラベルはそのまま ③すすいでください ※ビニール袋から出してカゴに入れてください 	収集しないもの ・ガラス食器、板ガラス ・汚れの落ちないびん ・化粧品などのびんなど ⇒「燃えないごみ」 		
古着類 透明又は半透明の袋に入れてください 	タオル、婦人服、下着、シーツ、子供服、浴衣、Gパン、紳士服、毛布、スーツ、セーター、ダウンジャケット、コート、冬物衣料、カバン、カーテンなど 	出し方 ①洗って ②乾かしてください ※濡れると資源になりません。雨の日は避けて出してください 	収集しないもの ・濡れたもの、破れているもの ・汚れが落ちないもの ・寝具類、スリッパ、ベットの使用した寝具 ⇒「燃えるごみ」 		
白色トレイ 黄色のカゴに入れてネットを掛けてください 	肉、魚、野菜、などが入っていた白い皿状のもの ※色付きトレイは含まれません ※食品用のものに限り 	出し方 ①洗って ②乾かしてください ※ビニール袋から出してカゴに入れてください ※濡れると資源になりません。雨の日は避けて出してください 	収集しないもの ・色や柄がついたトレイ ・納豆の容器 ・カップめんなどの容器 ・持ち帰り弁当の容器 ⇒「燃えるごみ」 		
危険ごみ 赤色のカゴに入れてください 	スプレー缶、カセットボンベ 使い切ってから出して「中身入り」と明記して出してください 	水銀入り体温計、温度計 	蛍光灯、電球 購入時の箱などに入れる 	「プラグは燃えないごみ」 電気コード ライター 乾電池 モバイルバッテリー、リチウムイオン電池 	

粗大ごみ 一辺が50cm以上または10kg以上のものは粗大ごみです 必ず予約をしてください

○収集を依頼する場合(事前の予約が必要です)

予約専用電話 **048-973-5300** おかけ間違いにご注意ください

- ① 品物の大きさを測る
 - ② 申し込み(予約専用電話又は越谷市ホームページ電子申請にて)
 - ③ 粗大ごみシールの購入(申し込み時に収集日とシールの必要枚数をご案内します。)
 - ④ 収集(粗大ごみシールを品物ごとに貼って、収集日の朝8時までにしてください。)
- 受付時間：月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時
 収集日：電話予約の際に指定した日
 (お住まいの燃えないごみ・ペットボトルの収集日に収集)
 出所場所：① 一戸建て…道路から直接積込ができる敷地内
 ② 集合住宅…専用ごみ集積所
 (ごみ集積所が敷地内がない場合は予約時にご相談ください。)
- 月曜日や休日の翌日は電話が大変混み合います。 ●処理ができないものは受付いたしません。

粗大ごみシールの取扱場所
 ● 北部・南部出張所 ● 越谷市リサイクルプラザ
 ● 市内コンビニエンスストア (一部店舗除く)

粗大ごみ収集運搬手数料(粗大ごみシール)

一辺の長さ	金額
50cm以上120cm未満のもの	400円
120cm以上180cm未満のもの	800円
180cm以上のもの	1,200円
スプリング入りマットレス	2,800円

※令和8年2月現在

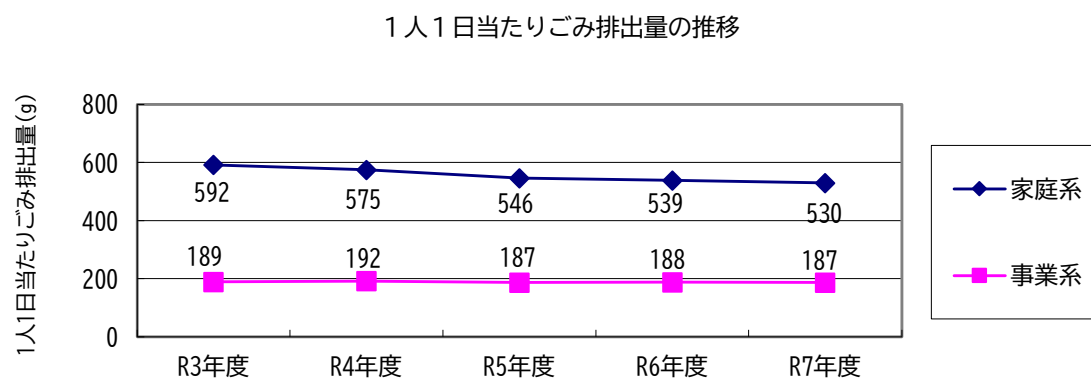
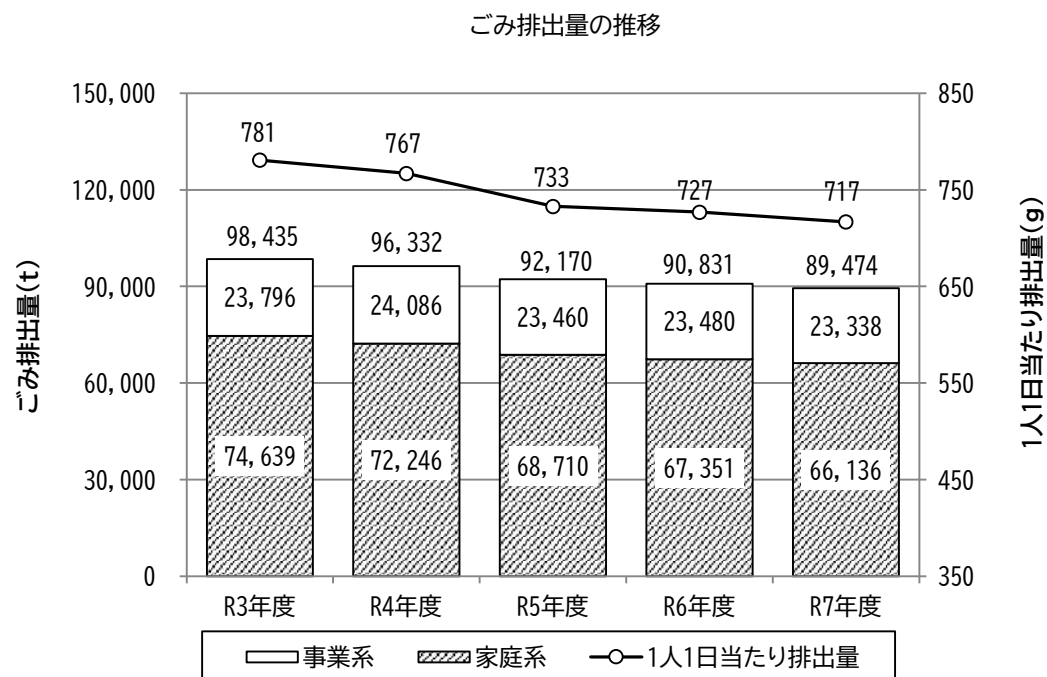
○直接持ち込む場合(受付は電話予約のみ・当日の搬入はできません)

予約専用電話 **048-973-5300** おかけ間違いにご注意ください

- 受付時間：月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時 ●持ち込み先：越谷市砂原355番地 越谷市リサイクルプラザ
 ●搬入可能時間：午前9時から11時30分 午後1時30分から3時 ●手数料：無料(搬入できる品目、品数は限られています)
 持ち込みの際、市内在住を運転免許証等で確認いたします。(市内在住を確認できない場合は、持ち込みをお断りする場合があります。)
 その他詳細は電話予約の際に、ご確認ください。
 ※社会情勢の変化により持ち込む際の条件や受付時間が変わる場合があります。ご了承ください。

2. ごみの排出状況

令和7年度におけるごみの総排出量 89,474 t で、前年度より 1,357 t、1.5%減少しました。



3. し尿処理の概要

し尿処理は、公共下水道、浄化槽及び汲み取りにより実施しています。汲み取りの収集対象人口は、昭和 58 年から公共下水道の供用開始に伴い減少傾向にあります。

令和 7 年度末現在には、越谷市の世帯のうち 82.6%が公共下水道を利用しており、16.8%が浄化槽、0.6%が汲み取りの収集対象となっています。なお、し尿及び浄化槽汚泥の処理は東埼玉資源環境組合にて処理しています。

し尿処理形態別 世帯数及び人口の推移

		R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1
	総世帯数	159, 682	160, 965	162, 337	163, 985	165, 748
	総人口	344, 674	343, 644	342, 681	341, 992	341, 379
収集世帯・人口	生し尿（世帯）	1, 223	1, 123	1, 058	987	938
	生し尿（人口）	1, 954	1, 781	1, 681	1, 576	1, 453
	浄化槽（世帯）	27, 729	27, 916	27, 949	27, 980	27, 903
	浄化槽（人口）	62, 656	62, 211	61, 616	60, 881	59, 897
	浄化槽設置基数	21, 135	21, 183	21, 388	21, 320	20, 783
	収集世帯（合計）	28, 952	29, 039	29, 007	28, 967	28, 841
	収集人口（合計）	64, 610	63, 992	63, 297	62, 457	61, 350
非収集世帯・人口	公共下水道世帯	130, 730	131, 926	133, 330	135, 018	136, 907
	公共下水道人口	280, 064	279, 652	279, 384	279, 535	280, 029
	自家処理（世帯）	0	0	0	0	0
	自家処理（人口）	0	0	0	0	0
	非収集世帯合計	130, 730	131, 926	133, 330	135, 018	136, 907
	非収集世帯人口	280, 064	279, 652	279, 384	279, 535	280, 029

		R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1
構成比%	生し尿世帯	0. 8	0. 7	0. 7	0. 6	0. 6
	浄化槽世帯	17. 4	17. 3	17. 2	17. 1	16. 8
	公共下水道世帯	81. 8	82. 0	82. 1	82. 3	82. 6
	自家処理世帯	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0

4. ごみ処理に関する経費

令和7年度における清掃費決算額の経費は4,010,825千円となり、前年度より210,266千円増額しています。

清掃費決算額の推移

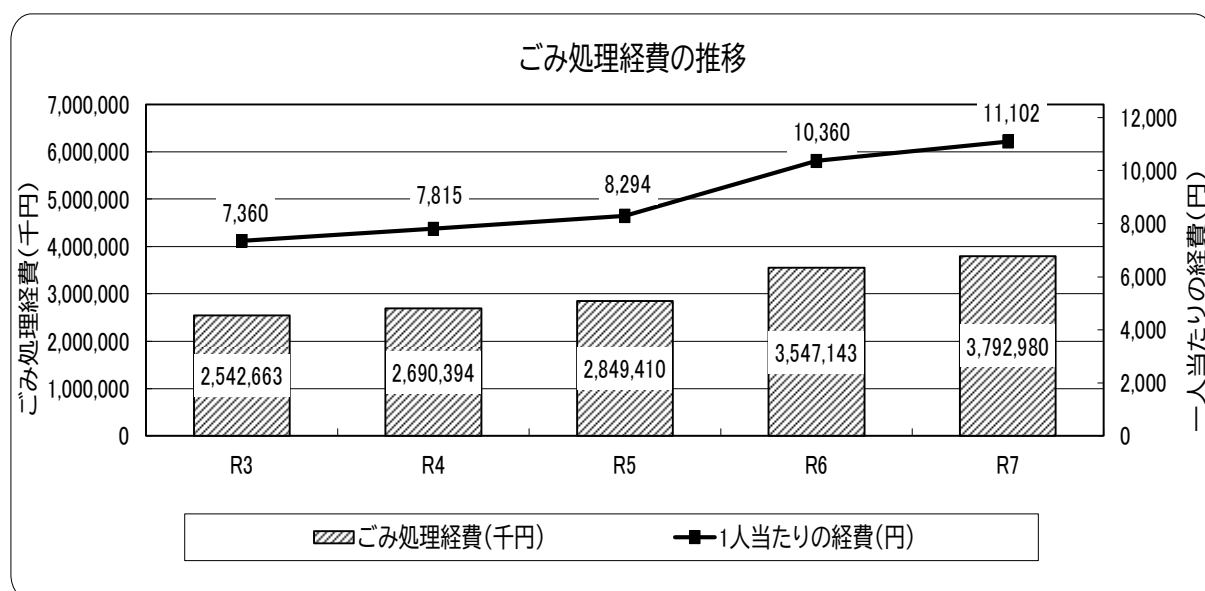
(単位：千円)

年度	一般会計	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費	生活排水 対策事業費	合 計	一般会計に 占める割合
R3	122,214,496	1,462,307	1,306,216	37,730	24,612	2,830,865	2.32%
R4	123,228,208	1,485,614	1,325,130	37,942	31,456	2,880,142	2.34%
R5	127,844,146	1,560,816	1,452,232	42,219	31,944	3,087,211	2.41%
R6	131,705,071	2,190,898	1,528,655	46,382	34,624	3,800,559	2.89%
R7	144,922,380	2,360,611	1,585,514	49,429	15,271	4,010,825	2.77%

令和7年度におけるごみ処理の経費は3,792,980千円であり、市民1人当たり11,102円になります。

ごみ処理に関する経費

	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ処理経費(千円)	2,542,663	2,690,394	2,849,410	3,547,143	3,792,980
1人当たりの経費(円)	7,360	7,815	8,294	10,360	11,102
人 口(人)	345,472	344,280	343,548	342,397	341,656



5. 4 Rとごみ・資源の分別徹底

5-1 4 Rの促進

(ア) 集団資源回収

市内では、自治会や子供会など401団体（令和8年3月31日現在登録分）によって、古紙類、古繊維類、金属類（缶類）、空きびん類などの資源の回収が行われています。

これらの活動を支援するために市では、各団体に対して回収量に応じた補助金を交付しています。令和7年度においては、2,873tが回収されており、その9割以上が古紙類となっています。

令和7年度の補助金は、資源回収量に1kg当たり8円を乗じて得た額になります。

なお、令和7年度は申請期間の変更（1月～6月分を7月に申請、7月～12月分を1月に申請）に伴い、令和8年1月～3月分の排出量が反映されておらず、売上額の集計を行っていません。

資源回収実績の推移

年度	回収量(t)	前年比(%)	売上額(円)	補助金額(円)
R3	5,238	97.1	18,153,600	41,845,100
R4	4,952	94.5	22,317,899	39,561,600
R5	4,431	89.4	19,483,758	35,386,000
R6	4,051	91.4	19,723,838	32,350,900
R7	2,873	70.9		22,950,900

資源回収品目別実績

年度	紙類		繊維		金属		びん		計 量(t)
	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	
R3	4,919	93.9	107	2.0	211	4.0	1	0.01	5,238
R4	4,637	93.6	110	2.2	204	4.1	1	0.02	4,952
R5	4,132	93.3	103	2.3	195	4.4	1	0.02	4,431
R6	3,755	92.7	101	2.5	195	4.8	1	0.01	4,051
R7	2,653	92.3	77	2.7	142	4.9	1	0.03	2,873

※小数点の都合上、合計と一致しない可能性あり

(イ) リユース品の利用促進

粗大ごみとして出された木製家具等を修理再生し、市民を対象に常時販売しています。

再生家具等販売実績

年度	販売点数
R5	1,383 点
R6	1,772 点
R7	1,544 点

(ウ) 市内企業による古紙の再生

市内の企業（31 事業所）が連携し、オフィスから発生する古紙の回収による資源化への取り組みを通じ、リサイクルの社会的な拡大定着を図り、資源循環型社会の実現を目指して、平成 5 年に発足した「オフィス・ペーパー・リサイクル越谷」が、上質紙、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パックの 5 種類に分け、専用の回収袋により、2 週間に 1 回グループ回収を行っています。

オフィス・ペーパー・リサイクル越谷による回収量（過去 5 年間）

単位：kg

年度	段ボール	上質紙	雑誌	新聞	牛乳パック	合 計
R3	20,410	6,300	37,610	2,260	0	66,580
R4	21,620	4,820	36,220	2,180	0	64,840
R5	18,830	4,240	35,320	1,960	0	60,350
R6	19,950	1,830	35,360	1,280	0	58,420
R7	19,030	480	27,250	1,460	0	48,220

(エ) プラスチック・スマート宣言

プラスチック・スマートとは、環境省が平成 30 年に立ち上げたキャンペーンで、世界的なプラスチックによる海洋汚染の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携共同して取組を進めることを目的としています。

市でも令和元年 8 月に「越谷市役所プラスチック・スマート宣言」を行いました。まずは市役所が率先して、ごみの処理から発生する温室効果ガス排出量を削減し、マイクロプラスチックの排出抑制のために取り組んでいます。

取組の事例

ペットボトルの使用を減らす	市が開催する会議やイベント等では、ペットボトル飲料の配布を原則禁止する。
プラスチック製品の使用を控える	使い捨てとなるレジ袋、プラスチック製のストローやスプーンなどの使用を控える。マイバック、マイボトルを常備する。
繰り返し使えるものを選ぶ	記念品の配布物は使い捨てにならず長期での利用や繰り返し利用ができるものを選ぶ。また、使用後にリサイクルしやすい素材のものや環境に配慮した素材のものを選ぶ。

(オ) 普及啓発

① 4 R の推進に関する普及啓発の継続

4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）をさらに推進するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、情報発信や普及啓発活動を継続します。

② 廃棄物減量等推進員

地域におけるごみに関する市と市民の協働の推進を図ることを目的に廃棄物減量等推進員制度を設けています。令和 8 年 3 月 31 日現在、463 人の方が地域と行政のパイプ役として、また、ごみに関する地域のアドバイザーとして、ごみの減量・資源化や分別・排出方法の普及啓発活動を行っています。

③環境学習

リサイクルプラザに運ばれたごみがどのように処理されているか、また、ごみの分別や集められたごみがどのようにリサイクルされているかを啓発するため、環境について学ぶ小学4年生や自治会などに対して、リサイクルプラザの施設見学および出張講座を行っています。

令和7年度の実績

施設見学	31回	2,318人	(市政移動教室、小学校、自治会等)
出張講座	16回	632人	(小学校、保育所、老人福祉施設等)

④食品ロス削減の啓発

家庭における食品ロスの発生抑制として「食材を買いすぎない」、「食材を上手に使い食べきる」、「賞味期限を過ぎても、すぐに食材を捨てない」の3か条を設け、日常生活の中で食品ロス削減に向け行動を示すことや、現状の周知を行うとともに、食品ロス削減をテーマとしたエコ・クッキング教室などを行っています。

また、ごみ収集カレンダーにおいて、「食品ロス削減の日(10月30日)」を周知し「食材の使いきり」や「冷蔵庫の中身のチェック」などの啓発を行っています。家庭で余った食品や未利用食品を持ち寄るフードドライブ事業を平成31年3月から行っており、市役所含む公共施設全4カ所に食品回収ボックスを設置しております。また、令和4年度より食品小売店舗等において、市が作成した「手前どり」POPを掲示することにより、食品ロスに関する問題を身近に感じていただくなど市民の意識向上に努めるとともに、その店舗における食品ロスの削減を促進しました。

(カ) 小型家電リサイクルへの取組

平成25年度4月より携帯電話やデジタルカメラなどの小型電子機器に含まれる金や白金などの貴金属や、レアメタルといわれる有用金属の再資源化を促進するため、小型家電リサイクル法が施行され、市では平成26年度より小型家電の回収を始めました。

現在回収ボックスを4施設、簡易型回収ボックスを17施設に設置し、使用済み小型家電の回収促進に努めています。

小型家電回収実績

年度	ボックス回収量(t)	ピックアップ回収量(t)	イベント回収量(t)	総回収量(t)
R3	1.11	88.40	0	89.51
R4	1.37	76.23	0	77.60
R5	1.18	71.24	0	72.42
R6	1.56	89.39	0	90.95
R7	1.62	108.00	0	109.62

(キ) 廃食用油の回収・リサイクル

市では給食センターの廃食用油を業者委託し回収を行っています。回収された廃食用油は、家畜用飼料、塗料、BDF燃料、ボイラー燃料等に再利用されています。

給食センターの廃食用油回収実績（過去5年間）

	R3	R4	R5	R6	R7
回収量 (ℓ)	43,614	38,232	38,502	33,714	37,638

5-2 ごみの資源化

市で収集したごみは各施設及び選別業者に運ばれ、処理および資源化をしています。

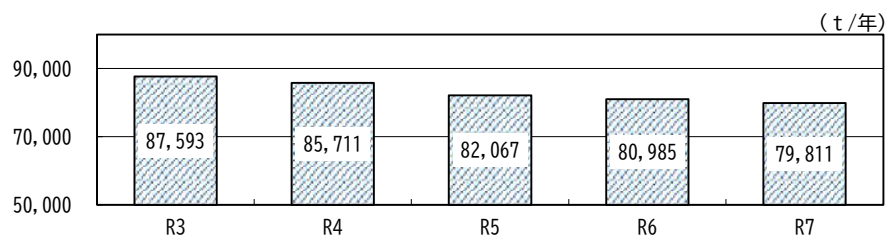
(ア) 東埼玉資源環境組合

燃えるごみは第一工場ごみ処理施設で焼却処理を行っており、令和7年度の焼却処理量は79,811tとなりました。

ごみ処理施設では、焼却処理に伴って発生する熱を最大限利用した、発電や熱供給などを行っています。焼却処理による発生した灰の一部（令和7年度は3,780t）は人工砂としてリサイクルされ、舗道の下層路盤材として利用されています。

せん定枝・刈草は第一工場堆肥化施設で堆肥化を行っています。令和7年度は409tを搬入しています。

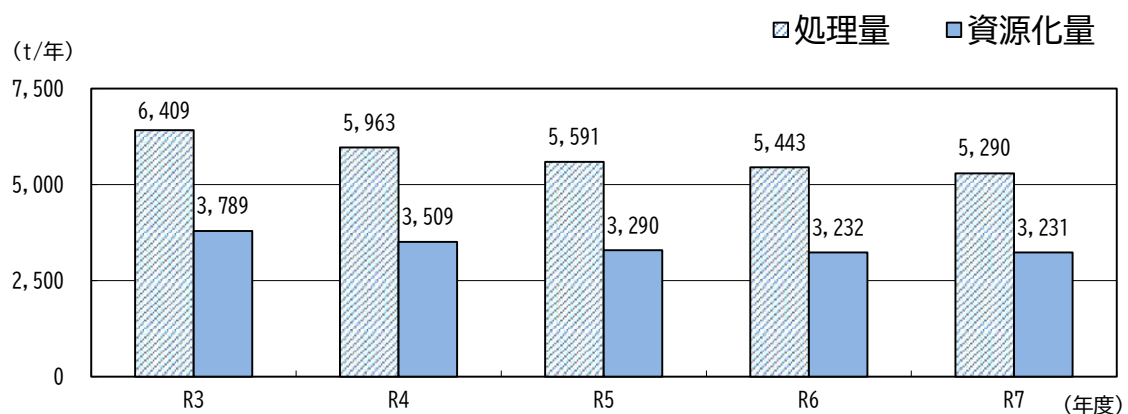
焼却処理の推移



(イ) リサイクルプラザ

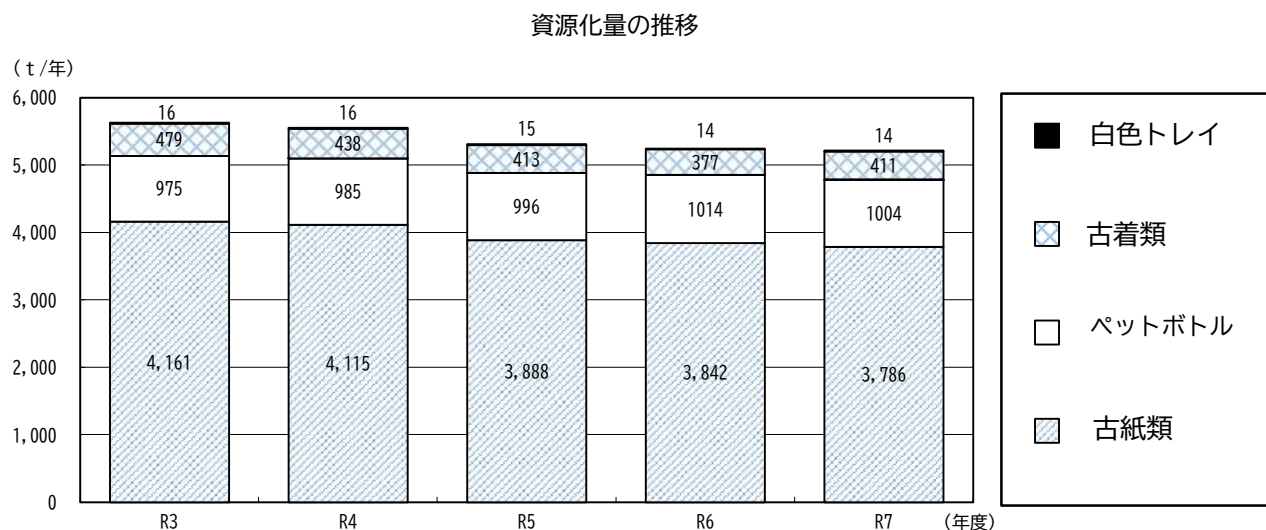
燃えないごみ、缶、びん、危険ごみ、粗大ごみが集められ、選別や破碎処理を行っています。さらに、破碎物の中から、鉄、アルミを回収して資源化しています。

処理量・資源化量の推移



(ウ) 再生事業者

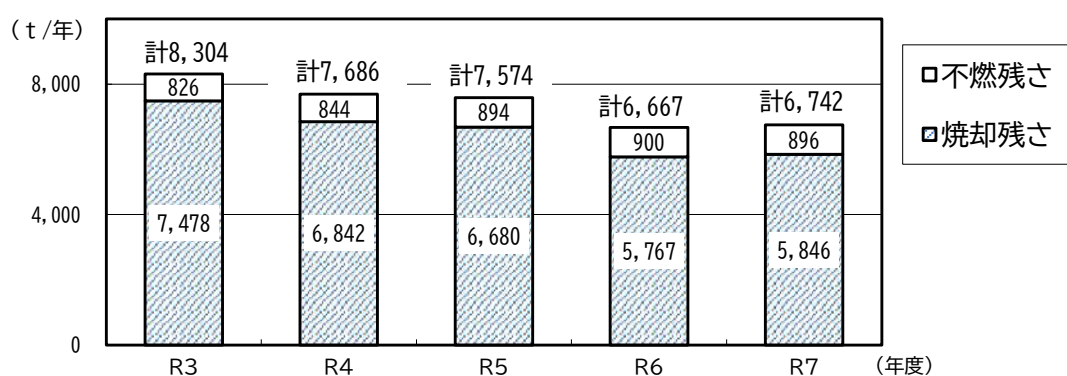
古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイは再生事業者に引き渡して資源化しています。



(エ) 最終処分

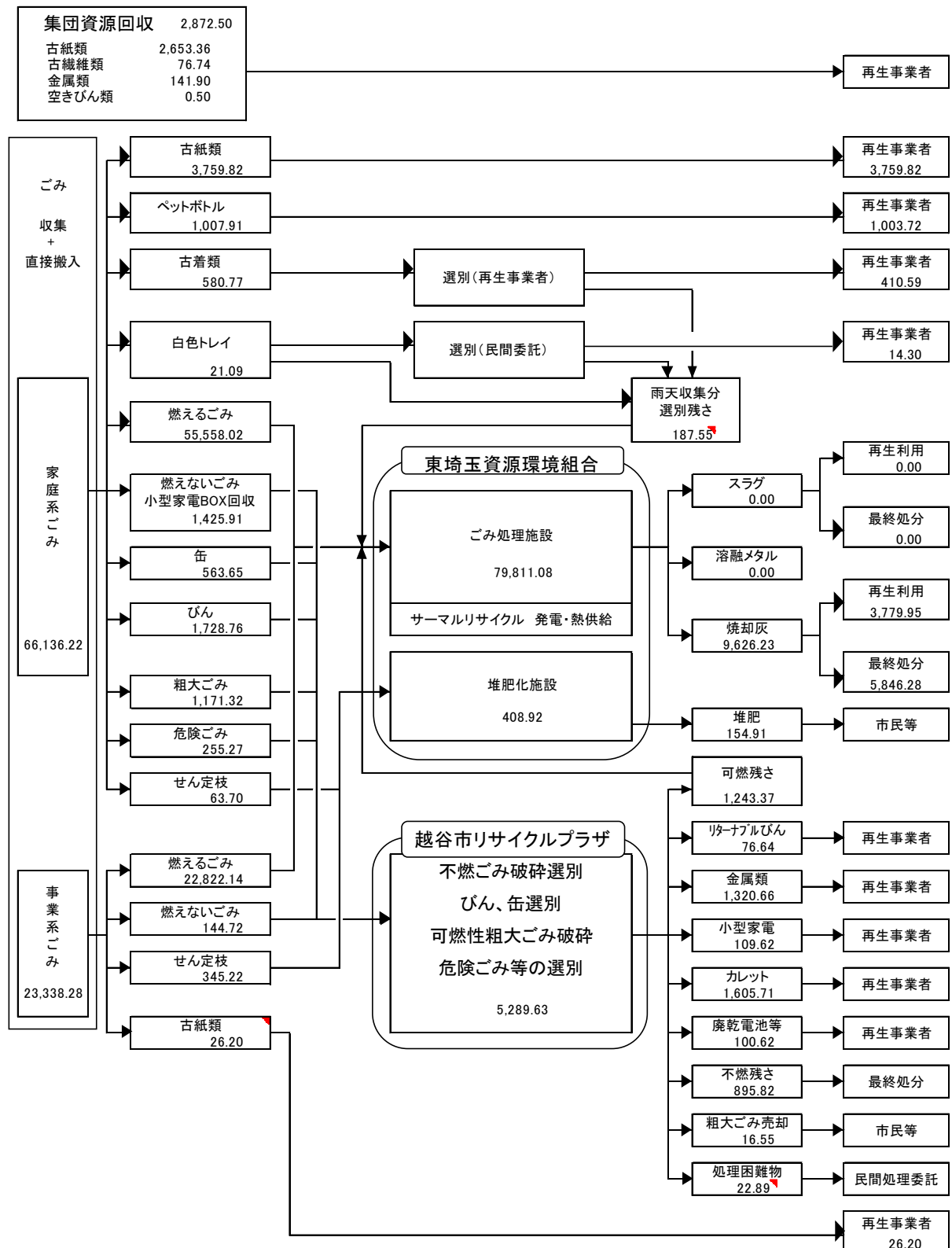
東埼玉資源環境組合の第一工場ごみ処理施設から排出される焼却残さについては、焼却灰及び飛灰については、県内および県外にて資源化または埋め立て処分をしています。金属類については、県外にて資源化しています。

また、リサイクルプラザから排出される不燃残さについては、埼玉県環境整備センター（寄居町）において埋立処分しています。



— 越谷市のごみ処理の流れ —

令和7年度



6. 廃棄物適正処理

6-1 適正処理の推進

(ア) 産業廃棄物処理施設設置等に関する紛争の予防

産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置の許可申請に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する基準に適合しているかを厳正に審査し、許可又は不許可の処分を行うことにより、周辺地域の生活環境の保全を図ります。

そのために、産業廃棄物処理業の新規の許可申請や業の変更（処理能力や事業場を一定以上に増大させる等）の許可申請等を行う場合には、事業計画者に対して、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（以下「設置条例」という。）に基づく事前協議手続を行うこととしています。事業計画の公開、関係住民への説明会、環境保全協定の締結等により、事業計画者と関係住民との紛争を予防し、合意形成を促進します。

産業廃棄物の処理を行うために必要となる廃棄物処理法に基づく許可は、他人の産業廃棄物を処理する場合の「業の許可」と一定規模以上の処理施設を設置する場合の「施設設置許可」に大別され、主なものは以下のとおりです。

- ①産業廃棄物収集運搬業許可
(積替え保管を含む。)

収集、運搬及び積替えのための一時保管
- ②産業廃棄物処分業許可

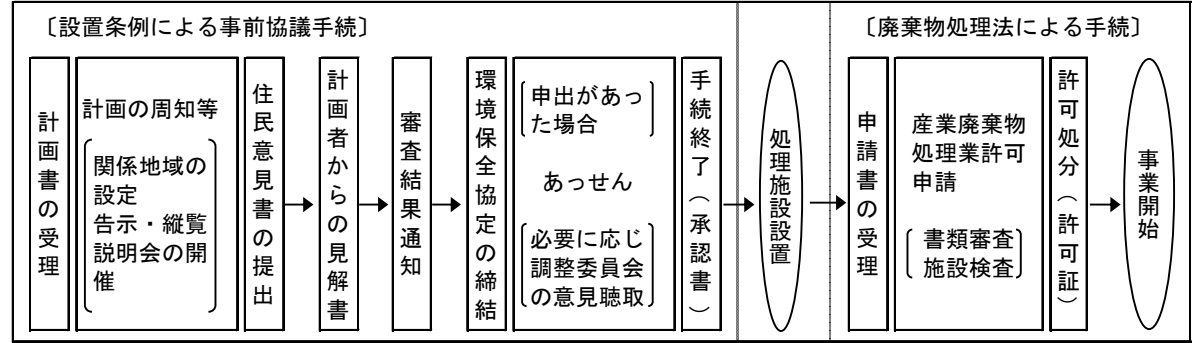
破碎、焼却等の中間処理及び最終処分
- ③特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
(積替え保管を含む。)

爆発性、毒性、感染性等を有する産業廃棄物の収集運搬及び積替えのための一時保管
- ④特別管理産業廃棄物処分業許可

爆発性、毒性、感染性等を有する産業廃棄物の処分
- ⑤産業廃棄物処理施設設置許可

一定規模以上の処理能力を備えた破碎、焼却等の中間処理施設及び最終処分場

産業廃棄物処理施設の設置等の手続



産業廃棄物処理業許可業者数及び産業廃棄物処理施設数（令和8年3月31日現在）

区 分			業者・施設数	
処 理 業 許可業者	産業廃棄物	収集運搬業(積替え保管を含む。)	6	17
		処分業（移動式を除く。）	8	
		処分業（移動式）	3	
	特別管理 産業廃棄物	収集運搬業(積替え保管を含む。)	1	1
		処分業（移動式を除く。）	0	
		処分業（移動式）	0	
処理施設	産業廃棄物処理施設		6	6

(イ) 産業廃棄物の適正処理に関する指導

「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」ことを目的とした廃棄物処理法に基づき、排出事業者、産業廃棄物処理業許可業者等に対し指導や啓発を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理の促進を図ります。

①産業廃棄物処理業者の指導・監督

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）及び産業廃棄物処分業の許可業者において、産業廃棄物が適正に処理されているかを確認するため、立入検査等により事業場の検査を実施しています。

また、越谷市内の産業廃棄物処理業許可業者から毎年報告される産業廃棄物処理実績報告書を集計・分析することにより、処理状況を把握しています。

②産業廃棄物排出事業者の指導・監督

廃棄物処理法第3条（事業者の責務）に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、産業廃棄物の排出事業者が、産業廃棄物を適正に処理できるよう必要な助言及び指導を行っています。

なお、産業廃棄物の排出事業者は、他人に処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられており、紙による産業廃棄物管理票を交付した場合は、毎年6月末までに前年度の産業廃棄物管理票の交付状況を越谷市長に報告する必要があります。

③産業廃棄物の不適正処理事業者の指導・監督

産業廃棄物は、適正に処理しなければなりません。排出された産業廃棄物が適正に処理されず、大量に野積みされてしまう場合があります。越谷市内には、中核市移行により産業廃棄物に関する事務が埼玉県から移譲される以前からの野積みされた産業廃棄物の山が6か所あり、その後発覚した山も含め行為者等に対し搬出等の改善指導を行っています。

また、産業廃棄物の不法投棄、野外焼却、野積み等については、未然防止及び早期発見・解決を図るため、速やかに実態を調査し、行為者に対して適正処理を指導しています。

市民からの通報や職員によるパトロール等により発見した新たな不適正処理事案については、産業廃棄物が長期に渡り放置されることのないよう、速やかに行為者を特定し、指導を行っています。

産業廃棄物の適正処理に関する指導件数（令和8年3月31日現在）

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
処 理 業 許 可 業 者	定例立入	26	26	27	22
	臨時立入	4	7	9	4
	小 計	30	33	36	26
不適正処理 事 業 者	立 入	127	136	155	144
	監 視	424	349	356	757
	小 計	551	485	511	901
不 法 投 棄	立 入	58	54	48	88
野 外 焼 却	立 入	12	29	14	21
計		651	601	609	1,036

④産業廃棄物収集運搬車両の路上検査

産業廃棄物不適正処理の未然防止活動の一環として産業廃棄物を運搬する車両を検査し、廃棄物処理法の適合状況の確認をするとともに産業廃棄物の処理ルートを把握することで、産業廃棄物の不適正処理を厳しく監視・指導するために、警察等関係機関の協力を得て、路上検査を実施しています。

<産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称名「産廃スクラム 37」※）による一斉路上検査>

日時：令和 7 年 10 月 16 日（木）10 時～12 時（荒天のため中止）

場所：関越自動車道新座料金所（下り線）

※ 関東甲信越などの 37 の都県市で構成

⑤使用済自動車のリサイクルに関する取組

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、引取業及びフロン類回収業の登録申請並びに解体業及び破砕業の許可申請に対して、法に規定する基準に適合しているかを厳正に審査し、登録又は許可の可否の決定を行い、周辺地域の生活環境の保全を図ります。特に、解体業及び破砕業の許可申請の場合には、事業計画者に対して事前協議手続を行うこととしています。

自動車リサイクル法では、以下の関連事業者及びその役割が規定されています。

- i 引取業者 自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者へ引き渡します。
- ii フロン類回収業者 使用済自動車からフロン類を回収して自動車メーカー等※（自動車メーカー及び輸入業者）へ引き渡し、フロン類回収後の使用済自動車を解体業者へ引き渡します。
- iii 解体業者 使用済自動車からエアバッグ類を回収して自動車メーカー等※へ引き渡し、有用部品等を取り除いた解体自動車を破砕業者へ引き渡します。
- iv 破砕業者 解体後自動車を破砕して金属類とシュレッダーダストを分別し、シュレッダーダストを自動車メーカー等※へ引き渡します。

※自動車メーカー等は、引き取った 3 品目（フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト）を適正に処理し、リサイクルを行います。

自動車リサイクル法関連事業者数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区 分		事業者数	事業所数
登録制	引取業者	61	83
	フロン類回収業者	10	12
許可制	解体業者	4	5
	破砕業者	1	1
計		76	101

⑥ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組

PCBは、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱・冷却用の熱媒体、感圧複写紙等、様々な用途に利用されていましたが、毒性が極めて強いため、現在は、製造、輸入ともに禁止されています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）では、区域内におけるPCB廃棄物の状況を把握するとともに、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされています。これを受けて、越谷市においても管内事業所におけるPCB廃棄物を網羅的に把握するため、経済産業省より入手した自家用電気工作物設置者リストに基づき、平成29年度より掘り起こし調査を実施しました。また、令和元年度から、PCBの使用が疑われる照明器具の安定器の所有者を調査対象として、昭和32年から昭和52年までに建築された事業用の建物4,875件に対し、家屋課税台帳を基に調査を行いました。

自家用電気工作物設置者1,471件に対する調査実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度以降
調査回答事業者数（件）	1,341	1,459	1,471
調査進捗率（％）	91.2	99.2	100.0

照明器具の安定器の所有者4,875件に対する調査実施状況

区 分	令和3年度以降
調査回答事業者数（件）	4,875
調査進捗率（％）	100.0

PCB廃棄物を保管している事業者は、処理が行われるまで、毎年その保管及び処分の状況を届出することが義務付けられており、届出に基づき立入検査等を行い、PCB廃棄物の適正保管を指導しています。

なお、PCB特別措置法により、高濃度PCB使用変圧器・コンデンサーは令和3年度末まで、PCB使用安定器及び高濃度PCB汚染物等は令和4年度末まで、低濃度PCB廃棄物は令和8年度末までの処分期間となっています。

PCB廃棄物の届出等件数（令和8年3月31日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保管届出	132	110	84	73	107
処分届出	29	17	15	20	21
立入検査	121	339	28	2	20

⑦土砂の堆積に関する取組

越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）では、土砂の堆積等に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。

越谷市では、平成 27 年 4 月の保健所設置に伴い、埼玉県が実施してきた土砂の堆積等の規制区域から除外されることから、生活環境の保全を図るため、独自に土砂条例を定めています。埼玉県では、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が 3,000 平方メートル以上になる場合を規制対象としていましたが、越谷市では、規模の小さな土地の土砂の堆積も含めて規制することとし、500 平方メートル以上になる場合を規制対象とする許可制（他法令による許可等に基づき土砂の堆積を行う場合は届出制）としています。

また、令和 7 年 5 月 26 日に越谷市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定されることを受け、「越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例」を「越谷市土砂の堆積による土壌汚染の防止に関する条例」に改正しました。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法と重複する部分を削除、許可・届出制度を一部廃止し、新たに土壌汚染防止に係る届出を規定しました。

さらに、令和 7 年 6 月 1 日に刑法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例を一部改正しました。

土砂の堆積に係る許可・届出件数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (条例改正前)	令和 7 年度 (条例改正後)
許 可	8	6	7	0	-
届 出	4	5	7	1	1

（ウ）廃棄物の適正処理に向けた啓発

①不法投棄防止キャンペーン

廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見には、市民の監視の目を増やすことが重要です。そのため、市民に対して、啓発チラシの配布等を行い、不法投棄防止の意識向上を図っています。

日 時：令和 7 年 11 月 16 日（日）9 時 30 分～15 時（天気：晴れ）

場 所：東埼玉資源環境組合

「リユースまつり」に参加



②講習会及び説明会等

廃棄物処理の重要性に鑑み、排出事業者及び廃棄物処理関係事業者の資質の向上を図るとともに、循環型社会の形成を目指した廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を目的として、講習会等を実施しています。

令和 7 年度は、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業系廃棄物の排出事業者を対象に説明会を実施し、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進を図りました。



○令和 7 年度実施内容

事業系廃棄物の適正処理等に係る説明会

① 日 時：令和 7 年 8 月 27 日（水）10 時～

対 象：一般廃棄物収集運搬業許可業者
（可燃ごみの収集運搬許可業者を対象）

② 日 時：令和 7 年 9 月 24 日（水）10 時～

対 象：令和 6 年度に実施したごみ内容物検査において、一般廃棄物に産業廃棄物を混入させて排出した事業者

（工）再生資源物の屋外保管事業場に関する取組

近年、全国的に金属スクラップや使用済プラスチックなど再生資源物のリサイクルが推進されるなか、市内においても再生資源物を屋外で保管している事業場、いわゆる金属スクラップヤード等が設置され、さらに増加していくことが見込まれていました。

このような中、一部の屋外保管事業場では、不適正な保管による火災や作業に伴う騒音、振動といった市民の生活環境に支障をきたす状況が発生し、市として看過できない状況にありました。しかし、再生資源物の屋外保管事業場を直接対象とした法令がなく、十分な指導や規制を行うことができませんでした。

そこで、再生資源物の屋外における適正な保管を実現するため、「越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定しました。本条例は、令和 6 年 3 月 21 日付けで公布、令和 6 年 7 月 1 日付けで施行しました。

また、令和 7 年 6 月 1 日に刑法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例を一部改正しました。

本条例において、条例施行日以前に事業を行っていた事業者から令和 6 年 6 月 30 日までに従前の屋外保管事業者である旨の届出、12 月 31 日までに既存の屋外保管事業場に関する届出を受理しました。この 2 度の届出により、既存屋外保管事業場について、許可を受けたものとみなされ、その有効期間は 5 年間で更新制となっています。

再生資源物の屋外保管事業場の許可・届出状況（令和 8 年 3 月 31 日）

手続き区分		事業者	事業場
経過措置	従前の屋外保管事業者である旨の届出	30	32
	既存屋外保管事業場に関する届出	29※1	30※1
許可等	みなし許可	27※2	28※2
	新規許可	0	0
	変更許可	0	0
	更新許可	0	0
届出等	変更届	3	3
	廃止届	1	1

※1 従前の屋外保管場である旨の届出書を受理後、現地調査や書類確認等を踏まえ、対象事業地ではないことや事業場の廃止等により、既存屋外保管事業場に関する届出書の提出事業者数及び事業場数が減少

※2 既存屋外保管事業場に関する届出書の受理後、事業場の廃止届を受理し、事業者数及び事業場数が減少

6-2 事業者の減量化計画

(ア) 産業廃棄物処理状況報告

廃棄物処理法等の規定により、産業廃棄物の排出事業者は、前年度の産業廃棄物の排出状況について、また、産業廃棄物処理業許可業者及び産業廃棄物処理施設設置事業者は、前年度の産業廃棄物の処理状況について、それぞれ報告（4/1～6/30）が義務付けられています。

市では、こうした報告を基に、産業廃棄物の排出から処分までの流れや排出量、処理量等を把握し、産業廃棄物の統計や産業廃棄物の減量化等の計画策定などの資料としています。

産業廃棄物排出量

（単位：t）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産業廃棄物	83,255	101,712	122,009	108,047	123,565
特別管理産業廃棄物	2,164	2,857	2,821	2,557	2,799
計	85,419	104,569	124,830	110,604	126,364

令和 6 年度産業廃棄物排出量（種類別）

産業廃棄物の種類		排出量(t)		交付枚数	
産業廃棄物	燃え殻	12	0.01%	5	0.0%
	汚泥	28,093	22.74%	5,954	6.7%
	廃油	4,589	3.71%	7,174	8.1%
	廃酸	437	0.35%	206	0.2%
	廃アルカリ	230	0.19%	340	0.4%
	廃プラスチック類	11,993	9.71%	27,558	31.1%
	紙くず	807	0.65%	4,069	4.6%
	木くず	9,144	7.40%	7,429	8.4%
	繊維くず	25	0.02%	147	0.2%
	動植物性残渣	957	0.77%	912	1.0%
	動物系固形不要物	0	0.00%	0	0.0%
	ゴムくず	0	0.00%	0	0.0%
	金属くず	2,845	2.30%	3,602	4.1%
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	9,013	7.29%	8,299	9.4%
	鉱さい	0	0.00%	0	0.0%
	がれき類	46,445	37.59%	9,801	11.1%
	動物のふん尿	0	0.00%	0	0.0%
	動物の死体	0	0.00%	0	0.0%
	ばいじん	0	0.00%	0	0.0%
	13号廃棄物	0	0.00%	0	0.0%
	その他(混合廃棄物等)	8,550	6.92%	12,649	14.2%
	石綿含有廃棄物	424	0.34%	350	0.3%
	廃プラスチック類	5	0.00%	40	0.0%
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	188	0.15%	171	0.2%
	がれき類	194	0.16%	105	0.1%
	その他(混合廃棄物等)	37	0.03%	34	0.0%
	小計	123,565		88,495	
特別管理産業廃棄物	廃油	344.04	12.29%	240	3.9%
	廃酸	1,078.38	38.53%	189	3.1%
	廃アルカリ	37.16	1.33%	32	0.5%
	感染性廃棄物	1,136.80	40.62%	5,508	90.3%
	特定有害産業廃棄物				
	廃 PCB 等	24.20	0.86%	4	0.1%
	PCB 汚染物	71.75	2.56%	10	0.2%
	PCB 処理物	0.30	0.00%	2	0.0%
	指定下水汚泥等	0.00	0.00%	0	0.0%
	鉱さい	0.00	0.00%	0	0.0%
	廃石綿等	17.59	0.63%	20	0.3%
	ばいじん	0.00	0.00%	0	0.0%
	燃え殻	21.24	0.76%	2	0.0%
	廃油	23.66	0.85%	32	0.5%
	汚泥	1.52	0.05%	13	0.2%
	廃酸	6.72	0.24%	24	0.4%
	廃アルカリ	35.61	1.27%	19	0.3%
	廃水銀等	0.01	0.00%	1	0.0%
	その他	0.00	0.00%	0	0.1%
	その他(混合廃棄物等)	0.12	0.00%	5	0.0%
	小計	2,799		6,101	
計		126,364		94,596	

※ 排出量は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計値

※ 小数点以下を四捨五入しているため、表中の数値の和は必ずしも、合計欄の値に一致しません。

(イ) 産業廃棄物多量排出事業者

廃棄物処理法及び埼玉県生活環境保全条例の規定により、多量の産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）については、産業廃棄物の減量等に関する計画書（産業廃棄物処理計画書）の提出及びその実施の状況についての報告書（産業廃棄物処理計画実施状況報告書）の提出が義務付けられています。

なお、多量排出事業者の主なものは、以下のとおりです。

○廃棄物処理法の規定による多量排出事業者

- ・前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者
- ・前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者

○埼玉県生活環境保全条例の規定による多量排出事業者

- ・製造業に属し、常時使用される従業員の数が300人以上の事業所を設置している事業者
- ・建設業に属し、常時使用される従業員の数が100人以上の事業所を設置している事業者
- ・建設業を営み、市内に事業所を有し、かつ、資本金（出資金）の額が5,000万円以上の事業者

多量排出事業者に係る計画書及び報告書提出件数

年 度	区 分	廃棄物処理法		埼玉県生活環境保全条例	
		計画書	報告書	計画書	報告書
R3	産業廃棄物多量排出事業者	13	18	11	9
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	8	9	0	0
R4	産業廃棄物多量排出事業者	18	13	13	12
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	9	8	0	0
R5	産業廃棄物多量排出事業者	18	19	13	12
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	8	9	0	0
R6	産業廃棄物多量排出事業者	16	17	14	13
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	9	9	0	0
R7	産業廃棄物多量排出事業者	19	16	12	14
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	9	9	0	0

（基本目標４）生物多様性の保全と回復

１．環境保全区域

越谷市環境条例第 30 条に基づく環境保全区域として、昭和 62 年 3 月に次の 2 箇所を指定しています。

○宮内庁埼玉鴨場周辺

宮内庁埼玉鴨場は、宮内庁が管理する鴨場で、現在は賓客の接遇の場として利用されています。埼玉鴨場の自然環境を中心に、周辺の大林寺の文化歴史環境、さらに隣接の北越谷第五公園、元荒川河畔を含めた区域約 17.8ha が、「市民に憩いと安らぎを与える水辺及び緑などの優れた自然環境が形成されている区域」として指定されています。

地区	所在地	面積（㎡）
宮内庁埼玉鴨場	大林 1 番地外 217 筆	※99,154
大林寺	大林 29-1 外 2 筆	1,957
北越谷第五公園	北越谷五丁目 482 番地	15,170
元荒川河畔	隣接する河畔約 880m	約 62,000

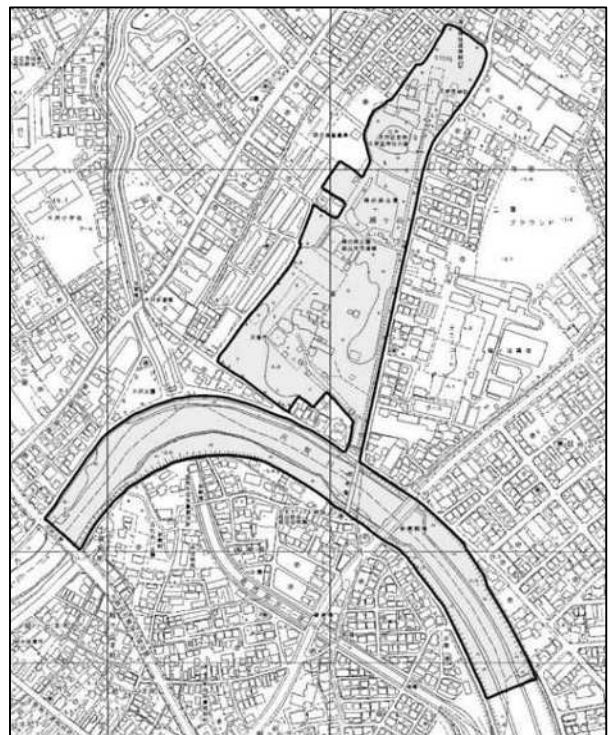
※公簿上の面積の合計。宮内庁埼玉鴨場面積は約 11.6ha とされていますが、環境保全区域では公簿面積を区域面積としています。



○越ヶ谷久伊豆神社周辺

越ヶ谷久伊豆神社と天嶽寺の歴史文化環境と、越ヶ谷久伊豆神社の社叢と越谷アリタキ植物園（指定時はアリタキアーボレータム）の自然環境、さらに元荒川と緑の森公園（指定時は公園予定地）を含めた区域約 8.5ha が、「地域の歴史の変遷を知り、地域を特徴づけるうえで重要な社寺若しくは遺跡又は伝統的家並みなど及びこれらの歴史的遺産と結びついた優れた景観を有する区域」として指定されています。

地区	所在地	面積（㎡）
越ヶ谷久伊豆神社	越ヶ谷 1697 番地外 9 筆	18,331
天嶽寺	越ヶ谷 2549 番地外 24 筆	24,107
越谷アリタキ植物園	越ヶ谷 2562 番地外 17 筆	8,121
緑の森公園外	越ヶ谷 2579 番地外 31 筆	10,815
元荒川河畔	隣接する河畔約 370m	約 24,000



○鳥獣保護区

埼玉県指定鳥獣保護区として、市内では2箇所が指定されています。鳥獣保護区とは、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として指定されたものであり、狩猟による鳥獣の捕獲等が禁止されています。また、越谷市全域が特定猟具使用禁止区域（銃）として指定されており、銃猟が禁止されています。

越谷市における鳥獣保護区

番号	名称	場所	面積(ha)	期限	指定
27	越谷	宮内庁埼玉鴨場周辺	145	R 9.10.31	昭 37
62	大吉	大吉調節池	10.3	R16.10.31	平 16



図：令和7年度埼玉県鳥獣保護区等位置図より抜粋

2. 希少動植物

(ア) コシガヤホシクサ保全事業

コシガヤホシクサは昭和 13 年に旧越ヶ谷町の元荒川付近で発見され、翌年新種のホシクサとして発表されました。このとき、発見地にちなんでコシガヤホシクサと命名されましたが、その後越谷市周辺では見られなくなりました。昭和 50 年には、茨城県下妻市の砂沼という農業用のため池で再発見されましたが、ため池の環境の変化により平成 6 年に絶滅してしまいました。しかし、残されていた種子から、国立科学博物館筑波実験植物園などの関係機関により、現在は砂沼での野生復帰の取り組みが進められています。

本市では、「越谷」の名を持つ貴重な植物であるコシガヤホシクサの保全を進めています。平成 23 年から、国立科学博物館筑波実験植物園から種子の提供や技術指導を受け、農業技術センターにおいて種子増殖のための栽培を行っています。また、専門家や関係機関との検討・協議を進め、かつてコシガヤホシクサが発見されたと考えられる葛西用水路で生育試験を行い、コシガヤホシクサにとって好適な生育条件を調査しています。

保全事業の経過

※種子の数は概数

年度	概 要	栽培の概要			播種実験の概要	
		播種数	回収種子数	特別展示	播種数	試験区
H23	栽培の開始	5 千粒	45 万粒	1 ケ所		
H24	野生復帰検討会議の設置	6 万粒	136 万粒	1 ケ所		
H25	野生復帰技術開発計画策定 野生復帰候補地環境調査	3 万粒	65.9 万粒	7 ケ所		
H26	葛西用水での播種実験開始	3 万粒	140 万粒	9 ケ所	21 万粒	4 ケ所・31 m ²
H27	中学校との協力事業開始（中央中・東中）	3 万粒	184 万粒	9 ケ所	120 万粒	12 ケ所・64 m ²
H28	葛西用水に見本園を設置し、開花に至る	3.3 万粒	144.3 万粒	7 ケ所	174 万粒	5 ケ所・47.7 m ²
H29	平和橋付近に見本園を増設、開花に至る	1 万粒	78.9 万粒	7 ケ所	137 万粒	1 ケ所・8.8 m ²
H30	試験区にて初めて開花に至る	1 万粒	5.3 万粒	7 ケ所	72.9 万粒	1 ケ所・12 m ²
R 元	試験区の環境条件を変更、開花に至る	1 万粒	49 万粒	5 ケ所	21.1 万粒	1 ケ所・18 m ²
R2	試験区の環境条件を変更、開花に至る	1 万粒	148 万粒	5 ケ所	73 万粒	1 ケ所・24 m ²
R3	試験区の環境条件を変更、開花に至る	1 万粒	154 万粒	6 ケ所	37.1 万粒	1 ケ所・24 m ²
R4	試験区の環境条件を変更、開花に至る	1 万粒	195 万粒	6 ケ所	49.5 万粒	1 ケ所・24 m ²
R5	試験区の環境条件を変更、開花に至る コシガヤホシクサ保全計画(第 1 期)を策定	1 万粒	31 万粒	6 ケ所	49.5 万粒	1 ケ所・24 m ²
R6	試験区の環境条件を変更、開花に至る	1 万粒	40 万粒	6 ケ所	98 万粒	1 ケ所・24 m ²
R7	試験区の環境条件を変更、開花に至る	1 万粒	40 万粒	6 ケ所	98 万粒	1 ケ所・24 m ²



農業技術センター内で栽培されているコシガヤホシクサ



葛西用水路での播種実験

(イ) シラコバト保護事業

シラコバトは、昭和 31 年に「越ヶ谷のシラコバト」として国の天然記念物に、昭和 40 年に「県民の鳥」に、昭和 63 年には「市の鳥」に指定され、多くの市民に親しまれてきました。しかしながら、市街化によるねぐら・営巣地となる屋敷林の減少、主要な採餌場所となる耕作地や畜舎の減少、畜舎への侵入遮断などによりその生息数が激減しています。

市では、埼玉県に協力し、シラコバトの生態に詳しい専門家、シラコバトを飼育している動物園、関係行政機関等とシラコバト保護対策検討会議に参加するとともに、平成 26 年 3 月に策定された「埼玉県シラコバト保護計画」に基づき、保護事業を実施しています。キャンベルタウン野鳥の森では、平成 20 年よりシラコバトの保護増殖を行っており、平成 26 年 10 月に市内で初めて飼育増殖に成功しています。また、平成 27 年度には埼玉県の補助金を活用し、シラコバト保護増殖施設（木造平屋建て 26.44 m²）を整備しました。令和 7 年度末時点での飼育数は 20 羽となっています。



野鳥の森で初めて孵化したヒナ



シラコバト保護増殖施設



(ウ) キタミソウ保全事業

キタミソウは、北海道の北見地方で発見され、その名がついたと言われています。越谷市内では、昭和 25 年に発見され、その後絶滅したとされていましたが、昭和 53 年にト沢氏によって、市内の葛西用水路で再発見されました。一年草で種子により繁殖し、花は非常に小さく 1~2mm 程度の白色、葉はスプーン型の長楕円形で柄を含めて 2cm 程度です。市内では、用水の水が落ちた後の湿った川底で生育し 10~12 月と 3~4 月に花が見られ、葛西用水と古利根川に生育していますが、中でも、越谷市役所前の葛西用水路瓦曽根溜井に多く見られます。



キタミソウ

キタミソウの自生地は、行田市、春日部市、さいたま市、草加市、三郷市等でも確認されていますが、その中でも、葛西用水路瓦曽根溜井は、最大の自生地になっています。埼玉県レッドリストでは、野生での絶滅の危険性が高い、絶滅危惧Ⅱ類に分類されています。

平成 12 年度には「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づく「県内希少野生動植物」に第 1 次指定され、捕獲や採取する場合はあらかじめ県への届出が必要となっています。また、葛西用水路瓦曽根溜井では毎年、市民団体により「キタミソウ観察会&クリーン作戦」が行われています。

(エ) フジバカマ保全事業

フジバカマは、秋の七草の1つに数えられ、河川敷などの明るく湿った草地に生育する多年草です。近年、湿地の埋め立てや河川敷の開発などで生育地が激減し、埼玉県レッドリストでは、絶滅危惧ⅠB類に指定されています。市内では元荒川河川敷の一部に自生地がありますが、その他、自生地付近の公園の保護区域における保全作業の実施、市内の小学校での保全事業等が行なわれています。



フジバカマ

(オ) ウマノスズクサ保全事業

ウマノスズクサはジャコウアゲハが唯一食べる草で、元荒川の一部に自生しています。自生部分を囲い、管理する総合治水事務所に草刈をしないよう要請しています。本市では、「元荒川の自然を守る会」と協力し、囲い内の雑草の除去を行っています。



ウマノスズクサとジャコウアゲハ

3. 生きものが暮らす環境

3-1 農地の多面的機能

農地（農業・農村）の多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能」のことをいいます。

その中のひとつには「いきもののすみかになる機能」があり、生物多様性の保全と回復には農地の保全が重要となります。そこで、生物多様性を育む農地の維持と回復を図るため農業振興を進め、生きものに配慮した基盤整備を検討するとともに、市民参加による用水路の清掃や農地保全活動への参加促進により農業地域の環境保全活動を推進しています。

農業（農地）の多面的機能の概念図



出典：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」
（平成13年11月）

○多面的機能支払交付金

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農地や農業用道水路等の管理活動及び農村環境の保全のための活動等を支援し、地域資源の適切な保全管理の推進を目的に創設されています。

水害の抑制、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能の維持・発揮、農業基盤及び地域資源の保全管理、地域コミュニティの活性化、郷土愛を育むなどの効果が期待できます。

市の令和 7 年度の対象区域は 8 ケ所、活動全体面積は約 133.55ha でした。

多面的機能支払交付金対象区域

大吉・向畑水田保全組合	新方地区大字大吉地内外	約 8.84ha
北川崎自然保全会	新方地区大字北川崎地内外	約 15.33ha
上組一区農地保全組合	増林地区大字増林地内	約 28.96ha
西新井・北後谷土木委員会	荻島地区大字西新井・北後谷地内	約 23.59ha
中山中農木会	増林地区増林二丁目地内外	約 23.7ha
西組農地保全組合	荻島地区大字西新井地内	約 13.74ha
長島農地保全組合	荻島地区大字長島・西新井地内	約 8.15ha
増森新田農地保全組合	増森地区大字増森地区内	約 11.24ha
合計		約 133.55ha

3-2 越谷ふるさと米

水田は、食糧生産の外、洪水防止や暑さの緩和、景観の形成など様々な役割を持っています。「越谷ふるさと米」は、農薬の使用を抑えると共に、除草剤を使わずあぜの緑を保つことで、様々な生きものが暮らせる豊かな田園環境をめざす、自然にやさしいこだわりのお米です。

平成 28 年より J A 越谷市と越谷市、ふるさと米生産者、NPO 法人オリザネットが連携し始めたこの取組は、現在 12 軒の農家で行われています。生産者が手間をかけて育てた「越谷ふるさと米」を購入することで、市の自然環境を守る取組を応援することができます。

市内の JA 越谷市農産物直売所「グリーンマルシェ」（越谷市増林 2 丁目 66 番地）、「グリーンマルシェ 2 号店」（越谷市七左町 7 丁目 209 番地 4）、JA 越谷市各支店で購入することができます。



○越谷ふるさと米のおもな特徴

「種もみの温湯消毒」

種子の消毒に農薬を使わない

「農薬は半分以下」

使用する農薬は埼玉県平均の半分以下に抑える

「緑のあぜ」

田植後は、あぜに除草剤を使用せず、機械で草刈りをし、あぜを緑に保つ

3-3 ビオトープ

(ア) 大相模調節池ビオトープゾーン

平成 11 年 12 月に、レイクタウン土地地区画整備事業が開始され、開発、都市化に伴い水田の遊水機能が低下するため、平成 26 年 10 月に治水対策を目的とする大相模調節池が建設されました。

その中で大相模調節池の一部に自然環境改変の代償措置として、ビオトープが設けられました。面積は 0.9ha です。

市とNPO法人越谷ふるさとプロジェクトが協力し管理しています。



ビオトープゾーンの位置



ビオトープゾーンに設置された看板



越谷ふるさとプロジェクトによる観察会の様子

(イ) 北越谷第五公園ふれあいサンクチュアリ

北越谷第五公園ふれあいサンクチュアリは、同公園の調整池やその周辺の約 1700 m²を平成 6 年度に整備したものです。市の環境保全区域内に位置しているとともに、宮内庁埼玉鴨場に隣接しているため、様々な生きものが見られます。市では、環境サポーターとの協働により、清掃や枝の剪定などを定期的に行い、良好な環境の保全に努めています。



北越谷ふれあいサンクチュアリの様子



環境サポーターによる清掃活動

(ウ) (仮) 平方自然観察公園

市内平方地内にある雑木林（平方 853-1 外、2440 m²）は平成 5 年度より土地所有者の厚意により借用し、自然観察林として活用していましたが、平成 24 年度に市が用地を取得し、市内では貴重なまとまった樹林地として保全しています。定期的な草刈や清掃活動を行い、維持管理に努めています。



(仮) 平方自然観察公園

(エ) 学校ビオトープ

市内 14 ヶ所の小学校には学校ビオトープが整備され、その他の小学校についても、コンテナ等を利用した簡易なビオトープが設置されています。ビオトープ周辺でトンボの調査を行うなど、環境学習に役立てています。学校ビオトープは定期的に改修を行っています。

各小学校におけるビオトープの整備状況

No.	整備年度	改修年度	改修年度	改修年度	学校名	面積 (m ²)
1	平成 4	令和元	令和 6		大袋東小学校	900
2	平成 7	平成 28	令和 3	令和 7	弥栄小学校	400
3		平成 28	令和 3	令和 7	東越谷小学校	400
4	平成 8	平成 28	令和 3		南越谷小学校	800
5	平成 9	平成 29			川柳小学校※	250
6	平成 10	平成 29	令和 4		桜井小学校	200
7	平成 11	平成 29	令和 4		西方小学校	300
8		平成 30	令和 4		蒲生南小学校	200
9	平成 12	平成 30	令和 5		花田小学校	450
10	平成 13	平成 30	令和 5		大袋北小学校	300
11	平成 15	令和元	令和 5		千間台小学校	125
12		令和元	令和 6		桜井南小学校	—
13	平成 16	令和 2	令和 6		新方小学校	450
14	平成 19	令和 2	令和 7		城ノ上小学校	615
15	平成 25	令和 2	令和 7		増林小学校	18

※川柳小学校については校舎増築のため、令和元年度でビオトープが廃止されています。

(オ) 屋敷林など

屋敷林は、農家など個人の所有する敷地に防風などの目的で植えられた林のことです。以前は市内にも多く見られましたが、数が減少しています。平成 25 年度から令和 2 年度まで、市民団体との協働により実施した「緑のオアシス 2020 プロジェクト」では、41 箇所の屋敷林を「緑のオアシス」として認定しています。

なお、緑のオアシス認定者には、東埼玉資源環境組合の協力の下、剪定枝搬入の重量制限を解除することで、維持管理への支援を行っています。平成 29 年度から実施しており、令和 6 年度は 3 件（660 kg）について支援を行いました。

また、平方地内で認定した屋敷林について、近隣住民への落ち葉への理解と緑のオアシスの保全のアピールも兼ねて、NPO法人オリザネットの協力のもと、看板を設置しています。



NPO法人オリザネット作成の看板

4. いきもの調査・自然観察

4-1. 越谷市いきもの調査 2017-2020

本市では、市内のいきものの生息状況から見た越谷の自然環境の現状を把握することを目的に、市民調査員の協力により、平成 9 年度から平成 24 年度まで 5 年ごとに 4 回の「越谷市ふるさといきもの調査」を実施しました。

平成 29 年度からの調査では、市内の環境や調査に係る状況が変化したことから、調査方法や指標生物などの見直しを行いました。従来のメッシュ法から、環境省の「いきものログ」を活用した方法を用いるほか、指標生物 30 種を指定、「越谷市いきもの調査 2017-2020」として、春期・夏期・秋期・冬期の調査期間を定め、4 年に渡って実施しました。

令和 3 年度には 4 年間の調査結果を総括し、「越谷いきもの調査 2017-2020 報告書」を作成しました。指標生物ごとにページを作成し、生物の説明、調査員からの写真、地区別・環境別報告数、専門委員からのコメントをそれぞれ掲載しています。また、一般調査員からのコメントも募集し掲載しました。

4-2. 自然観察会・身近な生物調査

本市では、市内に生息している生物の観察・調査や自然に親しんでもらうため、自然観察会等を開催するとともに、市民団体が行う観察会にも協力しています。

○大相模調節池生物調査

元荒川及び中川と接続されている大相模調節池に生息する生き物の観察のため、川柳地区コミュニティ推進協議会と共催で、NPO法人越谷ふるさとプロジェクト、埼玉東部漁業協同組合、埼玉県水環境課と協力し水生生物調査を実施しました。調査当日は観察会に参加された一般の方を含め 153 名に参加いただきました。

日時：令和 7 年 5 月 10 日（土）

場所：大相模調節池ビオトープ周辺



【魚類】

確認された生物

No.	種名	科名	採取数	備考
1	ニホンウナギ	ウナギ科	4 匹	
2	モツゴ	コイ科	20 匹以上	
3	ギンブナ	コイ科	1 匹	
4	ヌマチチブ	ハゼ科	40 匹以上	
5	ブルーギル	サンフィッシュ科	14 匹	特定外来生物

【甲殻類】

No.	種名	科名	採取数	備考
1	テナガエビ	テナガエビ科	70 匹	
2	モクズガニ	モクズガニ科	1 匹	

【その他】

No.	種名	科名	採取数	備考
1	ヒメタニシ	タニシ科	3 匹	
2	タイワンシジミ	シジミ科	39 匹	外来生物
3	ドブガイ	イシガイ科	2 匹	
4	カワヒバリガイ	イガイ科	6 匹	特定外来生物
5	ミシシippアカミミガメ	ヌマガメ科	1 匹	条件付特定外来生物

※過去に確認されたスズキ、マハゼ、カムルチー、タイリクバラタナゴ、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、オオクチバス、クロベンケイガニ、ヌマガイ、クサガメ等は今回の調査では確認されませんでした。

○主要河川生物調査

市内を流れる主要 5 河川（大落古利根川、新方川、元荒川、綾瀬川、中川）に生息する水生生物調査を実施しました。

年月日	場所	種名	科名	採取数	備考
R7.7.4	綾瀬川 旧一ノ橋	スズキ	スズキ科	3 匹	
		ヌマチチブ	ハゼ科	1 匹	
		テナガエビ	テナガエビ科	21 匹	
		クサガメ	イシガメ科	1 匹	
	綾瀬川 出羽堀合流点	ヌマチチブ	ハゼ科	1 匹	
		モクズガニ	モクズガニ科	1 匹	
		テナガエビ	テナガエビ科	5 匹	
		ヒメタニシ	タニシ科	1 匹	
		アメンボ	アメンボ科	多数	(目視)
R7.7.11	新方川 水辺の楽校	チャンネルキャットフィッシュ	アメリカナマズ科	1 匹	特定外来生物
		ニホンウナギ	ウナギ科	2 匹	
		ミナミメダカ	メダカ科	2 匹	
		コイ	コイ科	1 匹	(目視)
		テナガエビ	テナガエビ科	30 匹	
R7.7.11	中川 新中川水管橋	チャンネルキャットフィッシュ	アメリカナマズ科	2 匹	特定外来生物
		スズキ	スズキ科	2 匹	
		ニホンウナギ	ウナギ科	2 匹	
		マハゼ	ハゼ科	1 匹	
		テナガエビ	テナガエビ科	32 匹	
		クロベンケイガニ	ベンケイガニ科	1 匹	
R7.7.15	大落古利根川 古利根橋	ギンブナ	コイ科	2 匹	
		コクチバス	サンフィッシュ科	1 匹	特定外来生物
		ウキゴリ	ハゼ科	1 匹	
		タモロコ	コイ科	1 匹	
		コイ	コイ科	1 匹	(目視)
		テナガエビ	テナガエビ科	17 匹	
		スジエビ?	テナガエビ科	1 匹	
		シナヌマエビ?	ヌマエビ科	1 匹	
		オタマジャクシ (種不明)		1 匹	
	大落古利根川 ふれあい橋	ヌマチチブ	ハゼ科	1 匹	
		チャンネルキャットフィッシュ	アメリカナマズ科	1 匹	特定外来生物
		テナガエビ	テナガエビ科	16 匹	
R7.7.31	元荒川 新平和橋	スズキ	スズキ科	2 匹	
		モツゴ	コイ科	1 匹	
		コウライギギ	ギギ科	1 匹	特定外来生物
		ボラ	ボラ科	40 匹	(目視)
		テナガエビ	テナガエビ科	30 匹	

5. 有害鳥獣・特定外来生物対策

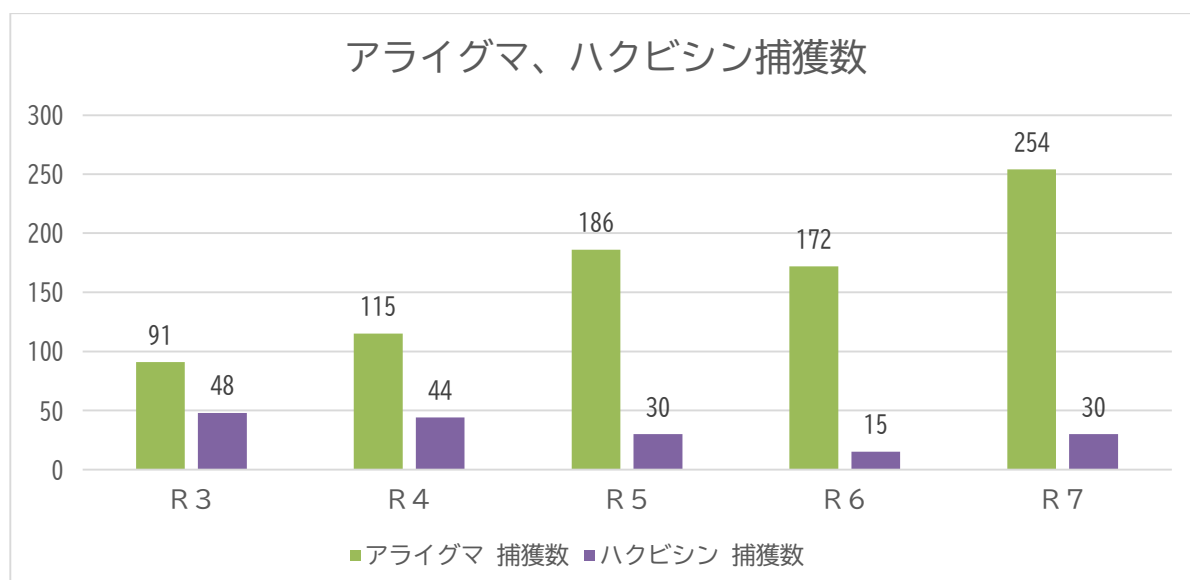
5-1. 有害鳥獣対策

埼玉県内では、野生化したアライグマやハクビシンによる、農作物への被害や、人家に住み着く等の生活被害が激増しています。また、カラスによる人間への攻撃被害も多く寄せられています。本市では、このような被害などにより捕獲の必要があると認められた場合、申請に対し捕獲の許可をしています。

本市では、平成 21 年度より埼玉県アライグマ防除実施計画に参加していますが、アライグマ・ハクビシンの捕獲数はここ数年で激増しており、捕獲以外に餌になるものを放置しないなどの対策が必要となっています。

捕獲鳥獣数（過去 5 年間）

年度	捕獲件数				
	カラス（卵）	ドバト（卵）	キジバト（卵）	アライグマ	ハクビシン
R3	2（11）	66（14）	0	91	48
R4	0（6）	62（99）	12	115	44
R5	6（1）	20（5）	0	186	30
R6	0（12）	34（18）	0（3）	172	15
R7	2（9）	56（24）	0	254	30



○野生動物への無自覚な餌付けストップ！キャンペーン

令和8年1月22日から1月29日の期間に「野生動物への無自覚な餌付けストップ！キャンペーン」を実施しました。

餌の乏しい冬場に行うことで、短期間でも効率的にアライグマやハクビシン、カラスなどの野生動物の個体数をコントロールする高い効果が期待できます。

市役所本庁舎1階の展示スペースでアライグマ・ハクビシン・タヌキの剥製を展示し、チラシの配布を行いました。その他に、広報こしがや1月号への記事掲載、市ホームページへの記事掲載、農業従事者へのチラシを配布しました。

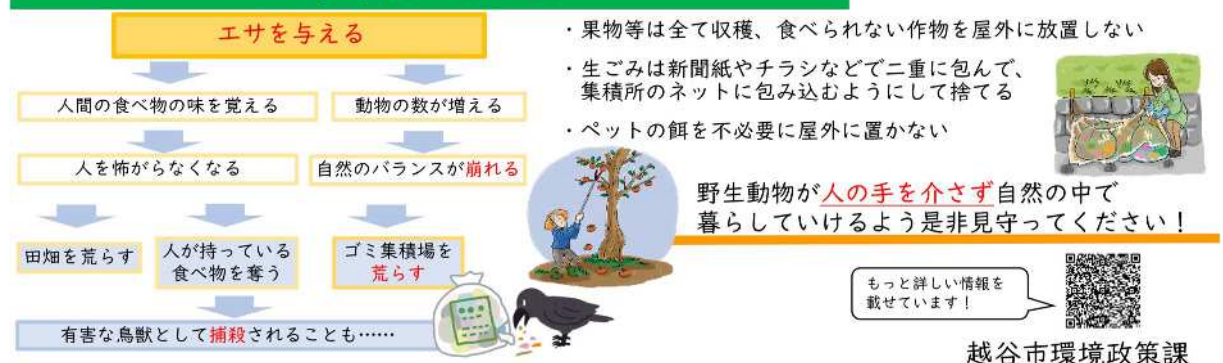


展示スペースの様子

市内でのアライグマ・ハクビシンの捕獲件数



野生動物への無自覚な餌付けストップ！ キャンペーン



配布したチラシ

○ムクドリ

ムクドリは全長 24 cmほどの日本国内ではほぼ全域に分布する留鳥です。繁殖が終わった夏以降の夜には一か所に集まって集団ねぐらを形成します。もとは広葉樹林や竹藪に集まっていたましたが、近年開発が進み、市街地に集まるようになったと言われています。

本市でも、平成 14 年頃からせんげん台駅周辺に夏から秋にかけてムクドリの群れが飛来し、夕方から早朝まで樹木や電線に集まることで、鳴き声による騒音や糞による悪臭等が発生していることから、樹木の剪定や追い払いを行ってきました。

令和 7 年度には、せんげん台駅周辺及びレイクタウン北口広場の計 53 本の樹木剪定を行いました。特に被害の多いせんげん台駅西口及びセブントウンに計 7 本の忌避音による防除装置の設置をし、追い払いを実施しました。飛来数が多くなってきた場合には、委託業者・職員の手持ち忌避音スピーカを使っての追い払いも行っており、令和 7 年度は職員及び委託業者で計 11 日間実施しました。



電線にとまる多数のムクドリ



手持ち用忌避音スピーカ

○カラス

平成 26 年頃から北越谷駅東口周辺の夏から秋の夜の間に、カラスによる糞や騒音による被害が始まりました。電線をカラスの集団がねぐらにしていることが原因です。電線のワイヤー設置依頼や、ムクドリ防除装置による追い払いの実施、ICT 技術及び電柱を活用したカラスの鳴き声による対策を試験的に行っていましたが、いずれも継続効果がみられませんでした。

そこで令和 6 年度からは、レーザー光を照射する手持ちタイプの機器による追い払いを行いました。

防除作業は業者に委託して、カラスの数が多くなる 7 月から 10 月にかけて週に 1 回程度 1 日あたり 2 時間（20 時 30 分～22 時 30 分頃）実施しました。照射時にはカラスが一斉に飛び立つ様子が確認でき、一定の効果を得ることができました。

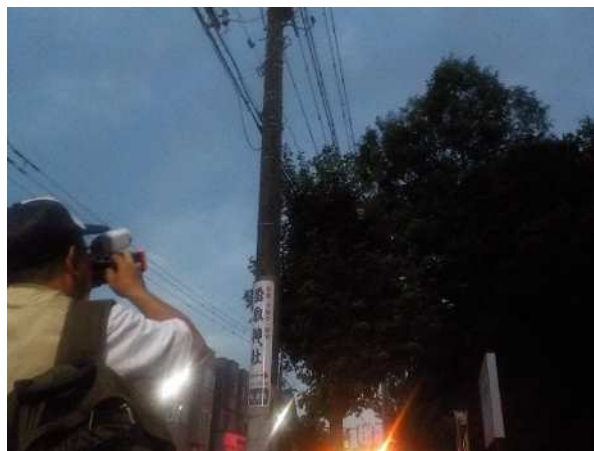
また、「野生動物への無自覚な餌付けストップ！キャンペーン」では、「生ごみを新聞紙やチラシなどで二重に包んでから捨てる」、「ネットからごみがはみ出さないように包み込むように捨てる」などの対策の啓発を行いました。



電線にとまる多数のカラス



対策前の糞で汚れた道路



レーザー光照射機器による防除の様子

5-2 特定外来生物

特定外来生物とは、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれがあるため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」により指定された外来生物のことで、飼養、栽培等が規制されています。越谷市内では、下記の特特定外来生物の目撃情報が寄せられています。

越谷市内で目撃情報のあった特特定外来生物

分類	種 名			
鳥類	ガビチョウ			
両生類	ウシガエル			
甲殻類	アメリカザリガニ			
クモ・サソリ類	セアカゴケグモ			
軟体動物等	カワヒバリガイ			
哺乳類	アライグマ	マスカラット		
爬虫類	アカミミガメ	カミツキガメ		
昆虫類	アカボシゴマダラ	クビアカツヤカミキリ		
魚類	カダヤシ	ブルーギル	オオクチバス	アリゲーターガー
	チャンネルキャットフィッシュ		コウライギギ	
植物	アレチウリ	オオフサモ	ミズヒマワリ	オオカワデシャ
	オオキンケイギク			

○クビアカツヤカミキリ

クビアカツヤカミキリの成虫（図1）は、特定外来生物に指定された、胸の辺りが明赤色、他は光沢のある黒色で、側面には頑丈なとげ状のこぶを持っている体長2.5～4cmほどの中国原産の昆虫です。

サクラ、モモ、ウメなどの主にバラ科の樹木に卵を産み、幼虫が樹木を食べることで弱らせたり枯らせたりし、倒木などの被害をもたらすこともあります。幼虫は木を食べる際に木くずとフンが混ざったフラス（図2）を排出します。

本市では平成29年度に2頭を初めて発見、捕殺しました。令和7年には226頭捕殺しています。発見した場合にはその場で捕殺し情報提供いただけるよう呼び掛けています。

発見された場合は、被害の拡大を防ぐため、フラスが発見された樹木については薬剤の注入やネットを巻き付けるなど対策をしています。

被害が著しい樹木については伐採を実施しており、越谷市内では平成29年に2本、平成30年に1本のサクラの木を伐採しました。伐採をした木は粉碎や焼却し処分しています。

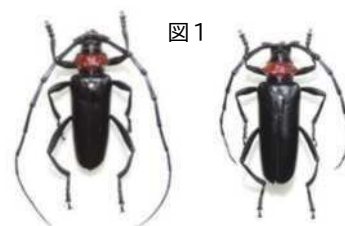


図1

出典：埼玉県環境科学国際センター



図2



サクラの木の根元に落ちたフラス

市内クビアカツヤカミキリ捕殺・対策数

	R3	R4	R5	R6	R7
捕殺数(頭)	22	29	79	177	226
幼虫防除薬剤処置本数(本)	16	21	23	18	26
成虫防除薬剤処置本数(本)	14	5	0	80	51
ネット設置本数(本)	20	17	0	15	27

（基本目標 5）安全で安心な生活環境の形成

1. 大気

1-1 現状

大気汚染は、工場・事業場や自動車からの排出ガスなどを原因とする人間の社会活動により引き起こされます。大気汚染物質には、直接排出される一次汚染物質と、一次汚染物質に自然条件などが働いてできる二次汚染物質があります。これらの物質は、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼし、動植物に被害を与える可能性があると言われています。そこで、国や県では、大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例などを定め、大気汚染物質の排出量の規制や、大気汚染物質を排出する事業所の指導等を行っています。

本市では、平成 13 年度より大気汚染防止法の政令市の指定（工場を除く）、平成 14 年度より県から大気汚染防止法（工場）の権限移譲を受け、大気中の有害物質等の常時監視や工場・事業場に対する排出規制等の指導を行っています。

また、環境基本法では、大気汚染の防止に関し、人の健康と生活環境を保護するうえで維持することが望ましい基準として、主な大気汚染物質に対して「環境基準」を定めています（巻末資料①参照）。

1-2 大気の調査監視

大気汚染対策を効果的に実施するための基礎資料を得るとともに、大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、日本全国で大気汚染状況の常時監視が行われています。

本市では、東越谷第二公園内（東越谷測定局）及び千間台第四公園内（千間台西測定局）に設置した一般環境大気測定局で、市内の大気汚染状況の常時監視を行っています。

測定局では、環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、微小粒子状物質等の化学物質と、大気汚染に深く関わりのある風向・風速を測定しています。その他、有害大気汚染物質等についても、東越谷測定局で、毎月 1 回測定しています。

各測定局における測定項目

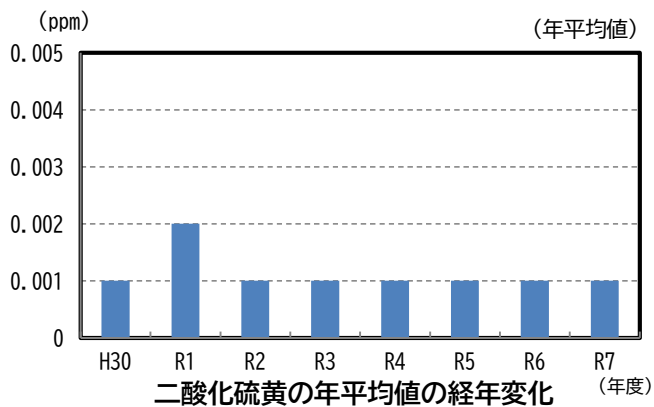
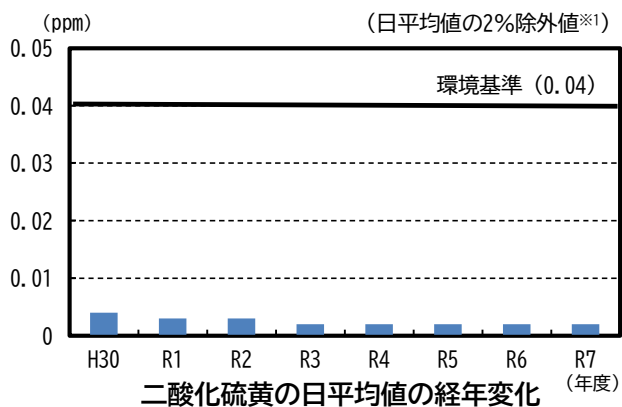
○：測定 －：未測定

測定項目	東越谷測定局	千間台西測定局	環境基準
二酸化硫黄（SO ₂ ）	○	－	有
一酸化炭素（CO）	－	○	有
浮遊粒子状物質（SPM）	○	○	有
光化学オキシダント（O _x ）	○	○	有
二酸化窒素（NO ₂ ）	○	○	有
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	○	○	有
非メタン炭化水素（NMHC）	－	○	無
メタン（CH ₄ ）	－	○	無
全炭化水素（THC）	－	○	無
一酸化窒素（NO）	○	○	無
窒素酸化物（NO _x ）	○	○	無
風向（WD）	○	○	無
風速（WS）	○	○	無

※ 測定した結果は、埼玉県ホームページで公表しています。

(ア) 二酸化硫黄

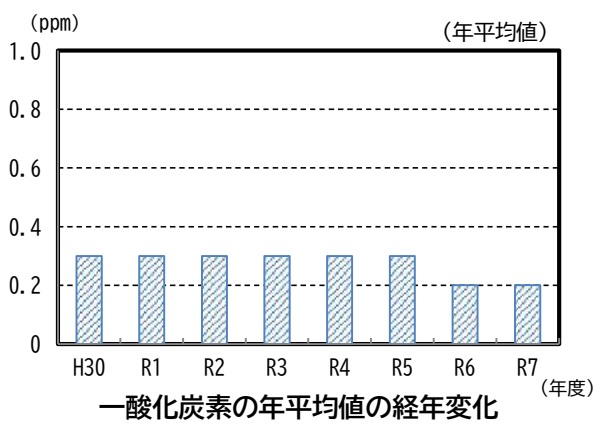
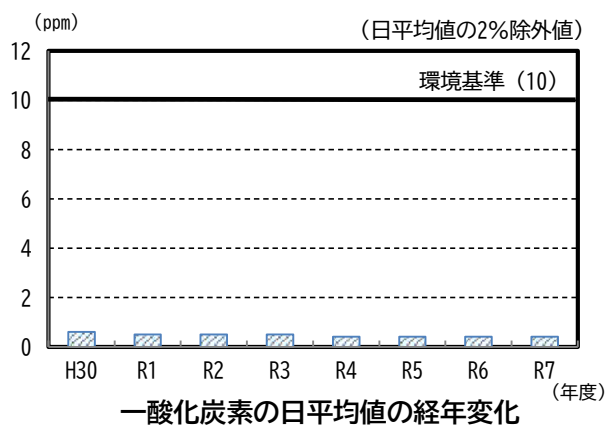
大気中の二酸化硫黄は、主として石油や石炭に含まれる硫黄分の燃焼に伴い排出されたものです。国内の発生源は、工場における重油燃焼によるものがほとんどですが、最近は大気から偏西風に乗って運ばれてくるものも増えています。高濃度では呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。令和 7 年度の東越谷測定局の測定結果は、環境基準を達成していました。



※1「日平均値の2%除外値」…値の高い方から数えて2%分の日数を除外した残りの日平均値の中で最高となった日平均値

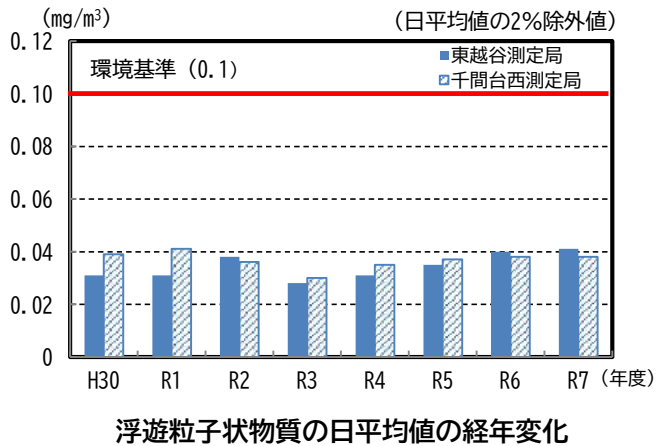
(イ) 一酸化炭素

化石燃料等の炭素を含む物質が燃焼するとき、酸素（空気）の供給が十分な場合は、完全燃焼して二酸化炭素が発生しますが、酸素（空気）の供給が不十分な場合は、不完全燃焼を起こして一酸化炭素が発生します。自動車からの排出が主な発生源です。高濃度では血液中のヘモグロビンと結びつき、血液中の酸素濃度が低下し、この状態が続くと酸欠状態になり、めまい、頭痛、吐き気などの一酸化炭素中毒を引き起こすと言われています。令和 7 年度の千間台西測定局の測定結果は、環境基準（日平均値 10ppm 以下）を達成していました。

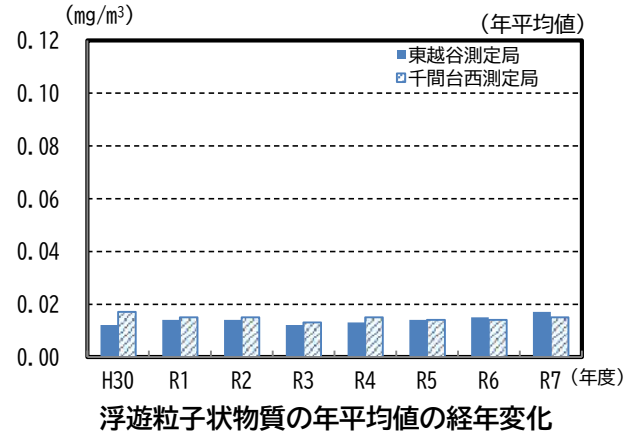


(ウ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ (1cm の 1000 分の 1) 以下の物質を言います。発生源は工場・事業場や自動車などの人為的なものや、自然界の土壌粒子、海塩粒子など多岐にわたっています。大気中に長時間滞留し、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすと言われています。令和 7 年度の測定結果は、環境基準を達成していました。



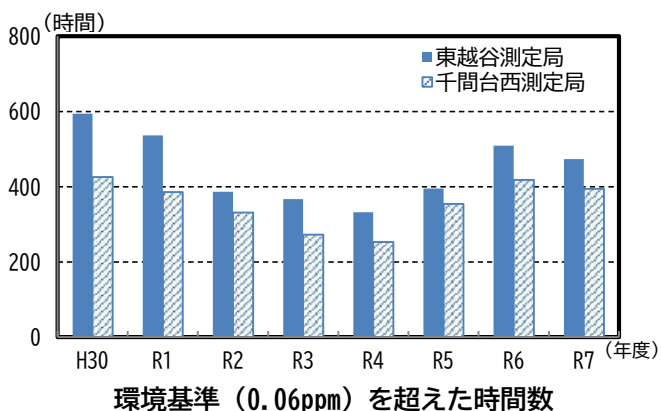
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東越谷	0.031	0.031	0.038	0.028	0.031	0.035	0.040	0.041
千間台西	0.039	0.041	0.036	0.030	0.035	0.037	0.038	0.038



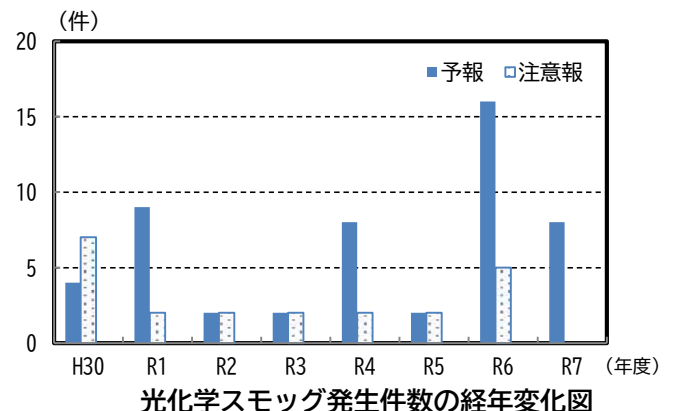
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東越谷	0.012	0.014	0.014	0.012	0.013	0.014	0.015	0.017
千間台西	0.017	0.015	0.015	0.013	0.015	0.014	0.014	0.015

(エ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素が、太陽光（紫外線）の作用によって光化学反応を起こすことなどにより、二次的に生成された酸化性物質の総称です。主に、日射が強い、気温が高い、風が弱いなどの気象条件が揃う夏季に発生し、広域的な汚染傾向が認められています。いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。令和 7 年度は、環境基準（昼間（5～20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下）は達成されませんでした。また、1 時間値が高濃度（光化学スモッグ注意報発令基準値 0.12ppm 以上）となった日は 1 日で、そのうち注意報が発令されたのは 0 日でした。



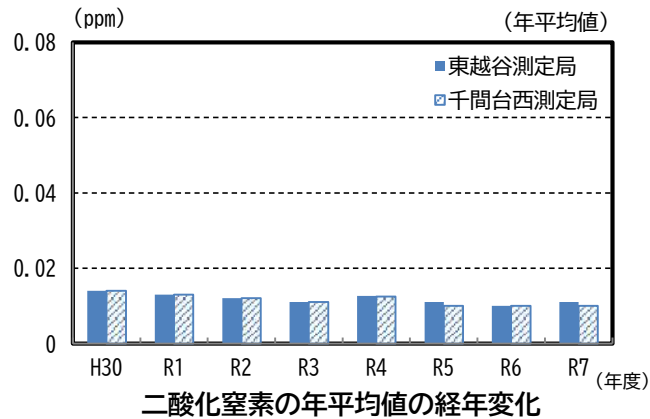
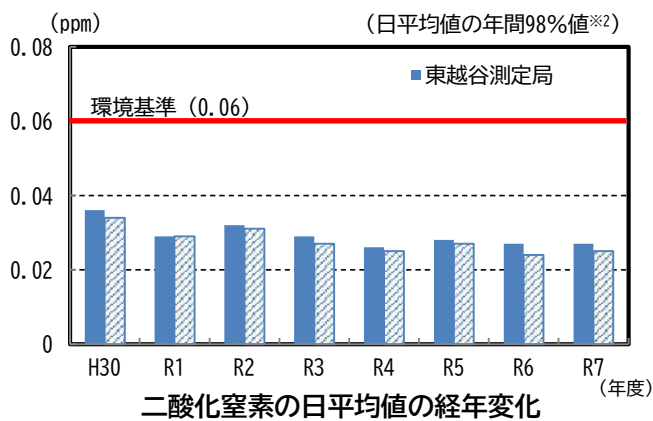
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東越谷	594	536	386	367	332	395	509	473
千間台西	425	385	331	272	253	354	418	394



年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
予報	4	9	2	2	8	2	16	8
注意報	7	2	2	2	4	2	5	0
警報	0	0	0	0	0	0	0	0

(オ) 二酸化窒素

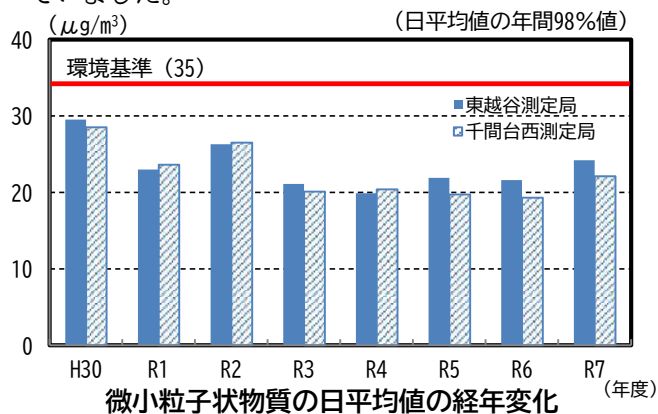
二酸化窒素は、主に物の燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化されたものです。主な発生源は工場・事業場のほか、自動車からも多く排出されます。高濃度では呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。令和 7 年度の測定結果は、環境基準を達成していました。



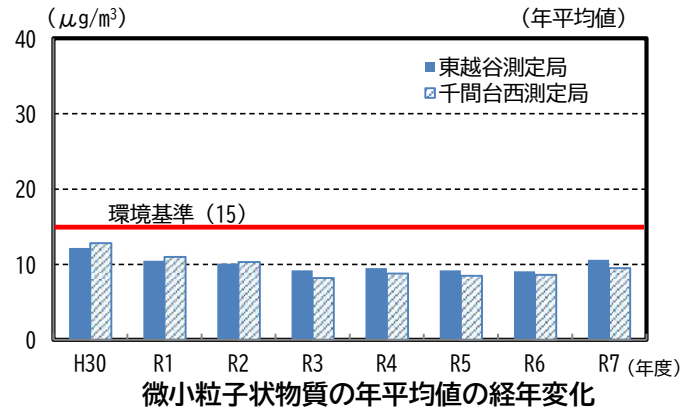
※2 「日平均値の年間 98%値」・・・値の低い方から数えて 98%目の日数の番号に該当する日平均値

(力) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質とは、大気中に漂う直径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことで、およそ髪の毛の太さの30分の1の大きさです。微小粒子状物質には、物の燃焼等によって直接排出されるもの（一次粒子）と、ガス状の物質として排出されたものが大気中で化学反応を起こし、粒子化するもの（二次粒子）が存在します。主な発生源としては、ばい煙を発生する施設や自動車等があります。微小粒子状物質は粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎等の呼吸器疾患への影響や肺がんのリスク上昇、循環器系への影響も懸念されています。令和7年度の測定結果は、環境基準（1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）を達成していました。



年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東越谷	29.5	23.0	26.3	21.1	19.9	21.9	21.6	24.2
千間台西	28.5	23.6	26.5	20.1	20.4	19.7	19.3	22.1



年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東越谷	12.2	10.5	10.1	9.2	9.5	9.2	9.1	10.6
千間台西	12.8	11.0	10.3	8.2	8.8	8.5	8.6	9.5

また、微小粒子状物質の成分分析を実施したところ、イオン成分は、春季調査及び夏季調査においては硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）が高値を示しましたが、秋季調査及び冬季調査においては硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）の濃度が減少し、硝酸イオン（ NO_3^- ）の濃度が増加する傾向が見られました。また、冬季調査では、塩化物イオン（ Cl^- ）の濃度が増加しました。無機元素成分は、春季調査に黄砂の影響と思われる成分の高濃度事例が確認されました。また、年間を通して、道路粉じん、ブレーキ粉じん又はタイヤ粉じん由来の成分が高濃度で検出される事例が比較的多かったことから、自動車における移動発生源由来の影響の可能性が示唆されました。炭素成分は、年間を通じて元素炭素（EC）に比べ、有機炭素（OC）が高い傾向で推移していました。

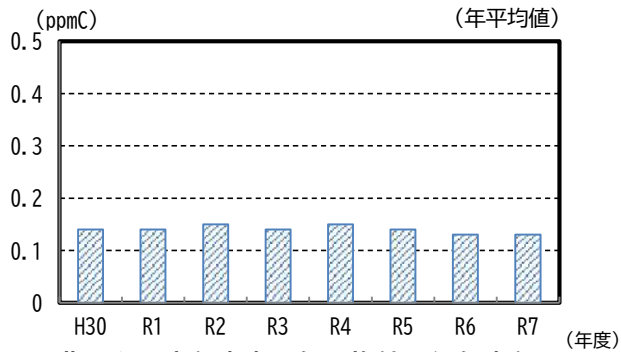
成分名	濃度割合(%)			
	春季調査	夏季調査	秋季調査	冬季調査
有機炭素（OC）	31.2	30.7	33.3	36.1
元素炭素（EC）	4.5	4.0	6.9	9.2
塩化物イオン（ Cl^- ）	0.2	0.3	0.9	4.0
硝酸イオン（ NO_3^- ）	3.8	2.0	6.7	16.4
硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）	21.6	29.5	12.7	8.5
ナトリウムイオン（ Na^+ ）	1.3	2.1	1.4	0.6
アンモニウムイオン（ NH_4^+ ）	7.2	8.2	4.9	8.4
カリウムイオン（ K^+ ）	0.3	0.5	1.0	0.6
マグネシウムイオン（ Mg^{2+} ）	0.2	0.2	0.2	0.1
カルシウムイオン（ Ca^{2+} ）	0.4	0.2	0.3	0.5
無機元素成分	3.9	1.3	2.6	3.0
その他成分	25.4	20.9	29.2	12.6

(キ) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質の一つです。水素と炭素からなる炭化水素のうち、メタンを除くものの総称で、揮発性有機化合物（VOC）に含まれます。主な発生源は、ガソリンスタンド、塗装施設のほか、自動車からも排出されます。

非メタン炭化水素については、環境基準が設定されていませんが、午前6時から9時までの3時間平均値について国が指針値（0.20ppmC～0.31ppmC※³）を設定しています。

※3 「ppmC」 炭素換算の容量比百万分率



非メタン炭化水素の年平均値の経年変化

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
千間台西	0.14	0.14	0.15	0.14	0.15	0.14	0.13	0.13

(ク) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取した場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染の原因となるものと定められています。中央環境審議会では、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として248物質を、そのうち、健康リスクがある程度高いと考えられる物質を「優先取組物質」として23種類を選定しています。東越谷測定局では、優先取組物質等を毎月1回測定しています。令和7年度の測定結果では、環境基準や指針値が定められている物質は、すべて基準を達成していました。

令和7年度 有害大気汚染物質等測定結果

物質名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準及び 指針値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
ベンゼン	0.74	3
トリクロロエチレン	0.95	130
テトラクロロエチレン	0.076	200
ジクロロメタン	3.1	150
アクリロニトリル	0.043	2
塩化ビニルモノマー	0.040	10
クロロホルム	0.14	18
1,2-ジクロロエタン	0.092	1.6
1,3-ブタジエン	0.097	2.5
アセトアルデヒド	3.2	120
ホルムアルデヒド	3.7	—※
トルエン	8.7	—
キシレン類	1.5	—
塩化メチル	1.6	94
酸化エチレン	0.075	—

物質名	年平均値 (ng/m^3)	環境基準及び 指針値(ng/m^3)
ベンゾ[a]ピレン	0.090	—
クロム及びその化合物	30	—
水銀及びその化合物	1.4	40
ニッケル化合物	1.3	25
ヒ素及びその化合物	0.90	6
バリウム及びその化合物	0.0050	—
マンガン及びその化合物	13	140

※「—」は、環境基準や指針値が定められていません。

1-3 大気汚染防止対策

(ア) 固定発生源（工場・事業場等）の動向

固定発生源については、その種類、規模により、大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例に基づき、「ばい煙発生施設」「粉じん発生施設」「揮発性有機化合物排出施設」「水銀排出施設」「指定炭化水素類発生施設」の届出が行われます。

ばい煙発生施設の大気汚染防止法対象施設は、一時期増加傾向にありました。県条例対象施設は、平成11年4月に、ダイオキシン対策として小型焼却炉を追加指定したことにより増加しましたが、条例遵守の指導等により廃止した施設もあり、減少しました。

近年では、ばい煙発生施設数は多少の変動がありますが、粉じん発生施設数、揮発性有機化合物排出施設数及び指定炭化水素類発生施設数は、ほぼ横ばいです。

○ ばい煙発生施設数の推移

区分	ばい煙発生施設（大気汚染防止法）								指定ばい煙発生施設（埼玉県生活環境保全条例）							
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	196	195	199	181	183	184	170	174	51	52	54	55	55	54	52	50

【内訳】

令和7年度 ばい煙発生施設の種類の設置状況

種類	件数
ボイラー	100
金属溶解炉	2
金属加熱炉	0
乾燥炉	4
電気炉	0
廃棄物焼却炉	4
ガスタービン・ガス機関	12
ディーゼル機関	52
施設数合計	174

※施設設置事業場数 90 事業場

令和7年度 指定ばい煙発生施設の種類の設置状況

種 類	件数
廃棄物焼却炉 （能力100kg/h以上）	2
廃棄物焼却炉 （能力30kg/h以上100kg/h未満）	6
廃棄物焼却炉 （能力30kg/h未満）	42
施設数合計	50

※施設設置事業場数 50 事業場

○ 粉じん発生施設数の推移

区分	一般粉じん発生施設（大気汚染防止法）								指定粉じん発生施設（埼玉県生活環境保全条例）							
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	28	28	28	28	28	27	27	27	55	55	55	55	56	57	57	58

【内訳】

令和7年度 一般粉じん発生施設の種類の設置状況

種類	件数
堆積場	17
コンベア	9
破碎機、摩砕機	1
施設数合計	27

※施設設置事業場数 7 事業場

令和7年度 指定粉じん発生施設の種類の設置状況

種類	件数
堆積場	7
コンベア	45
ふるい	3
ホッパー、バッチャープラント	3
施設数合計	58

※施設設置事業場数 12 事業場

○ 揮発性有機化合物排出施設数の推移

区分	揮発性有機化合物排出施設（大気汚染防止法）							
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	2	2	2	2	2	3	3	3

【内訳】 令和 7 年度 揮発性有機化合物排出施設の種類の設置状況

種類	件数
グラビア印刷の用に供する乾燥施設	3
施設数合計	3

※施設設置事業場数 1 事業場

○ 水銀排出施設数の推移

区分	水銀排出施設（大気汚染防止法）							
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	4	4	4	4	4	4	4	4

【内訳】 令和 7 年度 水銀排出施設の種類の設置状況

種類	件数
廃棄物焼却炉	4
施設数合計	4

○ 指定炭化水素類発生施設数の推移

区分	指定炭化水素類発生施設（埼玉県生活環境保全条例）							
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	131	131	131	130	130	139	142	142

【内訳】 令和 7 年度 指定炭化水素類発生施設の種類の設置状況

種類	件数
給油用地下タンク	108
製造設備	20
使用施設	14
施設数合計	142

※施設設置事業場数 39 事業場

（イ）固定発生源対策

○ 排出規制

大気汚染防止のため、工場・事業場などの固定発生源については、大気汚染防止法と埼玉県生活環境保全条例に基づき、ばい煙の排出規制を行っています。

光化学オキシダントによる汚染については、「越谷市大気汚染緊急時対策要綱」を定め、オキシダントが高濃度になり、県より注意報などの発令を受けたときは、関係機関等へ通報し、市民への周知を行うとともに情報の収集に努めています。

また、県では、多くの燃料を使用している工場等に対して、使用量の削減要請などを行っています。

○ 監視、指導

大気汚染発生源に対する監視、指導のため、随時、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例対象のばい煙発生施設、粉じん発生施設、炭化水素類発生施設等を設置している工場・事業場の立入検査やばい煙の行政測定を実施しています。工場・事業場に対する立入検査の結果、排出基準や構造基準の違反があるものに対しては、改善等の指導を行っています。

令和7年度 立入検査状況

種類	事業場数	施設数	行政測定件数	排出基準超過件数
ばい煙発生施設（法・条例）	35	54	4	0
粉じん発生施設（法・条例）	14	40	0	0
揮発性有機化合物排出施設（法）	0	0	0	0
水銀排出施設（法）	1	1	1	0
特定粉じん排出等作業（法）	7	7	0	0
指定炭化水素類発生施設（条例）	0	0	0	0
有害大気汚染物質規制対象事業場（条例）	1	1	1	0
合計	58	103	6	0

（ウ）移動発生源（自動車排出ガス）対策

自動車排出ガス対策については、平成4年6月に自動車NO_x法が公布され、平成13年6月に粒子状物質規制を追加した自動車NO_x・PM法に改正されました。県では、法に基づく「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、達成のための各種施策を実施しています。また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、粒子状物質排出基準不適合車の運行禁止の規制指導及び低公害車導入、アイドリング・ストップの実施等を推進することにより、自動車排出ガスの影響の低減化を図っています。

また、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）では、この区域の窒素酸化物の約半分が自動車から排出されていることから、自動車からの窒素酸化物や粒子状物質の排出量の低減に向け「九都県市低公害車指定制度」を平成8年3月に開始し、低公害車の導入を一般に広く推奨しています。

2. 水質

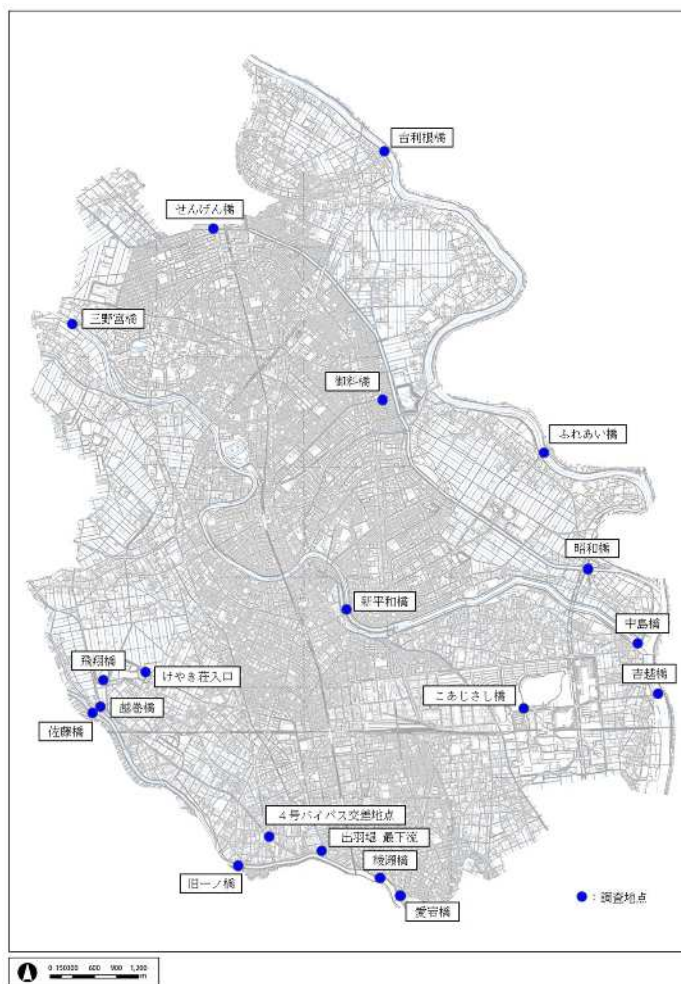
2-1 現状

市内には、元荒川や綾瀬川など多くの河川や用水が流れています。昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長期には、急速な都市化や工場・事業所の進出等により、河川の汚濁が進みましたが、その後の排水規制の強化や、公共下水道・合併浄化槽の普及、各種啓発活動により、次第に以前の水質を取り戻しつつあります。近年は、河川汚濁の原因が、工場排水によるものから、生活排水によるものになり、汚濁原因の大部分を占めるようになっていきます。

2-2 市内河川の調査監視

河川の水質汚濁状況監視のため、主要 5 河川 11 地点と、流入水路 7 地点、大相模調節池 1 地点で調査を行っています。

河川水質等調査地点



	河川名	調査地点
河川	古利根川 (大落古利根川)	古利根橋
		ふれあい橋
	新方川	せんげん橋
		昭和橋
	元荒川	三野宮橋
		新平和橋
		中島橋
	綾瀬川	佐藤橋
		旧一ノ橋
		綾瀬橋
	中川	吉越橋
流入水路	御料堀都市下水路	御料橋
	幹線排水路	越巻橋
	出羽堀都市下水路	けやき荘入口
		最下流
	蒲生愛宕川	愛宕橋
	新川	飛翔橋
		4号バイパス交差点
	大相模調節池	こあじさし橋

（ア）環境基準等の適合状況

①生活環境項目

生物化学的酸素要求量(BOD)75%値*は、主要河川調査地点 10 地点の全地点で、環境基準値 5mg/ℓを達成しました。

また、流入水路及び大相模調節池調査地点では、環境基準点が設定されていませんが、調査地点 8 地点中 2 地点で環境基準値 5mg/ℓを超過しました。

*75%値評価

環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合に用いられる数値で、年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値のことです。

年 12 回の測定であれば、75%値は $0.75 \times 12 = 9$ で、低い方から 9 番目（高い方から 4 番目）の数値が基準値に適合しているか否かで判断しています。

②健康項目

健康項目（26 項目）は、「古利根川・ふれあい橋」「新方川・昭和橋」「元荒川・中島橋」「綾瀬川・綾瀬橋」の計 4 地点で調査を行っています。これらのほとんどは定量下限値に限りなく近い数値であり、環境基準値及び指針値を下回る結果でした。

③要監視項目・その他の項目

要監視項目（33 項目）、その他の項目（7 項目）について、調査を行っています。これらのほとんどは定量下限値に限りなく近い数値であり、指針値を下回る結果でした。

市内主要河川水質 令和7年度平均値

河川名		古利根川		新方川		元荒川			綾瀬川		中川
項目	単位	古利根橋	ふれあい橋	せんげん橋	昭和橋	三野宮橋	新平和橋	中島橋	佐藤橋	綾瀬橋	吉越橋
水温	℃	19.1	17.1	19.2	17.0	19.0	18.5	17.2	18.4	17.3	16.5
透視度	度	43.5	43.3	31.2	34.6	47.7	47.3	40.8	40.8	38.2	39.7
流量	m³/s	16.9	10.0	2.6	9.5	9.0	9.1	14.4	5.1	11.2	66.8
pH		7.5	7.7	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7	7.6	7.6	7.7
DO	mg/l	8.8	9.6	8.5	7.8	9.2	8.5	8.4	8.4	6.9	8.3
BOD	mg/l	2.1	2.1	3.0	2.5	2.1	2.3	2.1	2.4	2.5	2.0
COD	mg/l	4.9	5.2	7.2	5.8	4.7	4.5	4.9	5.4	6.2	5.0
SS	mg/l	7	9	18	15	7	8	10	15	9	11
大腸菌数	CFU/100ml	-	99	-	208	-	-	131	-	291	-
全窒素	mg/l	-	3.9	-	3.9	-	-	4.0	-	3.4	-
全りん	mg/l	-	0.20	-	0.26	-	-	0.25	-	0.22	-
全亜鉛	mg/l	-	0.019	-	0.020	-	-	0.015	-	0.029	-
ノニルフェノール	mg/l	-	<0.00006	-	<0.00006	-	-	<0.00006	-	-	-
LAS	mg/l	-	0.0032	-	0.0033	-	-	0.0029	-	-	-
カドミウム	mg/l	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	-
全シアン	mg/l	-	不検出	-	不検出	-	-	不検出	-	不検出	-
鉛	mg/l	-	0.002	-	0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-
六価クロム	mg/l	-	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	-
砒素	mg/l	-	0.002	-	0.002	-	-	0.002	-	0.002	-
総水銀	mg/l	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-
PCB	mg/l	-	不検出	-	不検出	-	-	不検出	-	不検出	-
ジクロロメタン	mg/l	-	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	-	<0.002	-
四塩化炭素	mg/l	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	-	<0.0002	-
1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	<0.0004	-	<0.0004	-	-	<0.0004	-	<0.0004	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	-	<0.002	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	<0.004	-	<0.004	-	-	<0.004	-	<0.004	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	<0.0006	-	<0.0006	-	-	<0.0006	-	<0.0006	-
トリクロロエチレン	mg/l	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-
テトラクロロエチレン	mg/l	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	-	<0.0002	-
チウラム	mg/l	-	<0.0006	-	<0.0006	-	-	<0.0006	-	<0.0006	-
シマジン	mg/l	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	-
チオベンカルブ	mg/l	-	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	-	<0.002	-
ベンゼン	mg/l	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-
セレン	mg/l	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/l	-	2.5	-	2.3	-	-	2.6	-	1.8	-
ふっ素	mg/l	-	0.10	-	0.11	-	-	0.10	-	0.11	-
ほう素	mg/l	-	0.09	-	0.08	-	-	0.09	-	0.13	-
1,4-ジオキサン	mg/l	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	-
アンモニア性窒素	mg/l	-	0.3	-	0.4	-	-	0.3	-	0.5	-
硝酸性窒素	mg/l	-	2.4	-	2.2	-	-	2.6	-	1.7	-
亜硝酸性窒素	mg/l	-	0.063	-	0.079	-	-	0.085	-	0.082	-
りん酸性りん	mg/l	-	0.15	-	0.20	-	-	0.21	-	0.17	-
電気導電率	mS/m	-	31	-	35	-	-	33	-	43	-
塩化物イオン	mg/l	-	31	-	39	-	-	38	-	55	-
陰イオン界面活性剤	mg/l	-	0.05	-	0.04	-	-	0.04	-	0.06	-
PFOS 及び PFOA	mg/l	-	0.000007	-	0.000010	-	-	0.000010	-	-	-

(イ) BODの経年変化

過去に綾瀬川のBOD（生物化学的酸素要求量・河川の汚れの代表的な指標の一つ）が高くなっていましたが、近年では流入する水路（出羽堀、蒲生愛宕川等）の水質が、公共下水道の整備の進捗等によって全体的に改善傾向にあります。しかし、公共下水道が整備されていない地域では、生活排水が河川の汚濁原因となっています。

BODの毎月調査結果（令和7年度）

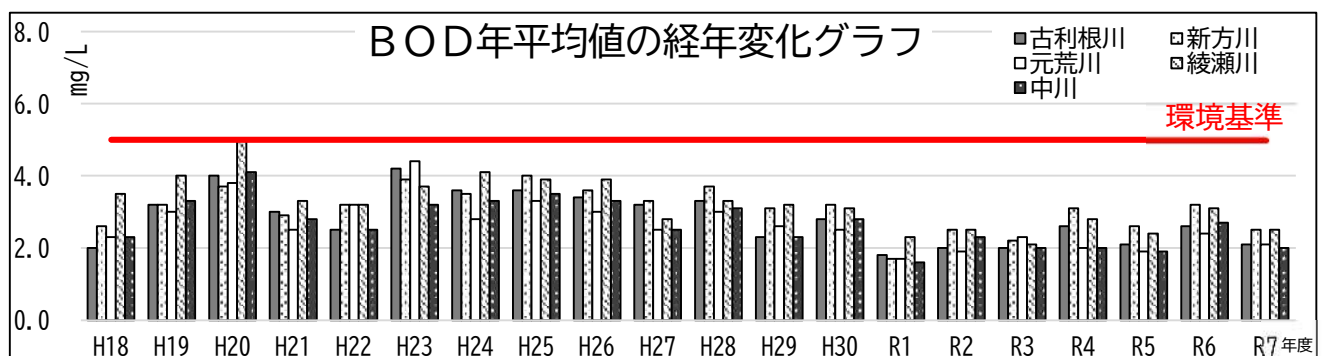
（単位：mg/ℓ）

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	75%値
河川名	古利根川	-	2.2	-	3.2	1.7	-	2.6	-	1.2	-	1.7	-	2.1	2.6
	ふれあい橋	5.0	2.2	1.7	2.5	1.3	1.5	3.2	1.1	1.3	2.1	1.7	1.5	2.1	2.2
新方川	せんげん橋	-	1.8	-	3.8	1.8	-	3.4	-	2.3	-	4.7	-	3.0	3.8
	昭和橋	3.8	2.2	1.8	4.1	2.0	1.3	1.9	1.7	2.5	2.3	3.1	3.0	2.5	3.0
元荒川	三野宮橋	-	2.0	-	2.7	2.1	-	2.0	-	1.5	-	2.1	-	2.1	2.1
	新平和橋	-	1.6	-	3.5	2.6	-	2.6	-	1.1	-	2.2	-	2.3	2.6
	中島橋	2.5	2.6	1.5	3.8	2.2	0.7	2.1	0.9	1.8	1.7	2.2	2.7	2.1	2.5
綾瀬川	佐藤橋	-	2.0	-	3.1	1.5	-	2.8	-	2.0	-	3.2	-	2.4	3.1
	綾瀬橋	2.6	1.9	1.7	3.6	2.0	1.1	2.8	0.9	2.8	4.0	4.4	2.2	2.5	2.8
中川	吉越橋	2.0	2.3	1.3	2.3	1.8	0.9	2.5	1.4	1.2	2.6	3.3	2.9	2.0	2.5

BOD年平均値の経年推移（各河川の平均値）

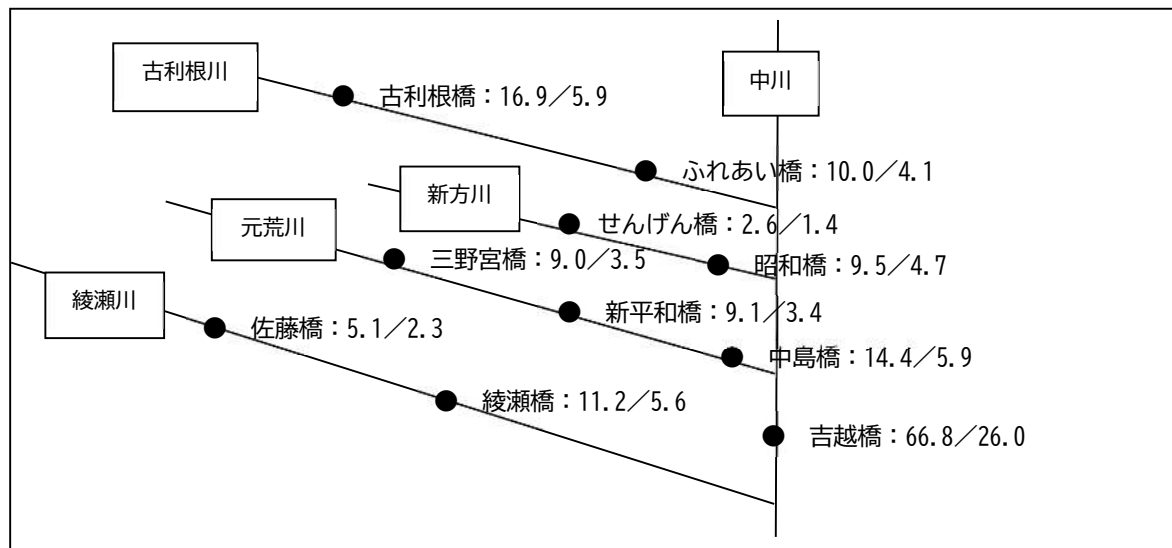
（単位：mg/ℓ）

年度	河川	環境基準	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	古利根川	5.0	2.0	3.2	4.0	3.0	2.5	4.2	3.6	3.6	3.4	3.2	3.3	2.3	2.8	1.8	2.0	2.0	2.6	2.1	2.6	2.1
	新方川	5.0	2.6	3.2	3.7	2.9	3.2	3.9	3.5	4.0	3.6	3.3	3.7	3.1	3.2	1.7	2.5	2.2	3.1	2.6	3.2	2.5
	元荒川	5.0	2.3	3.0	3.8	2.5	3.2	4.4	2.8	3.3	3.0	2.5	3.0	2.6	2.5	1.7	1.9	2.3	2.0	1.9	2.4	2.1
	綾瀬川	5.0	3.5	4.0	5.0	3.3	3.2	3.7	4.1	3.9	3.9	2.8	3.3	3.2	3.1	2.3	2.5	2.1	2.8	2.4	3.1	2.5
	中川	5.0	2.3	3.3	4.1	2.8	2.5	3.2	3.3	3.5	3.3	2.5	3.1	2.3	2.8	1.6	2.3	2.0	2.0	1.9	2.7	2.0



(ウ) 河川流量・汚濁負荷量

年平均流量 (m³/s) / 年平均汚濁負荷量 (t/日)



2-3 河川浄化対策

水質汚濁を防止するためには、河川や湖沼への汚れの排出量を極力減らす必要があります。河川の汚濁原因は、工場・事業場の排水に起因するもの（産業系）と、各家庭の排水に起因するもの（生活系）に大別でき、それぞれに応じた水質汚濁防止対策が求められています。

近年では、河川汚濁の原因として、人口の増加や生活様式の変化による生活排水が原因の多くの部分を占めるようになりました。

(ア) 生活排水対策

公共下水道の整備率（各年度末現在）

指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
供用開始面積 (ha)	2,772	2,773	2,775	2,779	2,781	2,782	2,784	2,856
処理人口 (人)	287,705	289,369	290,655	290,315	289,678	289,029	288,691	288,703
処理世帯 (世帯)	130,176	132,457	134,669	135,605	136,748	138,011	139,509	141,223
公共下水道 (污水) 普及率 (%)	83.8	84.0	84.1	84.2	84.3	84.3	84.4	84.6
水洗化人口 (人)	275,958	278,421	280,134	280,064	279,652	279,384	279,535	280,029
水洗化世帯 (世帯)	124,786	127,375	129,714	130,730	131,926	133,330	135,018	136,907
水洗化率 (%)	95.9	96.2	96.4	96.5	96.5	96.6	96.8	97.0

浄化槽設置基数の推移（各年度4月1日現在）

単位：基

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
単独	13,383	13,251	12,897	12,740	12,550	11,622	11,452	11,284
合併	7,523	7,786	8,162	8,395	8,633	8,976	9,245	9,739
合計	20,906	21,037	21,059	21,135	21,183	20,598	20,697	21,023
合併浄化槽 普及率 (%)	36.0	37.0	38.8	39.7	40.8	43.5	44.7	46.3

(イ) 工場・事業場排水対策

工場・事業場については、水質汚濁防止法や埼玉県生活環境保全条例で排水が規制されており、本市では、これらの規制対象となる工場・事業場に立入検査を行い、排水や排水処理施設の維持管理状況などを検査しています。検査の結果、排水基準を超過した工場・事業場に対しては行政措置を行い、排水基準の遵守徹底を図っています。

令和7年度の立入検査結果では、排水検査を行った101検体のうち15検体が排水基準を超過し、超過率は15%となりました。これらの事業場に対しては、注意等を行うとともに、継続的に監視を行います。

特定事業場・指定排水工場等数（令和7年度）

	届出数			規制対象数		
	水質汚濁防止法	県条例	合計	水質汚濁防止法	県条例	合計
越谷市	※319	10	※329	80	9	89
埼玉県	7,824	188	8,012	2,813	186	2,999

※このうち、総量規制対象事業場数：20事業場

○埼玉県の県条例においては、水質汚濁防止法との重複分は除く

○埼玉県の県条例には、さいたま市条例も含む

排水基準超過に対する行政措置件数（令和7年度）

	立入検査件数	排水検査件数	排水基準超過件数	行政措置件数			
				一時停止命令	改善命令	改善勧告	注意等
越谷市	101	101	15	0	0	1	14
埼玉県	1,966	1,245	190	0	2	2	187

○埼玉県において、令和6年度の排水基準超過に対する行政措置を令和7年度に行ったため、排水基準超過件数と行政措置件数の合計は一致しない。

(ウ) 広域的な河川浄化対策

①綾瀬川水環境連絡会（旧：綾瀬川浄化対策協議会）

国土交通省直轄一級河川の中で水質ワースト1という綾瀬川をよみがえらせるために、綾瀬川中・下流に位置する自治体において、昭和51年4月に綾瀬川浄化対策協議会を発足し、水質・水生生物調査や啓発活動、情報交換会などの水質改善に努めてきました。近年、公共下水道の整備や水質規制の強化、流域住民による清掃活動など取組の結果、綾瀬川の水質が改善されたことを受け、平成29年度に解散しましたが、平成30年度より新たに綾瀬川水環境連絡会を発足し、綾瀬川の水環境の維持、改善に寄与することを目的とした意見交換等を行っています。

②綾瀬川クリーン大作戦

毎年10月を「綾瀬川をきれいにする強化月間」及び10月第4日曜日を「綾瀬川の日」と設定し、流域住民の活動を中心とした取り組みを、国や埼玉県と協力しながら推進しています。

本市では、「綾瀬川をきれいにする強化月間」に、流域の自治会にご協力をいただき、綾瀬川クリーン大作戦を実施しています。令和7年度は、10月5日、12日、19日、11月2日、3日に佐藤橋から蒲生大橋までの区間の清掃活動を941人の市民の皆さんの参加で行いました。

③環境用水の導入

綾瀬川の水質改善のため、荒川から取水した水を、埼玉高速鉄道線内に埋設された導水管を通じて、浄化用水として導水するもので、平成 22 年 4 月から実施されています。また、越谷・草加・八潮の南部葛西用水三市連絡協議会により、逆川及び東京葛西用水、八条用水へ冬水通水を平成 23 年度から実施しています。

(工) その他の対策

①大相模調節池水環境連絡会

大相模調節池でアオコが発生していることを受け、令和 4 年 4 月 1 日より、水質調査及び維持管理の方法等を検討するとともに、相互に情報を提供、交換、共有することで、大相模調節池の水環境の維持、改善に寄与することを目的に関係機関と「大相模調節池水環境連絡会」を設置しました。

連絡会では、関係機関と情報共有を行うとともに、大相模調節池及び元荒川の取水口の計 3 地点において、定期的（月 1 回）に水質検査を実施しました。なお、令和 7 年度に実施した大相模調節池の水質検査において、アオコの発生は見られませんでした。

②環境学習

市民の皆さんに、身近な河川・水路の状況を理解し、水質汚濁防止の取り組みを進めていただくため、小学校を中心に環境学習を行いました。

実施日	対象	参加人数	学習内容
6 月 18 日	蒲生小学校 4 年生	142 人	・綾瀬川の歴史、汚濁状況等について講義
9 月 20 日	ヒマワリこどもエコクラブ	10 人	・綾瀬川の歴史、汚濁状況等について講義

3. 騒音・振動

3-1 騒音の現状

工場・作業場や飲食店営業等の事業場、建設作業及び各種交通機関等から発生する騒音は、睡眠を妨げたり会話を妨害したりするなど生活環境を損なうため、「好ましくない音」、「ない方がよい音」として規制されています。

こうした事業活動に伴う騒音苦情のほか、近年では、家庭で設置している動物よけの機器等から発生する高周波音や給湯機器から発生する低周波音に関する苦情の相談を受けることもあります。

騒音の特徴としては、「好ましくない音」、「ない方がよい音」と言われるように、心理的な評価を含んだ言葉で表現されることにあります。音楽等、発生源側では好ましいと感じる音でも、受け手側では騒音と感じる場合があります、立場の違いで評価が分かれてしまいます。騒音は主として感覚的なものであるため、周辺の住民に与える影響は、発生源の周辺に限られる場合が多く、誰でも加害者にも被害者にもなりえます。周囲に配慮するよう心掛けることが大切です。

騒音苦情内訳 （単位：件）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
工場・作業場等	35	43	35	69	66
建設作業	14	33	38	22	21
その他	13	15	24	17	8
合計	62	91	97	108	95

3-2 騒音対策

（ア）工場・事業場等対策

騒音規制法に基づく特定施設を設置している工場・事業場及び埼玉県生活環境保全条例に基づく指定施設を設置又は指定騒音作業を行っている工場・事業場等には、届出義務のほか、規制基準の遵守義務が課せられています。これらの工場・事業場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、市は事業者に対し、改善勧告や改善命令を出すことができます。

特定施設の届出数（騒音規制法）

特定施設の種類	工場数	施設数
金属加工機械	167	941
空気圧縮機・送風機	183	754
土石用・鉱物用破碎機等	7	11
織機	1	40
建設用資材製造機械	7	6
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	38	63
抄紙機	0	0
印刷機械	38	156
合成樹脂用射出成形機	32	229
鋳造型機	0	0
合計	473	2,200

指定施設・指定作業の届出数（県生活環境保全条例）

指定施設の種類	工場数	施設数
木材加工機械	31	66
合成樹脂用粉碎機	10	30
ペレタイザー	3	4
コルゲートマシン	0	0
シェイクアウトマシン	0	0
ダイカスト機	3	13
冷却塔	57	98
金属板のつち打加工作業	1	
ハンドグラインダー使用作業	17	
電気のこぎり等使用作業	9	
合計	131	211

令和8年3月31日時点

(イ) 建設作業騒音対策

騒音規制法に基づく特定建設作業及び越谷市環境条例に基づく指定建設作業（特定建設作業以外のくい打ち作業）が、規制対象となっています。

特定建設作業及び指定建設作業に伴い発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市は事業者に対し、改善勧告や改善命令を出すことができます。

近年、特に施工方法の改善や建設機械の低騒音化等技術開発が進み、これらの工法等の採用により、騒音の軽減が図られるようになってきました。一方で、規制対象外の建設作業に関する苦情が増えており、事業者は作業前には近隣住民に作業工程や期間の説明を行い、作業について十分理解を得るよう努めるなどの配慮も必要となっています。

特定建設作業及び指定建設作業実施届出数（単位：件）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
特定建設作業	73	80	78	63	111
指定建設作業	16	20	9	11	7

特定建設作業届出内訳（令和7年度）

作業の種類	くい打機等	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント等	バックホウ	トラクターショベル	ブルドーザー	合計
件数	3	0	93	2	0	12	0	1	111

(ウ) 自動車騒音対策

本市では、法定受託事務である自動車騒音常時監視を毎年実施しています。自動車騒音が一定の限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定により措置を取るよう要請したり、道路管理者等に対して道路構造の改善などの意見を述べるができることとなっています。

令和7年度に実施した市内5地点での調査では、夜間の要請限度値を超える地点が1地点ありました。自動車騒音の防止のためには、自動車自体の構造改善等（例えばエンジンやマフラー、タイヤ）の発生源対策、道路網整備等の交通流通対策、道路構造の改善、沿道対策などを総合的に推進していく必要があります。

自動車騒音調査結果（令和7年度）

測定場所	一般国道4号 (谷中町)		足立越谷線 (蒲生1丁目)		越谷川口線 (新越谷1丁目)		北越谷停車場線 (北越谷4丁目)		一般国道4号 (大成町)	
測定日	R7. 10. 30～31		R7. 10. 30～31		R7. 10. 30～31		R7. 10. 30～31		R7. 10. 30～31	
区域の区分	b区域		b区域		b区域		b区域		b区域	
時間区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
測定値	73	71	68	67	66	65	65	61	65	63
要請限度	75	70	75	70	75	70	75	70	75	70

単位：dB(デシベル) 測定値：等価騒音レベル 昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～翌6:00

（工）鉄道騒音対策

本市では、東京・埼玉の武蔵野線沿線 13 市で武蔵野線公害対策連絡協議会を組織し、毎年協議会として騒音・振動測定や、ＪＲ東日本とＪＲ貨物に対し騒音・振動対策についての要望・要請活動を行っています。令和 7 年度は 2 回の会議が行われました。

（オ）航空機騒音対策

平成 31 年 3 月 29 日から、羽田空港の新飛行経路の運用が始まり、羽田空港における風向きによって飛行経路は異なりますが、一日のうち 3 時間程度、越谷市上空を航空機が飛ぶことがあります。

新飛行経路運用に伴い、東京都、埼玉県及び神奈川県のうち関係する市区町に対し、羽田空港の機能強化に関する担当部長会議等が開催され、国土交通省からの最新情報の提供や、関係市区町から要望等を伝えることにより、情報共有を行っています。

また、国土交通省東京航空局では、騒音対策のほか、落下物対策にも取り組んでいます。詳細は、国土交通省東京航空局のホームページ「羽田空港のこれから」で公表されています。

（カ）近隣騒音対策

近年、都市の過密化、生活様式の変化などにより、商店・飲食店、家庭などから発生する騒音に関する問題も多くなっています。

近隣騒音のうち家庭生活から発生する騒音の解決には、発生原因となる家庭用機器や住宅用設備の低騒音化や住宅等の遮音性能の向上を図ることも必要ですが、基本的には住民一人ひとりのモラルやマナーの向上が望まれることから、近隣騒音の防止に関する意識啓発が重要となっています。

3-3 振動の現状

振動は、工場・事業場、建設現場及び各種交通機関等の動力源から発生し、地盤振動として地面や家屋に伝わることで、その中に居住する人に精神的苦痛を与えたり、壁、タイル等のひび割れ等の物的な損害を与えたりします。

振動が住民に与える影響は、主として感覚的なものが多く、影響の及ぶ範囲は、通常、発生源の周辺に限られるなど騒音と類似した特性があり、騒音と同一発生源から同時に発生する例が多く見られます。

振動苦情内訳 (単位：件)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
工場・作業場等	3	1	4	4	5
建設作業	7	8	3	6	13
その他	3	1	2	0	2
合計	13	10	9	10	20

3-4 振動対策

(ア) 工場・事業場対策

振動規制法に基づく特定施設を設置している工場・事業場及び埼玉県生活環境保全条例に基づく指定施設を設置している工場・事業場には、各種届出の義務のほか、規制基準の遵守義務が課せられています。これらの工場・事業場から発生する振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市は事業者に対し、改善勧告や改善命令を出すことができます。

特定施設数

特定施設名	工場数	施設数	特定施設名	工場数	施設数
金属加工機械	152	1217	印刷機械	24	115
圧縮機	96	336	ゴム・合成樹脂練用ロール機	8	29
土石用・鉋物用破碎機等	8	12	合成樹脂用射出成形機	25	166
織機	0	0	鋳造型機	1	13
コンクリートブロックマシン等	0	0	合計	317	1893
木材加工機械	3	5			

令和8年3月31日時点

(イ) 建設作業振動対策

振動規制法に基づく特定建設作業及び越谷市環境条例に基づく指定建設作業（特定建設作業以外のくい打ち作業）が、規制対象となっています。

特定建設作業及び指定建設作業に伴い発生する振動が、規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市は事業者に対し、改善勧告や改善命令を出すことができます。

近年、特に施工方法の改善や建設機械の低振動化等技術開発が進み、これらの工法等の採用により、振動の軽減が図られるようになってきました。一方で、規制対象外の建設作業に関する苦情が増えており、事業者は作業前には近隣住民に作業工程や期間の説明を行い、作業について十分理解を得るよう努めるなどの配慮も必要となっています。

特定建設作業及び指定建設作業実施届出数 （単位：件）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
特定建設作業	50	58	57	50	89
指定建設作業	16	20	9	11	7

特定建設作業届出内訳（令和7年度）

作業の種類	くい打機等	鋼球等	舗装版破砕機	ブレーカー	合計
件数	4	0	0	85	89

(ウ) 道路交通振動対策

市内で測定地点を定め、実態調査を実施しています。

令和7年度に実施した市内5地点での測定結果では、要請限度を超える地点はありませんでした。

道路交通振動調査結果（令和7年度）

測定場所	一般国道4号 (谷中町)		足立越谷線 (蒲生1丁目)		越谷川口線 (新越谷1丁目)		北越谷停車場線 (北越谷4丁目)		一般国道4号 (大成町)	
測定日	R7.10.30～31		R7.10.30～31		R7.10.30～31		R7.10.30～31		R7.10.30～31	
区域の区分	第一種区域		第一種区域		第一種区域		第一種区域		第一種区域	
時間区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
測定値	51	49	38	34	44	38	36	29	39	33
要請限度	65	60	65	60	65	60	65	60	65	60

単位：dB(デシベル) 測定値：時間率振動レベル（80%レンジの上端値） 昼間：8:00～19:00 夜間：19:00～翌8:00

4. 化学物質

4-1 現状

私たちの身の回りには、様々な化学物質が使用されており、これらの化学物質によって、私たちの生活が豊かになり、便利で快適な生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。しかし、これらの化学物質の中には人や生態系に対する有害性が科学的に解明されていないものも多く、発がん性や生殖毒性等の影響が懸念されています。

これまでは、工場・事業場から排出される有害化学物質について、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などにより排出規制等が行われてきましたが、個別の物質ごとに規制する方法だけでは、化学物質による環境汚染に対応することが難しくなってきました。そこで、有害な影響を及ぼすおそれがある多くの化学物質について、事業者による自主的な管理と排出削減を促進することにより、環境リスクを低減させていくため、P R T R法に基づく化学物質管理制度が導入されました（参考資料①参照）。

4-2 化学物質の適正管理対策

本市では、条件（参考資料②参照）を満たす事業者からの届出・報告に基づき集計を行い、市のホームページなどで市民に公表しています。

P R T R法では、前年度に取り扱った第一種指定化学物質^{※1}の環境（大気・公共用水域・土壌・埋立処分）への排出量及び移動量（下水道への移動量・廃棄物としての移動量）を、事業所ごと・物質ごとに届け出ることが義務づけられています。

また、埼玉県生活環境保全条例では、特定化学物質（第一種指定化学物質・第二種指定化学物質^{※2}・埼玉県生活環境保全条例施行規則で定める化学物質^{※3}）の前年度の取扱量を、事業所ごと・物質ごとに報告することが義務づけられています。

※1 「第一種指定化学物質」 P R T R法施行令第1条で規定している化学物質（462物質）

※2 「第二種指定化学物質」 P R T R法施行令第2条で規定している化学物質（100物質）

※3 「埼玉県生活環境保全条例施行規則で定める化学物質」 同規則第51条で定める化学物質（44物質）

なお、P R T R法では、令和6年度届出分（令和5年度の把握分）より、対象化学物質の見直し等があり、下記のとおりとなりました。

・第1種指定化学物質 515物質、第2種指定化学物質 134物質 合計 649物質

埼玉県生活環境保全条例においても、上記同様に見直し等があり、下記のとおりとなりました。

・第1種指定化学物質 515物質、第2種指定化学物質 134物質

・同条例施行規則で定める物質 14物質 合計 663物質

(ア) P R T R法に基づく集計結果

<令和 6 年度 越谷市における地域別の化学物質排出量及び移動量>

令和 7 年度提出データ集計結果

地区名	報告件数	排出量 (kg)			移動量 (kg)	
		大気	公共用水域	土壌	下水道	事業所外
桜井地区	8	42,483.8	0.0	0.0	0.0	10,135.0
新方地区	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
増林地区	7	462.3	183.0	0.0	0.0	1,500.0
大袋地区	2	124.6	0.0	0.0	0.0	0.0
荻島地区	2	448.3	10.5	0.0	0.0	0.0
出羽地区	11	124,286.3	2,433	0.0	0.0	46,362.3
蒲生地区	3	965.0	0.0	0.0	280.0	17,800.0
川柳地区	2	13,500.0	0.0	0.0	0.0	1,500.0
大相模地区	5	1,135.8	0.0	0.0	0.0	0.0
大沢地区	2	248.7	0.0	0.0	0.0	0.0
北越谷地区	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
越ヶ谷地区	3	29,000.0	0.0	0.0	62.0	34,758.0
南越谷地区	1	79.1	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	47	212,733.9	2,626.5	0.0	342.0	112,055.3

<令和 6 年度 越谷市における業種別の化学物質排出量及び移動量>

令和 7 年度提出データ集計結果

業種名	報告件数	排出量 (kg)			移動量 (kg)	
		大気	公共用水域	土壌	下水道	事業所外
化学工業	5	119,253.5	1,133.0	0.0	280.0	65,837.3
金属製品製造業	5	42,500.0	150.0	0.0	40.0	37,570.0
食料品製造業	1	31,500.0	0.0	0.0	0.0	0.0
出版・印刷・関連作業	2	11,500.0	0.0	0.0	0.0	7,800.0
燃料小売業	25	3,957.0	0.0	0.0	0.0	0.0
輸送用機械器具製造業	1	2,100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
洗濯業	1	0.0	1,300.0	0.0	0.0	660.0
電気機械器具製造業	1	1,880.0	0.0	0.0	0.0	0.0
プラスチック製品製造業	1	0.0	0.0	0.0	22.0	188.0
一般廃棄物処理業	2	0.4	43.5	0.0	0.0	0.0
石油製品・石灰製品製造業	1	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	11.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非鉄金属製造業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	47	212,733.9	2,626.5	0.0	342.0	112,055.3

(イ) 県条例に基づく集計結果

<令和 6 年度 越谷市における地域別の化学物質取扱量>

令和 7 年度提出データ集計結果

地区名	報告件数	使用量※1 (kg)	製造量※2 (kg)	取り扱う量※3 (kg)	取扱量※4 (kg)
桜井地区	8	353,800	0	2,615,200	2,969,100
新方地区	1	0	0	3,200	3,200
増林地区	6	3,200	0	1,426,200	1,429,400
大袋地区	2	0	0	611,200	611,200
荻島地区	2	730	0	790,000	790,730
出羽地区	12	6,007,440	0	25,928,215	31,935,670
蒲生地区	3	73,810	0	747,000	820,810
川柳地区	2	15,000	0	0	15,000
大相模地区	5	0	0	3,113,000	3,113,000
大沢地区	2	0	0	1,158,000	1,158,000
北越谷地区	0	0	0	0	0
越ヶ谷地区	3	224,740	58,200	0	282,840
南越谷地区	1	0	0	917,000	917,000
合計	47	6,678,720	58,200	37,309,015	44,045,950

※1「使用量」：事業活動に伴い使用した量

※2「製造量」：事業所において製造した量（副生成物も含む）

※3「取り扱う量」：入荷した特定化学物質等を自ら使用しないで、事業所において取り扱う量
（例：石油卸売業・燃料小売業等が取り扱うガソリン・灯油等の量が該当）

※4「取扱量」：使用量・製造量・取り扱う量の合計（有効数字の関係上、上記 3 つの合計とは必ずしも一致しない）

<令和 6 年度 越谷市における業種別の化学物質取扱量>

令和 7 年度提出データ集計結果

業種名	報告件数	使用量 (kg)	製造量 (kg)	取り扱う量 (kg)	取扱量 (kg)
化学工業	6	6,125,020	0	24,111,215	30,236,350
燃料小売業	25	0	0	13,197,800	13,197,800
金属製品製造業	5	176,000	47,200	0	223,100
食料品製造業	2	132,830	0	0	132,830
出版・印刷・同関連作業	2	131,700	0	0	131,700
プラスチック製品製造業	1	66,940	11,000	0	77,940
非鉄金属製造業	1	29,100	0	0	29,100
石油製品・石灰製品製造業	1	6,300	0	0	6,300
洗濯業	1	4,750	0	0	4,750
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	2,100	0	0	2,100
輸送用機械器具製造業	1	2,100	0	0	2,100
電気機械器具製造業	1	1,880	0	0	1,880
合計	47	6,678,720	62,600	37,309,015	44,041,550

(ウ) 越谷市における化学物質取扱量集計結果

市内で取扱量が多い化学物質のうち、第一種指定化学物質では、トルエン、キシレン、トリメチルベンゼンとなっています。これらの 3 物質は化学工業、燃料小売業において取扱量が多くなっています。

また、埼玉県生活環境保全条例施行規則で定める化学物質では、硫酸（三酸化硫黄を含む。）、メタノール、ジメチルアミノエタノールとなっています。これらの 3 物質は、化学工場等で取扱量が多くなっています。

<令和 6 年度 越谷市における第一種指定化学物質取扱量>

令和 7 年度提出データ集計結果

化学物質の名称	使用量 (kg)	製造量 (kg)	取り扱う量 (kg)	取扱量(kg)
トルエン	271,300	0	14,985,170	15,256,400
キシレン	30,240	0	4,051,000	4,081,240
トリメチルベンゼン	37,000	0	3,091,000	3,128,200
エチルベンゼン	22,240	0	2,762,800	2,785,040
ヘキサン	33,200	0	1,931,000	1,964,200
ヘプタン	5,500	0	1,379,600	1,385,100
シクロヘキサン	0	0	1,300,000	1,300,000
メチルイソブチルケトン	11,000	0	990,000	1,001,000

<令和 6 年度 越谷市における埼玉県指定化学物質取扱量>

令和 7 年度提出データ集計結果

化学物質の名称	使用量(kg)	製造量 (kg)	取り扱う量(kg)	取扱量(kg)
硫酸（三酸化硫黄を含む。）	5,616,200	0	0	5,616,200
メタノール	250,000	0	4,300,000	4,550,000
ジメチルアミノエタノール	0	0	40,000	40,000
三塩化りん	26,840	0	0	26,840
アンモニア（アンモニア水を含む。）	21,100	0	0	21,100
塩素	1,800	0	0	1,800

4-3 ダイオキシン類

(ア) 現状

本市では、一般環境中におけるダイオキシン類の汚染状態を総合的に把握するため、常時監視を実施しています（参考資料①参照）。

①大気

季節ごとに年4回の測定を市役所屋上で実施し、4回の測定結果の平均値と環境基準を比較した結果、環境基準 0.6pg-TEQ/m³ を達成しました。（単位：pg-TEQ/m³）

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大気環境濃度	0.046	0.020	0.022	0.023	0.021	0.020	0.011	0.012

②河川水質

市内の代表的な河川水質について調査したところ、新方川で環境基準 1pg-TEQ/ℓ を超過しました。

（単位：pg-TEQ/ℓ）

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新方川	1.2	1.4	1.5	1.8	1.9	1.2	1.6	1.1
綾瀬川	1.0	1.0	1.2	1.1	1.7	0.95	1.1	0.94
大落古利根川	0.60	0.49	0.62	0.36	0.71	0.74	0.74	0.60
元荒川	0.59	0.32	0.51	0.87	0.32	1.7	0.42	0.46

③河川底質

市内の代表的な河川底質（川底の堆積物など）について調査したところ、すべての調査地点で、環境基準 150pg-TEQ/g を達成しました。（単位：pg-TEQ/g）

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新方川	9.5	20.0	11.0	8.5	14	10	7.4	25
綾瀬川	3.1	3.4	5.9	2.9	3.6	3.7	3.0	3.2
大落古利根川	3.4	2.0	5.6	2.5	2.4	5.5	3.6	2.3
元荒川	1.8	1.8	1.1	1.9	2.1	4.3	1.2	1.8

④地下水

市内1か所の井戸から採取した地下水の調査を実施したところ、環境基準 1pg-TEQ/ℓ を達成しました。

（単位：pg-TEQ/ℓ）

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
調査地点	イタワ 六丁目	登戸町	増森 一丁目	大成町 八丁目	新越谷 二丁目	新川町 二丁目	谷中町 四丁目	イタワ 六丁目
調査結果	0.017	0.017	0.020	0.014	0.024	0.017	0.018	0.017

⑤土壌

市内1か所の土壌の調査を実施したところ、環境基準 1,000pg-TEQ/g を達成しました。

（単位：pg-TEQ/g）

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
調査地点	東越谷 七丁目	宮本町 五丁目	弥十郎	川柳町 四丁目	増林	イタワ 五丁目	向畑	大林
調査結果	0.13	7.7	0.50	7.8	0.066	0.0015	0.66	1.2

(イ) 対策

○固定発生源の動向と対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類発生施設を特定施設と規定しており、特定施設を持つ事業者には、届出や排出基準の遵守義務とともに、排出ガス・排水等の自主測定を行い、排出ガスについては測定結果を市へ報告する義務があります（参考資料②参照）。

令和 7 年度末における届出数は、排出ガス特定施設が 8 施設、排水特定施設が 5 施設でした。

排出ガス特定施設（令和 7 年度末時点）

特定施設種類		事業場数	施設数
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	1	4
	2t/h 以上～4t/h 未満	0	0
	200kg/h 以上～2t/h 未満	0	0
	100kg/h 以上～200kg/h 未満	1	1
	50kg/h 以上～100kg/h 未満	2	2
	50kg/h 未満（0.5m ³ 以上）	1	1
合計		5	8

排水特定施設（令和 7 年度末時点）

特定施設種類		事業場数	施設数
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	4
	灰の貯留施設		1
合計		1	5

4-4 放射線・放射性物質

(ア) 現状

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中にヨウ素 131、セシウム 134・137 などの放射性物質が拡散しました。国は、平成 23 年 8 月 30 日に放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）を定め、同年 12 月 14 日に「除染関係ガイドライン」を示しました。

本市では、地域的には高い放射線量が測定されていませんが、平成 23・24 年度の測定においては、雨樋の下などで局所的に高い放射線量が確認されました。このような状況を踏まえ、市民の皆様の安心安全のため、平成 24 年 1 月に「越谷市放射線対策基本方針」を策定し、その後必要に応じ、内容の見直しを行いながら継続的な放射線対策に取り組んでいます。

平成 25 年度以降は、空間放射線量や給食食材の放射性物質等の測定において、市の目標値を超える数値は検出されていません。

(イ) 空間放射線量の測定等

特措法の基本方針では、追加被ばく線量が年間 20mSv 未満の地域（越谷市含む）については、追加被ばく線量を年間 1mSv 以下とすることを目標としており、市の基本方針においてもこの数値を目標としています。

空間放射線量については、地上 5cm で $1\mu\text{Sv/h}$ 未満、地上 50cm、1m で $0.23\mu\text{Sv/h}$ 未満とすることを目標としています。

①除染土壌埋設場所の経過測定

(1 回目：令和 7 年 10 月 21～28 日、2 回目：令和 8 年 3 月 2～6 日)

過去に除染を実施した公共施設 34 か所について、除染土壌埋設場所の地上 5cm、50cm、1m の高さの空間放射線量を年 2 回測定しました。測定の結果、全ての施設が目標値未満でした。

②定点測定

(1 回目：令和 7 年 6 月 5 日、2 回目：令和 7 年 12 月 4 日)

市内の環境中の放射線量の状況を把握するため、市役所及び 13 地区センターの所定の場所の地上 1m の高さの空間放射線量を年 2 回測定しました。測定値は $0.05\sim 0.10\mu\text{Sv/h}$ の範囲でした。

令和 7 年度定点測定結果

単位：マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv/h}$)

No.	測定場所	住所	地面の形状	1 回目 R7. 6. 5	2 回目 R7. 12. 4
1	越谷市役所	越ヶ谷四丁目 2 番 1 号	インターロッキング	0.05	0.05
2	桜井地区センター	下間久里 792 番地 1	インターロッキング	0.05	0.06
3	新方地区センター	大吉 470 番地 1	インターロッキング	0.06	0.08
4	増林地区センター	増林三丁目 4 番地 1	インターロッキング	0.06	0.06
5	荻島地区センター	南荻島 190 番地 1	インターロッキング	0.06	0.07
6	大袋地区センター	大竹 160 番地 2	アスファルト	0.06	0.05
7	出羽地区センター	七左町四丁目 248 番地 1	インターロッキング	0.06	0.06
8	蒲生地区センター	登戸町 33 番 16 号	インターロッキング	0.08	0.08
9	川柳地区センター	川柳町二丁目 485 番	アスファルト	0.05	0.05
10	大相模地区センター	相模町三丁目 42 番地 1	アスファルト	0.07	0.08
11	大沢地区センター	東大沢一丁目 12 番地 1	インターロッキング	0.09	0.09
12	南越谷地区センター	南越谷四丁目 21 番地 1	インターロッキング	0.06	0.06
13	北越谷地区センター	北越谷四丁目 8 番 35 号	インターロッキング	0.08	0.06
14	越ヶ谷地区センター	越ヶ谷四丁目 1 番 1 号	タイル	0.07	0.08

(測定機器：日立アロカメディカル㈱シンチレーションサーバイメータ TCS172B)

(ウ) 放射性物質の測定

①給食食材

市内の小・中学校及び保育所等の給食食材について、ヨウ素 131 とセシウム 134・137 を測定していましたが、令和 5 年度以降休止しています（給食課・保育施設課・子ども福祉課・市立病院栄養科・障害福祉課・青少年課（課名は当時））。

測定施設一覧（休止中）

測定施設	測定する食材
小・中学校	国が実施した食品中の放射性物質 検査において、過去 3 年間で越谷 市の目標値を超過した品目
保育所（園）・認定子ども園・児童発達支援センター	
市立病院	
障害者就労訓練施設しらこぼと	
学童保育室	

②水道水

越谷・松伏水道企業団で供給している水道水は、約 9 割を県営浄水場より受水し、残り約 1 割は区域内の地下水を浄化した水です。県営浄水場の水、地下水を浄化した水について放射性物質（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134・137）の検査を実施しており、結果はすべて不検出でした（越谷・松伏水道企業団）。

(エ) その他

①放射線測定器の貸出

市民が生活環境等の身近な放射線量を把握できるよう、放射線測定器を貸出していましたが、令和 3 年度をもって貸出を終了しました。

②近隣市町との連携

放射線対策について連携し、広域的に対応するため、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の近隣 4 市 1 町と、平成 23 年 9 月 29 日に埼玉県東南部地域放射線対策協議会を設立しました。

5. 悪臭・地盤沈下・土壌

5-1 悪臭の現状

令和7年度に市へ寄せられた悪臭に係る苦情は29件で、前年度より増加しました。主な内容は、工場・事業場からの工場臭や排水路臭となっています。

悪臭に関する苦情件数

年度	R3	R4	R5	R6	R7
苦情件数	20	20	13	25	29

(ア) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行なうこと等により、生活環境を保全することを目的としており、本市では、市内全域において特定悪臭物質による規制を行っています。

(イ) 埼玉県生活環境保全条例による規制

埼玉県内の悪臭防止法による規制地域内では、臭気指数による規制と特定悪臭物質による規制のうち、どちらか一方の規制方式を選択することとなっています。

本市では、特定悪臭物質による規制方式を取っているため、埼玉県生活環境保全条例で定められた13業種に規制が適用されます（巻末資料参照）。

5-2 地盤沈下

(ア) 現状

地盤沈下は、地盤が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象であり、いったん沈下するとその復元が不可能な公害で、過剰な地下水の汲み上げが主な原因となっています。過去には、県東部地域の飲料水、工業用水等が地下水に依存していたことから、著しい地盤沈下を起こしましたが、地下水の採取に対して規制されたこと、また上水道として河川表流水の供給が開始されたことにより地下水への依存度が低下し、全体的に地盤沈下の進行速度は鈍化の傾向にあります。

(イ) 地盤高の変動状況

市内の最大沈下量は、令和5年で9.7mm（越ヶ谷）でしたが、令和6年はすべての地点で隆起（2.0mm～10.3mm）となりました。

市内水準測量点別地盤変動状況【埼玉県地盤沈下調査報告書より】

(単位: mm)

水準測量点	変動量					5年間の 変動量
	R2	R3	R4	R5	R6	
蒲生旭町1-75	-2.0	4.2	4.5	-4.5	3.6	5.8
川柳町3-192地先	-0.7	3.4	4.4	-4.6	4.5	7.0
川柳町5-284	-0.3	3.6	3.2	-4.5	5.7	7.7
蒲生愛宕町13地先	1.1	0.2	5.9	-3.5	2.9	6.6
南越谷1-5-9	-3.0	4.9	4.1	-5.3	4.7	5.4
越ヶ谷4-1-1	-2.1	2.8	4.4	-5.9	5.6	4.8
西新井985	-2.0	4.2	1.7	-3.6	8.4	8.7
神明町2-385	-2.5	3.7	3.3	-3.5	10.3	11.3
越ヶ谷1700	-1.6	3.0	3.3	-9.7	5.4	0.4
弥栄町1-172-40	0.7	3.8	1.4	-5.0	4.2	5.1
大成町1-2181-4	0.4	4.9	1.7	-6.8	7.9	8.1
東町1-15地先	0.8	3.6	0.6	-5.8	7.1	6.3
東町3-354	0.3	2.8	1.3	-4.7	6.1	5.8
南越谷2-5-33地先	-2.9	5.3	4.0	-5.1	5.0	6.3
瓦曽根2-2-4地先	-0.8	3.9	4.5	-6.0	5.7	7.3
大沢3-13-38地先	0.4	4.1	-0.2	-2.4	9.0	10.9
大房989-3地先	-1.7	3.1	-1.0	-3.4	4.9	1.9

水準測量点	変動量					5年間の 変動量
	R2	R3	R4	R5	R6	
下間久里1169地先	-4.0	6.1	0.4	-2.6	6.9	6.8
平方1	-3.1	6.4	-0.1	-4.1	8.0	7.1
平方958-8	2.5	-0.7	-1.1	-2.9	4.8	2.6
大吉1064-1	2.3	2.4	0.8	-4.2	5.1	6.4
大杉459-5	-1.6	4.6	-0.1	-5.1	5.4	3.2
増林2丁目-33	-0.5	1.4	0.3	-5.6	3.3	-1.1
東越谷10-32	-2.4	3.0	2.4	-9.4	5.2	-1.2
千間台東1-14	-5.2	2.4	-3.2	-7.1	6.5	-6.6
大吉887-2	-0.5	4.1	0.3	-6.1	6.1	3.9
向畑684	1.1	2.0	-0.1	-4.1	6.8	5.7
向畑973	-0.2	6.0	-1.6	-4.1	5.9	6.0
船渡1869	-0.8	4.4	0.7	-5.0	6.9	6.2
平方846	1.2	4.0	-1.6	-3.2	6.8	7.2
相模町2-10	-2.6	3.3	2.5	-5.8	4.9	2.3
大間野町2-115	-1.3	3.4	2.2	-3.2	2.0	3.1
増林3-1	-4.6	6.1	-2.1	-9.3	4.5	-5.4

(＋隆起　－沈下)

(ウ) 地下水揚水量と地盤沈下

地下水は常に地表から補給されていますが、その補給量を上回る地下水を汲み上げると砂層の水だけでは対応しきれず、粘土層から絞り出されます。粘土層は絞り出た水のみで収縮され、それが地盤沈下となって現れることから、地下水の揚水量と地盤沈下量は、緊密な相関関係にあります。

越谷市の地下水揚水量（用途別）【埼玉県地盤沈下調査報告書より】（単位: m³/日）

年度	水道用	建築物用	工業用	合計
R2	12,702.0	2,106.7	2,325.5	17,825.5
R3	11,529.9	1,892.7	2,145.9	16,283.5
R4	10,682.8	1,816.3	2,120.3	15,609.0
R5	11,769.3	1,594.3	1,972.8	15,951.1
R6	12,386.6	1,523.2	2,030.7	16,411.7

※上記の用途のほか、農業用・水産養殖業用・非常災害用等公益上の用・その他の用があります。

(エ) 地盤沈下対策

地盤沈下対策として、埼玉県生活環境保全条例で井戸について規制を定めています。また、埼玉県生活環境保全条例で定める以外の井戸については、越谷市環境条例で規制を定めています。

5-3 土壌

土壌は、水、大気とともに環境の重要な構成要素であり、人をはじめとする生物の生存の基盤や物質循環の要として、また、水質の浄化や地下水のかん養、食料の生産などにおいて、重要な役割を担っています。土壌汚染は、高度経済成長期を中心に比較的古くから発生していたものと考えられていますが、局所的に発生すること、外観からは発見が困難であることなどから、当時汚染が判明することは少ない状況でした。

しかしながら、近年、環境管理の一環として自主的に汚染調査を行う事業者の増加、工場跡地の売却の際に調査を行う商慣習の広がり等に伴い、土壌汚染が判明する事例が急増しています。

このような状況から、土壌汚染対策法や埼玉県生活環境保全条例では土壌汚染対策のための制度が整備されており、本市でも土壌汚染による健康被害が生じないように指導等を実施しています。

令和7年度に、土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例により市内で土壌汚染状況調査を実施した件数は1件で、そのうち汚染が判明した件数は0件です。

6. 景観

6-1 ポイ捨て・不法投棄の防止

各団体が行った清掃活動等により集められたごみや不法投棄物の収集・処理を行うとともに、ポイ捨て禁止及び飼い犬のふんの放置防止、不法投棄禁止の啓発看板を設置・配布することにより、地域の快適な生活環境を確保し、清潔できれいな街づくりの推進を図っています。

収集体数

年度	R3	R4	R5	R6	R7
自治会清掃件数	288	337	360	323	320
不法投棄件数	487	608	446	547	464

7. その他

7-1 空閑地等の雑草除去事業

空閑地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例に基づき、雑草が繁茂して周辺の生活環境を阻害している空き地等の所有者等に対して、適切な刈り取りを指導しています。令和 7 年度の雑草等による苦情は 169 件（内、空き家 23 件）ありました。

空閑地除草委託については、令和 3 年度で終了しました。

7-2 公害関係苦情

令和 7 年度の苦情の総件数は 202 件で、前年度と比べ 22 件増加しました。苦情内容としては、例年と同様に大気汚染、騒音、悪臭にかかる苦情が多くを占めています。

大気汚染に関する苦情内容としては、廃棄物や草木の野外焼却で発生した煙等により、家に臭いがこもり、気分が悪くなるなどの健康被害に関するものが、騒音苦情に関する苦情内容としては、工場や作業場、飲食店のカラオケなどの騒音に加え、建物の解体・建設作業によるものが大半を占めています。

住工一体の市街化調整区域や準工業地域などでは、居住者と事業者との共存が求められる中、居住者からの事業者への騒音、振動、悪臭にかかる苦情が多くなっています。

公害関係苦情件数の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
大気汚染	48	44	41	26	49
水質汚濁	17	7	5	3	6
土壌汚染	0	0	1	1	0
騒音	62	91	97	108	95
振動	14	10	9	10	20
地盤沈下	0	0	1	0	1
悪臭	20	20	13	24	29
その他	12	8	19	8	2
合計	174	180	186	180	202

(基本目標6) 人づくり、参加・協働

1. 環境・SDGs教育

SDGsとは、“Sustainable Development Goals”の略称で、「持続可能な開発目標」と翻訳されています。平成27年9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年（令和12年）までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を総合的に解決する考え方が強調されています。

1-1 出前授業・環境講演会など

本市では地域や小学校等を対象に出前授業や環境講演会を開催しています。令和7年度は、7回実施し1172名が参加しました。

令和7年度 環境授業・環境講演会実施内容

No.	日付	対象者	テーマ	参加人数
1	6月12日	光陽中学校1年生	環境問題への初歩ガイダンス	270
2	6月18日	蒲生小学校4年生	綾瀬川の歴史と川の環境について	142
3	6月23日	獨協大学法学部2～4年生	越谷市の環境政策	300
4	6月24日	明正小学校4年生	SDGsの初歩ガイダンス	153
5	7月1日	越ヶ谷小学校5年生	SDGsの初歩ガイダンス	117
6	9月16日	明正小学校5年生	越谷市の環境の初歩ガイダンス	180
7	9月20日	ヒマワリこどもエコクラブ会員	市内河川に住んでいる水生生物と川の環境について	10

※上記の他、各小学校で実施している生物多様性子ども調査の授業に、環境サポーターを派遣し学習支援を行っています。

1-2 越谷生物多様性子ども調査

市内の小学校のビオトープにおいて、平成24年度から始まった越谷生物多様性子ども調査を行っています。越谷市独自の指標生物調査で、こどもたちが学校やビオトープ周辺のトンボの生息状況を調べ、活動を通して越谷市の環境の現状について知り、調査結果を元に生きものにとってやさしいまちづくりについて考えます。令和7年度の調査では越谷市内の小学校で、トンボの成虫が26種、ヤゴが12種確認されました。



1-3 児童館ヒマワリの環境学習事業

児童館ヒマワリのテーマ「生物と環境」には、こどもたちが人と自然の調和や動植物を慈しみ生命を尊重する心を持ち、科学する心を培っていくという願いが込められています。また、こどもエコクラブ活動の推進により、地球環境を保護するなど、環境形成者としての実践力を育成することをねらいとしています。令和7年度末現在、6クラブ706人が登録しています。

○主な実施事業

①ヒマワリこどもエコクラブ

米作りを通し、健康・水・生物などの関わりから環境について考え、一人ひとりの環境保全に対する意識を高めることをねらいとしています。

回	月	日	曜日	内 容
①	4月	19日	土	黒米の種まき
②	5月	17日	土	弥生スペシャル 育った苗で田植えをしよう
③	9月	6日	土	施設見学会「環境科学国際センター」
④	9月	20日	土	ぼくらは水質調査隊
⑤	10月	11日	土	弥生スペシャル 古代米の稲刈り&絵日記にまとめよう
⑥	11月	22日	土	発泡スチロールをリサイクル
⑦	12月	20日	土	弥生スペシャル わらで作るお正月の輪飾り
⑧	1月	17日	土	牛乳パックのリサイクル～いろんな小物づくり～
⑨	2月	21日	土	エコなミニ水族館を作ろう

②環境月間展示

6月の環境月間に合わせ、パネル展示を通して環境問題について考え、自分にできることなど実践しようとする態度を養うことをねらいとしています。(開催期間：6月1日(日)～6月13日(金))

2. 環境・SDG s 活動

2-1 こしがや環境サポーター

市民や団体、教育機関等における環境配慮活動等への協力、支援を進めながら地域における自然環境保全、普及啓発活動を幅広く推進していくため、本市では、登録制による「こしがや環境サポーター」制度を平成 27 年度から開始しました。サポーターとして登録された方は、地域や学校などの求めに応じ、環境イベントへの協力や、学校の環境学習への支援を行っています。

令和 7 年度末現在登録数：市民サポーター 26 名、学生サポーター 1 名、企業サポーター 21 社

令和 7 年度活動内容

開催日	イベント名	内容	参加者数
6 月 16 日	クビアカツヤカミキリ勉強会	クビアカツヤカミキリ対策の野外学習	6 名
7 月 9 日	コシガヤホシクサ栽培への協力	コシガヤホシクサの植替え	1 名
7 月 28 日	フジバカマ保護活動	フジバカマ自生地にて除草作業	5 名
10 月 12 日	オオオナモミ除去活動	葛西用水でのオオオナモミ駆除とキタミソウの観察	4 名
11 月 26 日	コシガヤホシクサ栽培への協力	コシガヤホシクサの種子採取	2 名
2 月 12 日	北越谷第五公園ビオトープ管理作業	北越谷第五公園の清掃、枯れ枝の回収、枝の剪定	10 名
2 月 21 日	キタミソウ観察と河川敷清掃活動	葛西用水でのキタミソウの観察と清掃	7 名
3 月 13 日	環境サポーター交流会	年度事業報告と次年度事業計画説明	15 名
通年	越谷生物多様性子ども調査支援	トンボ調査学習支援など	延べ 49 名



オオオナモミ除去活動



環境サポーター交流会

2-2 協働事業

市では、市民団体との協働による活動も推進しています。令和7年度は、NPO法人越谷ふるさとプロジェクトと共催で事業を実施しました。

(ア) 川をめぐるこども体験バスツアー

平成28年から越谷市内を流れる川とつながる地域を訪問し、水と自然環境について体験的に学習することを目的に、市内の小学生を対象に「川をめぐるこども体験バスツアー」をNPO法人越谷ふるさとプロジェクトと共同で実施しています。

令和7年度は3つの水域から成り立っている霞ヶ浦がある「茨城県霞ヶ浦環境科学センター」を訪れ、水質調査やプランクトン観察を行いました。また、センター内の様々な展示を見学し、クイズなどにチャレンジしながら環境学習を行いました。

日 時：令和7年7月30日(水) 午後8時30分～午後5時

会 場：茨城県霞ヶ浦環境科学センター

内 容：プランクトン観察と本格的な水質調査を行い、越谷市の Sakura Lake（大相模調節池）と比較をする

参加者：市内在住の4年生以上の小学生 22名



(イ) 親子ふれあい自然体験教室

令和3年度より「自然物を使った工作をすることで、自然の楽しみ方や自然との接し方を深める」、「親子で一緒に作業をすることで、好ましい関係を構築する」、「体験活動を通して、感受性、想像力や表現力を高める」ことを目的に、親子ふれあい自然体験教室を実施しています。

○親子ふれあい自然体験教室～ロープワークとミサンガ作り～

日 時：令和7年7月6日(日) 午後1時30分～午後3時30分

会 場：水辺のまちづくり館大会議室

内 容：アウトドアや非常時に役立つロープの使い方を学ぶ、器具によるミサンガ作り

参加者：市内在住の小学生以上の親子7組（計17名）



○親子ふれあい自然体験教室～北欧調のクリスマスクラフト～

日 時：令和 7 年 12 月 7 日(日) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

会 場：水辺のまちづくり館大会議室

内 容：オーナメント（経木のネーベルスロイド、紙ストローのヒンメリ、クリスマスハート）の作成

参加者：市内在住の小学生以上の親子 12 組（計 31 名）



○親子ふれあい自然体験教室～冬鳥の観察会とデコイづくり～

日 時：令和 8 年 2 月 23 日(日) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

会 場：水辺のまちづくり館大会議室

内 容：観察会（Sakura Lake の西側まで移動して冬の水鳥の観察）
工作（カモのデコイをアクリル絵の具で色付け）

参加者：市内在住の小学生以上の親子 9 組（計 23 名）



2-3 こしがやSDGsパートナー

(ア) 制度の概要

本市では、第5次総合振興計画及び越谷市環境管理計画において、各施策をSDGsの17のゴールと結び付け、連携して展開していくこととしています。

今後更にSDGsの目指す「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するためには、行政のみならず、本市にかかわる企業や団体、市民一人ひとりと、共に推進していくことが必要となります。

そこで、共に手を携えSDGsの目標の達成や地域課題の解決に向けた取組を推進していくため、令和5年2月1日よりこしがやSDGsパートナー制度を開始しました。企業、NPO、団体、教育機関、個人、行政等が本制度を起点に連携を深め、将来にわたる持続可能なまちを次世代につないでいくため取組を行っていきます。

○こしがやSDGsパートナーの要件

①対象

- ・市内に事業所等を有し、又は市を拠点に活動している企業、団体、教育機関、特定非営利活動法人、その他の団体、又は個人事業主
- ・市内に在住し、在勤し、在学し、又は活動する個人

②応募要件

- ・SDGsの達成につながる取組をしている・する意欲があること
- ・市や他のパートナーとともに、SDGsの達成や地域課題の解決、SDGsの普及啓発に取り組む意欲があること

③パートナーになると

- ・パートナーには、登録証、こしがやSDGsパートナーオリジナルロゴマークの木製SDGsピンバッジを提供します。(企業には県産木材で作成した木製盾の登録証も発行します。)
- ・パートナーの取組を市のホームページ等でPRします。
- ・パートナー間のネットワークづくりを支援します。
- ・SDGs 関連事業等についての情報提供を行います。
- ・こしがやSDGs パートナーオリジナルロゴマークを使用できます。

※木製ピンバッジ・盾については、森林環境譲与税を活用し作成しています。

○オリジナルロゴマーク

向かい合った2羽のしらこぼとが大空に向かって飛び立つ様子を描き、SDGsに取り組み、市が飛躍していく姿を表現しています。

こしがやSDGsパートナーの登録者については、名刺やホームページなどへ掲載し活用することができます。



(イ) 活動実績

〇こしがやSDGsパートナー登録者数

こしがやSDGsパートナー登録者数（令和8年3月末現在）

	登録数	内訳	内訳登録数	合計
企業・団体等	210	企業	176	236
		団体	14	
		特定非営利活動法人	2	
		個人事業主	13	
		教育機関	3	
		その他団体	2	
個人	26			

〇こしがやSDGsパートナー 市ホームページ掲載用宣言書

こしがやSDGsパートナー登録者のうち、希望する場合は、「市ホームページ掲載用宣言書」を提出することができます。

提出された宣言書については、市公式ホームページへ掲載しています。商品名などを掲載することも可能で、各活動のPRに有効に活用いただいています。

掲載数：79（令和8年3月末現在）

こしがやSDGsパートナー 市ホームページ掲載用宣言書	
企業・団体・個人名	顔するゴール
紹介・これまでの活動など	
※本表が記入された宣言書のSDGsの活動 これらがわかる、新しいSDGsの活動	
所在地： 電話番号：	代表者名： Eメール：

〇こしがやSDGsパートナー展 2025

こしがやSDGsパートナー登録者の活動の紹介を通して、市民へ広くSDGsについて知る機会を提供するため開催しました。

開催期間：令和7年10月20日（月）～10月24日（金）

場 所：越谷市役所エントランス棟1階 みんなのひろば

内 容：こしがやSDGsパートナー登録者による宣言書
及び、オリジナルロゴマーク活用報告書の展示



〇こしがやSDGsパートナー交流イベント

パートナー間の横断的なネットワークづくりを推進するため、パートナーが一堂に会するイベントを開催しました。また、一般の方にも参加していただき、広く意見を交換するグループワークを実施しました。

～脱炭素経営について考えよう～

日 時：令和7年7月8日(火) 午後6時00分～午後8時05分

会 場：越谷市中央市民会館 第13～15会議室

内 容：1. 越谷市の取組について

2. 基調講演

①「脱炭素経営に向けた地域金融機関の取組み」

講師：埼玉りそな銀行 経営企画部 サステナビリティ推進室 室長 鈴木 学 氏

②「見える化から始めるGX経営～排出量とコストを同時に可視化することの重要性～」

講師：SCSK株式会社 GXセンター 顧問 高橋 壮模 氏

3. グループワーク

参加者：こしがやSDGsパートナー8組11名、その他企業4組6名、その他市民等2名 計19名



～SDGsと環境のつながり～

日 時：令和8年2月3日(火) 午後6時00分～午後7時30分

会 場：越谷市役所エントランス棟2階2-1会議室

内 容：1. 市によるこしがやSDGsパートナー制度の年間報告

2. こしがやSDGsパートナー制度の年間活動報告および環境施策について

3. こしがやSDGsパートナー登録者の取組内容について

4. 基調講演「SDGsと環境のつながり」

講師：認定特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター 事務局長 秋元 智子氏

参加者：こしがやSDGsパートナー10組12名、個人登録者1名その他市民1名 計14名



資料編



小鹿野町との交流イベント ティッシュケース工作体験

資料編

第1節 関連条例・規則

●環境政策課関連

越谷市環境条例（平成12年3月31日条例第17号）

越谷市環境条例施行規則（昭和60年11月19日規則第30号）

越谷市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年4月15日規則第45号）

埼玉県生活環境保全条例による越谷市に係る騒音又は振動の規制基準等を定める規則（平成25年3月29日規則第36号）

空閑地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例（昭和44年3月31日条例第19号）

空閑地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例施行規則（昭和44年5月13日規則第16号）

●資源循環推進課・リサイクルプラザ関連

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年3月24日条例第4号）

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成5年3月31日規則第31号）

越谷市まちをきれいにする条例（平成12年3月31日条例第21号）

越谷市まちをきれいにする条例施行規則（平成12年9月26日規則第75号）

越谷市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年12月25日条例第36号）

越谷市路上喫煙の防止に関する条例施行規則（平成19年12月28日規則第104号）

越谷市浄化槽の維持管理に関する条例（昭和51年3月30日条例第12号）

越谷市浄化槽の維持管理に関する条例施行規則（昭和51年7月13日規則第45号）

越谷市浄化槽法施行細則（平成27年3月31日規則第68号）

越谷市浄化槽保守点検業者登録条例（平成26年12月22日条例第104号）

越谷市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（平成27年3月31日規則第63号）

越谷市リサイクルプラザ設置規則（平成19年10月22日規則第92号）

●廃棄物指導課関連

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年3月24日条例第4号）※リサイクルプラザ関連にも記載

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成5年3月31日規則第31号）※リサイクルプラザ関連にも記載

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成26年12月22日条例第103号）

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則（平成27年3月31日規則第104号）

越谷市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成27年3月31日規則第65号）

越谷市土砂の堆積による土壌汚染の防止に関する条例（平成26年12月22日条例第102号）

越谷市土砂の堆積による土壌汚染の防止に関する条例施行規則（平成27年3月31日規則第66号）

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年3月21日条例第12号）

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（令和6年4月4日規則第54号）

第2節 越谷市環境年表

1. 環境保全行政のあゆみ

S31. 1	・「越ヶ谷のシラコバト」が国天然記念物に指定される
S40. 11	・県民の鳥に「シラコバト」決定
S42. 6	・越谷市公害対策本部設置
S44. 1	・衛生課公害係設置
S46. 4	・民生経済部商工課に公害係を移設
S48. 1	・越谷市公害防止条例の制定
4	・民生経済部公害課の設置
S49. 4	・公害課が民生経済部から環境経済部へ組織改正
S52. 11	・東越谷測定局設置
S57. 7	・環境経済部公害課から市民生活部環境保全課に組織改正
S58. 3	・越谷市環境管理計画の策定
S60. 9	・越谷市環境保全条例の制定（越谷市公害防止条例の廃止 S61.1 施行）
S62. 3	・宮内庁埼玉鴨場及び周辺、越ヶ谷久伊豆神社及び周辺を環境保全区域に指定
S63. 11	・市制施行 30 周年を記念し、シラコバトを市の鳥とする
H 元. 3	・「越谷自然探訪」を発行
H 2. 2	・「越谷発・地球環境シンポジウム」を開催
10	・環境庁の「アメニティあふれる優良地方公共団体表彰」を受ける
H 3. 4	・傷病野鳥保護治療事業、傷病野鳥里親事業を開始
H 3. 10	・環境部が新設され、環境部環境保全課となる
H 4. 6	・第1回子ども環境サミット開催（～H12）
9	・環境庁の地球温暖化防止のための実験都市「エコトピア 2000」に指定される
H 5. 2	・「環境自治体国際会議' 93 こしがや」開催
H 5. 3	・越谷市エコトピア計画の策定
H 5	・浄化槽の雨水貯留施設転用助成金交付制度の開始
H 6. 4	・越谷市自然ウォッチング指導員委嘱制度の開始
9	・建設省の平成 6 年度環境共生モデル都市（エコシティ）に指定される
H 7. 4	・水質汚濁防止法に基づく政令市に（水質汚濁防止法 28 条 1 項に基づく権限移譲）
H 9	・ふるさといきもの調査の実施（以降 H29 まで 5 年毎）
H10. 10	・「越谷自然探訪Ⅱいきもの発見図鑑」発行
H12. 3	・越谷市環境保全条例を越谷市環境条例に改正
4	・環境保全課が環境部から環境経済部へ組織改正
H13. 1	・越谷市環境推進会議（庁内会議）設置
H13. 3	・越谷市環境管理計画の全面改定（計画期間～H22）
	・「地球環境にやさしい越谷市率先実行計画」策定（H13～17）

H13. 4	・各種権限移譲を受ける（有害鳥獣駆除に係る野生鳥獣の捕獲等許可、ヤマドリ販売の許可、動物の飼養・収用の許可、特定工場における公害防止組織の整備に関する事務、化製場の設置等に関する事務）
8	・大気汚染防止法に基づく政令市に（大気汚染防止法 13 条 1 項に基づく権限移譲）
H14. 10	・越谷市環境推進市民会議設立
H15. 4	・グリーン電力証書による風力発電業務委託の開始（実施期間～H29. 12）
H16. 11	・特例市に移行
H17. 8	・第1回越谷市環境大会を開催
H18. 3	・「越谷市打ち水大作戦」開催（以降 H24 まで毎年）
	・越谷市環境管理計画の一部改定（計画期間～H22）
	・「地球環境にやさしい越谷市率先実行計画（第2次計画）」策定（H18～24）
H18. 7～9	・第1回越谷いきもの写真コンクール開催（～H27・第10回まで開催）
H20. 12	・「越谷自然探訪Ⅲいきもの発見図鑑」発行
H21. 10	・越谷市住宅用太陽光発電設備設置費補助制度を創設
H23. 3	・越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
	・東京電力福島第一原子力発電所事故発生、放射性物質が拡散
H23. 4	・環境保全課から環境政策課へ組織改正
12	・コシガヤホシクサ野生復帰に向けた栽培を開始
H24. 1	・越谷市環境管理計画の改定（計画期間～R2）
	・越谷市放射線対策基本方針の策定
H25. 3	・市内小学校でビオトープ周辺のトンボの生息状況を調べる「越谷生物多様性子ども調査」の開始
H25. 5	・越谷市率先実行計画（第3次計画）策定（H25～R2）
	・「緑のオアシス 2020 プロジェクト」開始（実施期間～R2）
10	・越谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業告示（事業期間 H26. 7～H46. 8 小中学校 7 校）
H26. 3	・市民共同発電所越谷市第1号機完成（大袋幼稚園）
	・越谷総合食品卸売市場に市内最大規模（423. 25kW）の太陽光発電所が完成
	・「埼玉県シラコバト保護計画」策定、越谷市も連携し協力
H27. 4	・中核市に移行し保健所が新設される（狂犬病登録等の衛生関連業務は保健所へ移管）
	・「こしがや環境サポーター」制度を開始
H28. 2	・千間台西測定局設置
3	・キャンベルタウン野鳥の森にシラコバト保護増殖施設を整備
H29. 5	・越谷市「COOL CHOICE」宣言
7	・越谷市いきもの調査 2017～2020 の実施（R2 まで）

R 1. 6	・森林環境譲与税基金の設置
R 2. 2	・東越谷測定局建替
R 3. 4	・越谷市環境管理計画の全面改定（計画期間～R12）
12	・ゼロカーボンシティ共同宣言
R 4. 4	・越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定（計画期間～R12）
R 5. 2	・越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金および越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金制度へ移行
R 5. 5	・越谷市環境管理計画の一部改定
12	・こしがやSDGsパートナー制度開始
R 6. 7	・越谷市と小鹿野町との森林整備の実施に関する協定締結
R 7. 3	・デコ活宣言
R 8. 4	・こしがや脱炭素コンソーシアムの設立
	・越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の一部改定
	・越谷市環境管理計画中間見直し

2. 廃棄物行政のあゆみ

S33. 11	・市政施行
	・個別収集の開始(越ヶ谷、蒲生、大沢地区の一部)
	・リヤカー7台、大八車、三輪車購入
S35	・トラック1台購入
S36. 1	・「草加・越谷清掃組合」発足
S37. 8	・草加・越谷ごみ焼却炉完成
S40. 10	・「埼玉県東部清掃組合」発足
S42	・燃えないごみの収集開始
S43. 5	・ダストボックス(みどりの箱)による収集開始
S44. 8	・清掃事務所完成
S45. 10	・不燃物収集委託開始
S47. 6	・「越谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定
S47. 8	・ロータリーローダー車購入
S51. 3	・「越谷市浄化槽の維持管理に関する条例」制定
S51. 11	・「越谷市粗大ごみ処理センター」完成(処理能力:75t/5h)
S52. 7	・ダストボックス廃止
S58. 4	・公共下水道の共用開始
	・廃棄物有効利用モデル地区事業の実施
S59. 4	・可燃物収集一部委託開始
S63. 3	・「一般廃棄物処理基本計画」策定
	・「越谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」制定
H 元. 3	・「越谷市資源回収奨励補助金交付要綱」制定
H 2. 3	・「越谷市最終処分場」完成(埋立容量:60,730m ³)
H 3. 3	・粗大ごみ処理センターに不燃物選別処理施設増設 (処理能力:45t/5h)
H 3. 4	・粗大ごみの各戸収集開始(委託)
H 3. 10	・「越谷市粗大ごみ処理センター」を「越谷市資源化センター」に名称変更
H 5. 3	・資源化センターに不燃物処理資源化施設を増設(処理能力:75t/5h)
	・「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」制定
H 5. 6	・ごみ問題シンポジウム開催
	・第1回リユース展開催
	・資源化センターにフロン回収機を設置
H 6. 3	・資源化センターに比重差選別機を増設
	・資源化センターにリユース展示場完成
	・「一般廃棄物処理基本計画」策定
H 6. 4	・不燃物のカゴ収集実施
H 7. 2	・資源化センターに粉砕機選別施設を増設
H 7. 9	・埼玉県東部清掃組合第一工場ごみ処理施設完成 (処理能力 200t/日×4炉)
H 8. 4	・可燃物の透明・半透明袋の導入
H 9. 4	・可燃物の祝日・振替休日の収集開始
H11. 4	・古紙類のごみステーションでの収集を開始

	・「埼玉県東部清掃組合」が「東埼玉資源環境組合」へ名称を変更
H11. 10	・東埼玉資源環境組合の堆肥化施設稼働、伐採枝の堆肥化開始
H12. 3	・「越谷市まちをきれいにする条例」制定
H12. 4	・「越谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱」制定
H13. 11	・危険物の分別(カゴ)収集開始
H14. 3	・「一般廃棄物処理基本計画 ごみ減量・リサイクル編」改訂
H14. 9	・ふれあい収集開始
H16. 3	・「一般廃棄物処理基本計画 生活排水処理・し尿処理編」改訂
H17. 3	・「越谷市の廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」一部改正(資源物の持ち去り禁止の規定)
H18. 1	・「越谷市廃物減量等推進員制度実施要綱」制定
H18. 3	・「一般廃棄物処理基本計画 ごみ減量・リサイクル編」改定
	・リサイクルプラザ資源化施設完成
H18. 4	・15 分別収集開始 (ペットボトル、白色トレイ、古着類、紙パック、雑紙、缶、びんを分別収集)
H19. 11	・リサイクルプラザ啓発施設・業務施設完成
H20. 4	・「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」制定
H21. 9	・粗大ごみの手数料のコンビニエンスストア収納を開始
H23. 1	・「一般廃棄物処理基本計画 生活排水処理・し尿処理編」改定
H23. 3	・「一般廃棄物処理基本計画 ごみ減量・リサイクル編」改定
H24. 8	・再生家具の常時販売開始
H26. 12	・「越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例」制定
H27. 4	・一般廃棄物に関する事務をリサイクルプラザに集約 (浄化槽に関する事務を環境政策課へ移管)
	・中核市移行により、産業廃棄物等に関する事務を実施するため、産業廃棄物指導課を新設
H30. 3	・東埼玉資源環境組合第二工場汚泥再生処理センター完成
R1. 8	・越谷市役所プラスチック・スマート宣言
R3. 4	・リサイクルプラザから資源循環推進課へ組織改正を行い、浄化槽に関する事務を環境政策課より移管
	・産業廃棄物指導課から廃棄物指導課へ組織改正を行い、一般廃棄物に関する事務の一部をリサイクルプラザより移管(一般廃棄物処理業に関する事務)
R6. 7	・「越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例」制定
R7. 5	・「越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例」を「越谷市土砂の堆積による土壌汚染の防止に関する条例」に改正

第3節 生活環境基準等

1. 大気

【巻末資料①】

○大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること (R8.4~) オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること

○有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること

○ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境基準
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

○微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に係る環境基準

物質	環境基準
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること

○光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	指針
非メタン炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲であること (昭和 51 年 8 月 13 日中央公害対策審議会答申)

○環境基準の評価方法

物質	評価方法	
二酸化硫黄	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
	長期的評価 (1 日平均値の 年間 2%除外値)	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値が、0.04ppm 以下であること ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと
一酸化炭素	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 20ppm 以下であること
	長期的評価 (1 日平均値の 年間 2%除外値)	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値が、10ppm 以下であること ただし、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
	長期的評価 (1 日平均値の 年間 2%除外値)	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続しないこと
光化学オキシダ ント	R8.3 まで	年間を通じて、昼間(5～20 時)の時間における 1 時間値が 0.06ppm 以下であること
	短期的評価 (R8.4 から)	測定結果の日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値を短期基準 (8 時間値 0.07ppm 以下) と比較する
	長期的評価 (R8.4 から)	測定結果の日最高 8 時間値の 1 年平均値を長期基準 (年平均値 0.04ppm 以下) と比較する
二酸化窒素	長期的評価 (1 日平均値の 年間 98%値)	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの (1 日平均値の年間 98%値) が 0.06ppm 以下であること
微小粒子状物質 (PM2.5)	短期基準	長期的評価としての測定結果の年間 98 パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う
	長期基準	測定結果の 1 年平均値について評価を行う

【巻末資料②】

○光化学スモッグ注意報等の発令基準

発令区分	発令基準
予報	オキシダント濃度が高くなると予想されるとき
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上
警報	オキシダント濃度 0.20ppm 以上
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上

2. 水質

①公共用水域の水質汚濁に係わる環境基準

【生活環境の保全に関する「生活環境項目」環境基準】

市内の主要 5 河川は、C 類型に指定されています。また、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS は水生生物保全環境基準の生物 B に指定されています。

項目	基準値
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/ℓ以下
浮遊物質 (SS)	50mg/ℓ以下
溶存酸素量 (DO)	5mg/ℓ以上

*大腸菌数について、越谷市内の河川に基準値は適用されません。

*COD、全リン、全窒素について、河川の基準値はありません。

項目	基準値
全亜鉛	0.03mg/ℓ以下
ノニルフェノール	0.002mg/ℓ以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 (LAS)	0.05mg/ℓ以下

【人の健康の保護に関する「健康項目」環境基準】

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

【要監視項目】

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質で、現在は 33 項目が指定されています。

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
クロルニトロフェン (CNP)	— mg/ℓ以下
トルエン	0.6 mg/ℓ以下

項目	指針値
キシレン	0.4 mg/ℓ以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ニッケル	— mg/ℓ以下
モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ウラン	0.002 mg/ℓ以下
ペルフルオロオクタン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/ℓ以下※
フェノール	0.08 mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	1 mg/ℓ以下
4-tert-オクチルフェノール	0.004 mg/ℓ以下
アニリン	0.02 mg/ℓ以下
2,4-ジクロロフェノール	0.03 mg/ℓ以下

※PFOS 及び PFOA の合計値

②工場・事業場に適用される排水基準

○日平均排水量が 10m³ 以上の特定事業場及び指定排水工場等※¹ に適用

生活環境項目（上乗せ項目）

単位：mg/ℓ

項目	排水基準値
生物化学的酸素要求量（BOD）	25（日間平均 20）
浮遊物質（SS）	60（日間平均 50）
フェノール類含有量	1

*特定施設の一部については、種類・設置時期により数値が異なります。

生活環境項目（上乗せ以外の項目）

単位：mg/ℓ（水素イオン濃度及び大腸菌数を除く）

項目	排水基準値	項目	排水基準値
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	溶解性鉄含有量	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5	溶解性マンガン含有量	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類量）	30	クロム含有量	2
銅含有量	3	大腸菌数	日間平均 800 [CFU/mℓ]
亜鉛含有量	2	窒素含有量※	120(日間平均 60)
		りん含有量※	16(日間平均 8)

*日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場に適用

※¹：指定排水工場等

埼玉県生活環境保全条例に規定されている以下の 6 施設（水質汚濁防止法に規定されている施設は除く）を設置している工場又は事業場のこと。

- 1) 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（1 日 350 食以上）
- 2) 共同調理場又は病院に設置されるちゅう房施設（1 日 350 食以上）
- 3) 共同調理場及び病院以外の特定給食施設に設置されるちゅう房施設（1 日 350 食以上）
- 4) コルゲートマシン
- 5) 飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積 250m² 以上）
- 6) 野菜又は果実の洗浄又は切断等による加工を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設

○日平均排水量が 10m³ 未満の一部の特定事業場※² 及び指定排水工場に適用

生活環境項目（3 項目）

単位：mg/ℓ（水素イオン濃度を除く）

項目	排水基準値
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	150（日間平均 120）
浮遊物質（SS）	180（日間平均 150）

*日平均排水量が 10m³ 以上の指定外工場等にも上記の基準値が適用されます。

*指定土木建設作業にも上記水素イオン濃度、浮遊物質の基準値とノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油類含有量）5mg/ℓが適用されます。

※²：日平均排水量が 10m³ 未満であっても規制基準が適用される特定施設

水質汚濁防止法施行令 別表第 1

- 1) 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設等
- 2) 共同調理場（総床面積 500m² 以上）に設置されるちゅう房施設
- 3) 弁当仕出屋又は弁当製造業（総床面積 360m² 以上）の用に供するちゅう房施設
- 4) 飲食店のちゅう房施設（該当面積は業種により異なる）
- 5) 病床数 300 床以上の病院に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設
- 6) 自動車分解整備事業の洗車施設（屋内作業場面積 800m² 以上）
- 7) し尿処理施設（501 人槽以上のし尿浄化槽等）
- 8) 指定地域特定施設（201～500 人槽のし尿浄化槽）

○有害物質（すべての工場又は事業場に適用）

単位：mg/ℓ

項目	排水基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03
シアン化合物	シアンとして 1
有機りん化合物	1
鉛及びその化合物	鉛として 0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.2
ひ素及びその化合物	ひ素として 0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界 0.0005)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02

項目	排水基準値
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロパン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	ほう素として 10
ふっ素及びその化合物	ふっ素として 8
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物*	100(*)
1,4-ジオキサン	0.5

*1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

3. 騒音・振動

3-1. 騒音

(ア) 環境基準

騒音の環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準で、環境基本法第16条の規定に基づき「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」により定められています。

○環境基準（一般地域）

時間区分 区域の区分		昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌6:00
A 地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下

○道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
a 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びc 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

○幹線交通を担う道路※1に近接する空間※2の環境基準（特例）

区分	昼間	夜間
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた室内	45dB 以下	40dB 以下

※1 「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道

※2 「近接する空間」：道路端から2車線以下では15m、3車線以上では20m区間

(イ) 騒音の規制

工場等の騒音は、騒音規制法、埼玉県生活環境保全条例及び越谷市環境条例によって規制されています。

騒音規制法では、工場・事業場騒音と建設作業騒音について規制しています。その他、道路騒音については、生活環境が著しく損なわれているとき、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制等の要請や道路管理者等に意見を述べることができると定められています。

埼玉県生活環境保全条例では、法で規制されている以外の工場・事業場の騒音や、資材置場・自動車駐車場・トラクターミナルといった野外作業場における作業騒音、深夜営業騒音及び拡声機騒音について規制しています。

越谷市環境条例では、法や県条例で規制されている以外の工場・事業場の騒音を規制しているほか、指定建設作業に伴う規制基準を定めて規制しています。

① 騒音規制法

○特定工場等の騒音の規制基準

時間区分 区域の区分		昼間 8:00～19:00	朝 6:00～8:00 夕 19:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00
1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	45 dB
2 種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55 dB	50 dB	45 dB
3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
4 種	工業地域 工業専用地域	70 dB	65 dB	60 dB

※事業場の敷地境界における基準値

※学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする（1 種区域除く）

○特定建設作業及び指定建設作業騒音の基準値（一般地域）

基準値	85 dB
作業禁止時間	19:00～翌 7:00
最大作業時間	10 時間／日
最大作業日数	連続 6 日
作業禁止日	日曜・休日

※特定建設及び指定建設作業を行う場所の敷地境界における基準値

○自動車交通騒音の要請限度

区域の区分	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00
a 区域※1 及び b 区域※1 のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域※1 のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路※2 に近接する区域（特例）	75 dB	70 dB

※1. a 区域は住居専用地域、b 区域は住居地域、c 区域は商工業地域

※2. 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市町村道

② 埼玉県生活環境保全条例

ア. 指定工場等の騒音の規制基準

騒音規制法 特定工場などの騒音の規制基準と同じです。

イ. 指定騒音作業の騒音の規制基準

騒音規制法 特定工場などの騒音の規制基準と同じです。

ウ. 拡声機使用に関する規制基準

商業宣伝を目的とした拡声器の使用について、使用基準が定められています。

○店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

区域の区分	10:00～18:00	18:00～翌 10:00	使用方法
第 1 種区域	60 dB	使用禁止	1 回の使用は 20 分以内で、次の使用までに 10 分以上の間隔をおくこと
第 2 種区域	65 dB		
第 3 種区域	75 dB		
第 4 種区域	80 dB		

※騒音が問題となる屋外の地上 1.5mにおける基準値

区域の区分については騒音規制法 特定工場等の騒音の規制基準の区分と同じ

○移動しながら拡声機を使用する場合

区域の区分	10:00～18:00	18:00～翌 10:00	使用方法
第 1 種区域	70 dB	使用禁止	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 100m以内では使用禁止
第 2 種区域	75 dB		
第 3 種区域	85 dB		
第 4 種区域	85 dB		

※停止時、音源から 10m離れた地上 1.5mの位置における基準値

区域の区分については、騒音規制法 特定工場等の騒音の規制基準の区分と同じ

エ. 深夜営業騒音の規制基準

深夜営業における騒音が規制対象となっています。

○規制対象営業

1	飲食店	4	ゴルフ練習場
2	ボーリング場	5	小売店（店舗面積 500 m ² 以上）
3	バッティングセンター	6	公衆浴場（保養を目的とするもの）

区域の区分	時間帯	規制基準値	音響機器の使用規制
		22:00～翌 6:00	23:00～翌 6:00
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		45 dB	以下の音響機器の使用禁止。ただし、営業を行う場所の外部に音が漏れない場合を除く 1. カラオケ装置 2. ステレオセットその他の音声機器 3. 拡声装置 4. 録音・再生装置 5. 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る） 6. 楽器
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域		50 dB	商業・工業・工業専用地域は対象外

※事業場の敷地境界における基準値

オ. 作業場等における騒音の規制基準

規制対象作業場は、次のとおりです。

1. 廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所（150m²以上であるもの）
2. 自動車駐車場（20 台以上駐車できるもの）
3. トラクターミナル

時間区分 区域の区分		昼間 8:00～19:00	朝 6:00～8:00 夕 19:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00
1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	45 dB
2 種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55 dB	50 dB	45 dB
3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
4 種	工業地域 工業専用地域	70 dB	65 dB	60 dB

※作業場等の敷地境界線における基準値

※学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする

③ 越谷市環境条例

ア. 一般の騒音の規制

騒音規制法 特定工場等の騒音の規制基準と同じです。

イ. 指定建設作業に伴う騒音の規制

騒音規制法 特定建設作業の騒音の規制基準と同じです。

3-2. 振動

（ア）振動の規制

工場等の振動は、振動規制法、埼玉県生活環境条例及び越谷市環境条例によって規制されています。

振動規制法では、工場・事業場振動と建設作業振動について規制しています。その他、道路交通振動については、生活環境が著しく損なわれているとき、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制等の要請や道路管理者に対し、振動防止の措置を要請できることなどが定められています。

埼玉県生活環境保全条例では、法律で規制されている以外の工場・事業場の振動や資材置場・自動車駐車場・トラクターミナルといった野外作業場における作業振動について規制しています。

また、越谷市環境条例では、指定建設作業に伴う規制基準を定めて規制しています。

①振動規制法

○特定工場等の振動の規制基準

時間区分 区域の区分		昼間 8:00~19:00	夜間 19:00~翌8:00
1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	60 dB	55 dB
2 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	65 dB	60 dB

※事業場の敷地境界における基準値

※学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dB減じた値とする

○特定建設作業及び指定建設作業振動の基準値（一般地域）

基準値	75 dB
作業禁止時間	19:00~翌7:00
最大作業時間	10時間/日
最大作業日数	連続6日
作業禁止日	日曜・休日

※特定建設及び指定建設作業を行う場所の敷地境界における基準値

○道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間 8:00~19:00	夜間 19:00~翌8:00
第一種区域	65 dB	60 dB
第二種区域	70 dB	65 dB

※区域の区分については、振動規制法 特定工場等の規制基準と同じ

②埼玉県生活環境保全条例

○指定工場等の振動の規制基準

振動規制法 特定工場などの振動の規制基準と同じです。

③越谷市環境条例

○指定建設作業に伴う振動の規制

振動規制法 特定建設作業の振動の規制基準と同じです。

4. 化学物質等

4-1. 化学物質

【参考資料①】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（略称：P R T R 法、化管法）」では、平成 13 年 4 月からは事業者による排出量等の把握、平成 14 年 4 月からは排出量等を届出する制度が設けられました。

「埼玉県生活環境保全条例」では、平成 14 年 4 月からは事業者による取扱量の把握、平成 15 年 4 月からは取扱量を報告する制度が設けられました。

本市では、平成 17 年 4 月に県から権限移譲を受け、P R T R 法及び県条例に関する事務を行っています。

【参考資料②】

○ P R T R 法届出対象事業所の条件

- ①対象業種 指定された 24 業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者
- ②従業員数 常用雇用者数 21 人以上の事業者
- ③取扱量等 次のいずれかに該当すること
 - a) 第一種指定化学物質の年間取扱量が 1t 以上である事業所を有する事業者
 - b) 特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5t 以上である事業所を有する事業者
 - c) 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者
 - d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者
 - e) ごみ処分業または産業廃棄物処分業を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者
 - f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

○ 埼玉県生活環境保全条例届出対象事業所の条件

- ①対象業種 指定された 24 業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者
- ②従業員数 常用雇用者数 21 人以上の事業者
- ③取扱量等 特定化学物質(※)の質量が 500kg 以上である事業所を有する事業者
 - ※特定化学物質 第一種指定化学物質 515 物質、第二種指定化学物質 134 物質、埼玉県が指定した 14 物質の合計 663 物質

4-2. ダイオキシン類

【参考資料①】

○ダイオキシン類の基準等

媒体	基準等
大気環境基準	0.6 pg-TEQ/m ³ (年間平均値)
水質環境基準 (公共用水域・地下水)	1 pg-TEQ/ℓ
土壌環境基準	1,000 pg-TEQ/g (調査指標として 250 pg-TEQ/g 以上)
水道水の基準	1 pg-TEQ/ℓ

【参考資料②】

○大気排出基準

単位：ng-TEQ/m³N

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設基準	既設基準※
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5m ² 以上、又は 焼却能力が 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h～4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

※廃棄物焼却炉 (火格子面積 2m² 以上又は焼却能力が 200kg/h 以上) 及び製鋼用電気炉は、平成 9 年 12 月 1 日までに設置されたもの、それ以外の施設は平成 12 年 1 月 15 日までに設置されたものが既設

○ばいじん・燃え殻の処理基準

単位：ng-TEQ/g

媒体	処理基準
ばいじん・燃え殻	3

○水質排出基準

単位：pg-TEQ/ℓ

特定施設種類	排出基準
・硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積 0.5㎡以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

5. 悪臭

①悪臭防止法

悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護をすることを目的としており、本市では、市内全域において特定悪臭物質による規制を行っています。

○敷地境界線における規制基準（22 物質）

単位：ppm

特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
	B 区域・C 区域以外	農業振興地域	工業地域・工業専用地域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

○煙突等の排出口における規制基準（13 物質）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

排出口における規制基準は、敷地境界線の規制基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める換算式により算出します。

排出口における規制基準

$$q \text{ (m}^3\text{N/h)} = 0.108 \times H e^2 \times C m$$

$H e$ (m) : 排出口の高さの補正値

$C m$ (ppm) : 敷地境界線の規制基準値

○排出水中の規制基準（4 物質）

物質名	排水の流量（m ³ /s）	排水中の濃度（mg/ℓ）		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え、0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え、0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え、0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二酸化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え、0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

②埼玉県生活環境保全条例

埼玉県では、悪臭の規制を臭気指数による規制と特定悪臭物質による規制を行っており、どちらか一方の規制方式を選択することとなっています。

本市では、現在、特定悪臭物質による規制方式を取っているため、下記の業種に埼玉県生活環境保全条例の規制が適用されます。

○規制対象業種（13 業種）

1	塗装工事業	8	プラスチック製品製造業（強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く）
2	食料品製造業	9	ゴム製品製造業
3	合板製造業	10	電線・ケーブル製造業
4	家具製造業	11	金属製品製造業（塗装工程を有するものに限る）
5	パルプ・紙・紙加工品製造業（塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る）	12	一般機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る）
6	印刷業	13	輸送用機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る）
7	化学工業		

○規制基準

区域の区分	許容限度	敷地境界線	気体排出口
下記以外の区域		臭気濃度 10	臭気濃度 300
近隣商業地域、商業地域、準工業地域		臭気濃度 20	臭気濃度 500
工業地域、工業専用地域		臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

※臭気濃度とは、ある臭気を無臭の空気希釈し、臭わなくなったときの希釈倍数のことです。
 三点比較式臭袋法により測定します。

○悪臭物質の臭気強度別濃度

単位：ppm

臭気強度 物質名	1	2	2.5	3	3.5	4	5
	やっと感 知できる におい	何のにお いがわ かる弱い におい	規制基準	らくに感 知できる におい	—	強い におい	強烈な におい
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ³
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10 ²
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

○悪臭物質の主要発生源事業場

悪臭物質	においの性質	主な業種
アンモニア	し尿臭	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎ	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャバツ	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル		
トリメチルアミン	腐った魚	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	アセトアルデヒド製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	シンナー	
メチルイソブチルケトン	ガソリン	
トルエン		
キシレン		
スチレン	都市ガス	スチレン製造工場、ポリスチレン製造・加工工場、SBR 製造工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処理場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のよ	
イソ吉草酸	うなにおい	

第4節 用語解説

あ行

・アイドリングストップ

駐停車や信号待ちの間にエンジンを切り、無用なアイドリング（自動車などが停車状態でエンジンを動かし続けること）を行わないようにすること。

・アオコ

水中の植物プランクトンが大量に増殖し池や湖沼の水面が緑色の粉をまいたようになること。水面を覆うことで水草などの水生生物が光合成ができずに死滅したり、夜間呼吸によって水中の酸素が大量に消費され魚類などが死滅する。また、岸辺に打ち上げられ腐って悪臭を放ったり、浄水施設のろ過装置に負荷をかけることがある。

・エコドライブ

急発進・急加速をしない、不要な荷物の積載を止める、アイドリングを行わない、適正な経済的速度で走行することなど、排気ガスの量を極力減らす運転のこと。

・エコウィーク

平成 20（2008）年よりイオンレイクタウンを中心に行われる、参加・体験型の環境イベント。出展者は企業・行政・団体（NPO 法人など）で、毎年 10 月頃に行われている。

・SDGs

Sustainable Development Goals の略称。平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、平成 28 年から令和 12 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 の指標から構成されている。

・SDGs ローカル指標

国連による 232 の指標は、必ずしも日本の国レベルや自治体レベルにおける SDGs の取組で使いやすいものとはなっていないため、内閣府地方創生推進事務局に設置された「自治体 SDGs 推進評価・調査検討会＜自治体 SDGs 推進のためのローカル指標検討 WG＞」が中心となって公開する指標のこと。

・SPM

浮遊粒子状物質。Suspended Particulate Matter の略。大気汚染にかかる環境基準で、「大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの」と定義される。この粒径のものは大型のものに比べ気管に入りやすく、健康への影響が大きい。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂じん、森林火災の煙、火山灰などがある。

・エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。

・温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称である。環境省において年間排出量などが把握されている物質としては、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF_6)、三フッ化窒素(NF_3)の 7 種類がある。

か行

・合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した污水）を処理することができる浄化槽をいう。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べてはるかに処理能力が高く（BOD除去率 90%以上、処理水 BOD $20\text{mg}/\ell$ 以下）、下水道の終末処理場と同等の放流水質に処理することができる。

・カレット

ガラスびんを原料用に細かく砕いたもので、リサイクル製品の原材料等（再商品化製品）の 100%を占める。

・環境保全区域

良好な自然環境を有し、希少な野生動植物が生息する地域などを、「環境保全区域」として指定し、区域内における一定の事業に対して、事業者へ届出を義務付け、環境への影響を監視することによって、区域内の環境を将来的に保全していくもの。

・気候変動

長い時間を見た気候の変動や変化のこと。大気の平均状態である気候の変動や変化の要因には、外部強制力と内部の要因の二つに分けられ、特に外部強制力については自然的要因と人為的要因がある。自然的要因の例としては、太陽活動の変動や火山噴火による特定の微粒子の増加などがあり、人為的要因の例としては、人間活動に伴う化石燃料や土地利用の変化による温室効果ガスの増加などが挙げられている。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

・気候変動適応

気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する（または温暖化の好影響を増長させる）こと。直接的に特定のシステムへの温暖化影響を制御するという特徴を持つ。

・キタミソウ

北方のツンドラ地域を中心に広く分布しているが、国内では北海道、埼玉、奈良、熊本の各道県に隔離分布する、とても珍しい植物。ごく小形の植物で花の大きさは 1~2mm、葉は長楕円形で無毛、長さは 1~2 cm で長い柄がある。堰の上流や用水の脇など湿り気があり、冬季には水がなくなり、夏場は冠水する、特殊な場所を好んで生育する。市内で最も多く群生して見られるのは、葛西用水路瓦曽根溜井。埼玉県レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類。

・クールチョイス

地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという国民運動。地球温暖化対策のために、エコカーを買う、効率が良い照明に替える、公共交通機関を利用するなどの行動を「選択」すること。

・クールビズ

オフィスでの地球温暖化防止に向けた取組の一つとして、夏の室内温度を 28℃にするに当たり、その職場環境でも快適に過ごすことができるビジネススタイル。過度な冷房に頼らず、涼しく働きやすい服装をいう。

・グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャーの呼称。自然が有する多様な機能や仕組みを活用したインフラストラクチャー（社会基盤施設）や土地利用計画を指す。森林をはじめ、河川や農地、緑地、海岸などグリーンインフラの構成要素は非常に幅広く、それらの多面的な機能をうまく活用する取組が進められている。

・グリーン購入

物品等を購入する際に、その必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを買うように努めること。

・光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンなどの酸化性物質（オキシダント）の総称である。強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。

・コシガヤホシクサ

ホシクサ科の一年草で、ため池の岸辺や河原、水中でも生育し、8~9 月に花茎を伸ばし、白い星型の小さな花をつける植物。昭和 13 年（1938 年）、東京大学植物学教室の前川文夫教授が越谷市の元荒川付近で発見し、新種であったので地名に因んでコシガヤホシクサと命名されたが、その後、越谷市周辺では見られなくなっている。

茨城県下妻市の砂沼で、昭和 50 年（1975 年）に再発見されたが、平成 6 年（1994 年）に絶滅し、環境省の維管束植物のレッドリストに野生絶滅として指定されている。

さ行

・再生可能エネルギー

化石燃料や鉱物などのような短期間で再生できない枯渇性資源によらないエネルギー。具体的には、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等を指す。

・再生資源物

使用を終了し、再生資源として収集された金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器その他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物を指す。

・在来種フジバカマ

関東以西の本州、四国、九州の川の土手などに野生する高さ 1～1.5mの多年草。近年、河川改修などの影響で自生地が減っている。市では、埼玉鴨場西側の元荒川沿いなどで確認できる。埼玉県レッドリスト絶滅危惧ⅠB類。

・産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他のもので、廃棄物処理法で 20 種類のものが定められている。これ以外の廃棄物は、一般廃棄物としている。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などによって、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれのあるものを特別管理産業廃棄物として、特に厳しく管理することが義務付けられている。

・COD

化学的酸素要求量。Chemical Oxygen Demand の略。水質の指標の一つ。湖沼の環境基準値として使用されている。過マンガン酸カリウムなどの酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。値が高いほど有機物が多いことを示し、水質汚濁が進んでいることを示す。

・市民共同発電

太陽光や風力といった自然エネルギーを利用する発電所で、市民が共同で作ったものを指す。運営形態は、出資金による株式会社の設立、NPO法人や法人化しない非営利活動任意市民団体など様々であり、規模や手法も様々である。

・シュレッダーダスト

工業用シュレッダーで廃家電や廃自動車を破碎し、金属などを回収した後に、産業廃棄物として捨てられるプラスチック・ガラス・ゴムなど破片の混合物。

・循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

・省エネ法

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の略称。事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が 1500 kℓを超える場合、特定事業者として国にエネルギー使用状況等を報告する義務がある。

・条件付特定外来生物

外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間適応除外とする生物。現時点では「アメリカザリガニ」と「アカミミガメ」の 2 種が指定されている。両種共に日本全国で在来生物等に大きな影響を与えているが、一方で飼育者が非常に多く、単に特定外来生物に指定して飼

育等を禁止することによって手続きが面倒などの理由で野外へ放す飼育者が増えると予想され、かえって生態系等への被害を生じる恐れがあったため、「捕獲・飼育・無償譲渡」を適用除外とし、「放出・販売・頒布・購入」が禁止となる「条件付特定外来生物（通称）」に指定されることになった。

・シラコバト

市の鳥。全長 30 センチ前後の乳白色のハトで首には黒い線が入っている。一時は絶滅寸前だったが、現在では埼玉県の一部を中心に千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・東京都などの一部にも分布している。昭和 31 年に国の天然記念物に、40 年には県民の鳥に定められている。

・スラグ

焼却灰を灰溶融炉で高温で溶かして水で冷やして砂状のつぶにしたもの。

・生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物等地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとのさまざまな生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

環境負荷の低減と持続可能な社会の実現及びエネルギー・セキュリティの向上を目的に、住宅における一次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

・絶滅危惧種

絶滅の危機にある生物種のこと。国際自然保護連合（IUCN）が定めたレッドリストのカテゴリーを指す場合もある。

・ゼロカーボンシティ

「2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」のこと。

た行

・ダイオキシン類(Dioxins and dioxin-like compounds)

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）の総称である。これらは塩素で置換された 2 つのベンゼン環という共通の構造を持ち、類似した毒性を示す。ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副合成物として生成する。2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）はダイオキシン類の中では最も毒性が高く、IARC により「人に対する発がん性がある」と評価されている。マウスでの動物実験では催奇性が確認されている。

・単独処理浄化槽

みなし浄化槽ともいう。トイレの汚水のみを処理する浄化槽。浄化槽法により平成 13 年 4 月 1 日から製造及び販売が禁止された。

・多面的機能

農地（農業・農村）の多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能」のこと。

・窒素酸化物

光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす大気汚染物質であり、主な発生源は、自動車の排気ガスである。特に毒性の高い二酸化窒素（NO₂）は、大気汚染防止法によって環境基準が定められている。

・長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。具体的には、耐震性、耐久性、維持管理対策、バリアフリー、省エネルギー性が一定以上の基準である住宅を指す。

・電子マニフェスト

電子情報処理ネットワークを使用して、排出事業者・収集運搬業者・処分業者が電子化したマニフェスト情報を報告・管理する仕組みのこと。

・特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定される、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがある動植物。

な行・は行

・バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

・廃棄物

廃棄物処理法では、占有者が自ら利用し、又は他人に売却することができないために不要となった、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体などの汚物又は不要物で、固形状又は液状のものと定められている。廃棄物はさらに、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される（ただし、放射性物質及びこれによって汚染されたものは、この法律からは除かれている。）。

・ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

・BOD

生物化学的酸素要求量。Biochemical Oxygen Demand の略。河川の汚れの代表的な指標の一つ。水中のさまざまな物質をバクテリアが分解する際に消費される酸素の量で示され、値が高いほど汚濁が進んでいることを示す。

・ビオトープ

生物群集の生息空間を示す言葉（外来語）である。日本語に訳す場合は生物空間、生物生息空間とされ、転じて生物が住みやすいように環境を改変した場（沼沢地など）を指す場合が多い。

・東埼玉資源環境組合（REUSE）

越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町の 5 市 1 町で構成されている一部事務組合で、可燃ごみとし尿を処理している。

・PM2.5

微小粒子状物質。Particulate Matter 2.5 の略。直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子。SPM よりもはるかに小さい粒子。PM2.5 はぜんそくや気管支炎を引き起こす。大きな粒子より小さな粒子の方が気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられている。

・PFOA（ピーフォア）、PFOS（ピーフォス）

ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）の略称。生分解をほとんど受けず環境中に長い時間残存する難分解性有機フッ素化合物。独特の性質をもち、発ガン性や発達障がいなどの報告があるが、急性毒性はあまり強くない。低濃度で優れた界面活性効果を示すことから広範囲に使用されてきた。毒性に関しての最終的な結論はまだ確定していない。

・4R（フォーアール）

リフューズ（Refuse）、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の4つのR（アール）の総称。リフューズとはごみとなるものの受け取りを断ること。リデュースとは、物を大切に使いごみを減らすこと。リユースとは、使える物は繰り返し使うこと。リサイクルとは、廃棄物などを再生利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル、元の化学成分に戻して再利用するケミカルリサイクルの3つがある。

・フードドライブ

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設などに寄付する活動。食品ロス削減につながる。

・プラグインハイブリッド車（PHEV）

ガソリンエンジンを積んだハイブリッドカーにコンセントから差込みプラグを用いてバッテリーにも充電できるようにした車のこと。電気のみで走行し、バッテリーが切れた際には燃料での走行が可能である。

・フロン類

フッ素と炭素の化合物で、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の総称。オゾン層を破壊するクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を「特定フロン」、オゾン層を破壊しないハイドロフルオロカーボン（HFC）を「代替フロン」と呼ぶ。

・ペロブスカイト太陽電池

発電層にペロブスカイト構造を用いた太陽電池のことで、従来のシリコン系太陽電池に比べて薄く軽量で柔軟性があり、設置場所の自由度が高いという特徴がある。ペロブスカイト構造とは特定の結晶構造を持つ物質のことで、その構造を持つ化合物は太陽光を効率的に電気に変換する特性を持っている。

ま行・や行

・屋敷林

厳しい気象環境の緩和と燃料・建築材の需給を目的として家屋の周りに設けられた樹木群。

・屋根貸し太陽光発電

再生可能エネルギーにより発電された電力の長期間買取が約束された、「固定価格買取制度」が2012年に開始されてから普及したもの。発電事業者は建物の屋根を発電事業者に借り、太陽光発電設備を設置し、建物所有者に賃貸料を払い、売電による収益を得る。建物屋根だけではなく土地等でも同様の事業が行なわれている。

・熔融メタル

焼却灰を高温で溶かした結果発生するもので、鉄・銅・ニッケル・金・銀などを含むもの。

ら行・わ行

・リチウムイオン蓄電池

正極と負極を持ち、その間をリチウムイオンが移動することで充放電を行う電池のこと。長寿命で小型化が可能。

・リターナブルびん

あきびんを回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびんのこと。

・緑道

河川や水路等の存在を活かして、水辺を楽しく歩ける散歩道として整備しているもの。主な施設として、舗装した遊歩道に植栽、照明灯、休憩施設などを設けたものが多いが、遊歩道のみの場合もある。

・レッドリスト

IUCN（国際自然保護連合）により作成された、絶滅の恐れのある野生生物のリスト。

○アライグマ・ハクビシンについて

アライグマ（特定外来生物）



北米原産のアライグマ科の哺乳類。体重 4～10 数 kg、頭胴長 40～60cm、尾長 20～40cm。

目の周りを覆う黒い毛（アイマスク）と縞模様の尾が特徴的である。

1970 年代後半ごろ、ペットとして輸入されたが、飼いきれなくなった個体が遺棄され野生で繁殖した。越谷市内全域で農作物に関する被害や家屋被害があり、近年捕獲数が急増している。

ハクビシン



中国大陸部を中心に、東南アジア・台湾・日本などに広く分布している、ジャコウネコ科の哺乳類。体重 3～5kg、頭胴長 50～70cm、尾長 40cm。

ハクビシン（白鼻芯）の名のとおり、鼻筋に白い線のように生えている毛が特徴。外来種であると考えられており、アライグマと同じく、越谷市内全域で農作物に関する被害や家屋被害があり、近年捕獲数が急増している。

令和 8 年度 越谷市環境白書

発 行 日：令和 8 年(2026 年)10 月

発 行：越谷市環境経済部 環境政策課、資源循環推進課、廃棄物指導課

問 合 せ：越谷市環境経済部環境政策課

住 所：埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号

電話番号：048-963-9183

E - m a i l：kankyo@city.koshigaya.lg.jp



越 谷 市